

令和 8 年第 1 回

森 町 議 会 会 議 録

6 月 会 議

令和8年第1回森町議会6月会議会議録（第1日目）

令和8年6月16日（火）

開議 午前10時00分

休会 午後 7時00分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
令和7年度森町一般会計補正予算（第14号）
- 7 報告第 2号 専決処分した事件の報告について
令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
- 8 報告第 3号 専決処分した事件の報告について
令和7年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）
- 9 報告第 4号 専決処分した事件の報告について
令和7年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）
- 10 報告第 5号 専決処分した事件の報告について
令和7年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）
- 11 報告第 6号 専決処分した事件の報告について
令和7年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 報告第 7号 専決処分した事件の報告について
令和7年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第4号）
- 13 報告第 8号 専決処分した事件の報告について
令和7年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7号）
- 14 報告第 9号 令和7年度森町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 15 報告第10号 令和7年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 16 議案第 1号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 17 議案第 2号 令和8年度森町一般会計補正予算（第3号）
- 18 議案第 3号 令和8年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 19 議案第 4号 令和8年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 20 議案第 5 号 令和8年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 21 議案第 6 号 令和8年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 22 議案第 7 号 工事請負契約の締結について
【掛潤揚水機場設備整備工事（その1）】
- 23 議案第 8 号 財産の取得について
【非常用備蓄品防災毛布1,480枚】
- 24 議案第 9 号 財産の取得について
【間仕切りパーティション264張】
- 25 議案第10号 財産の取得について
【作業用車両1台】
- 26 議案第11号 財産の取得について
【Wキャブトラック1台】
- 27 同意第 1 号 農業委員の選任について【住吉 隆子】
同意第 2 号 農業委員の選任について【小森 昭彦】
同意第 3 号 農業委員の選任について【宮本 秀逸】
同意第 4 号 農業委員の選任について【加藤 秋彦】
同意第 5 号 農業委員の選任について【青山 純司】
同意第 6 号 農業委員の選任について【黒澤 寿光】
同意第 7 号 農業委員の選任について【猪子 和博】
同意第 8 号 農業委員の選任について【皆川 毅】
同意第 9 号 農業委員の選任について【河野 芳之】
同意第10号 農業委員の選任について【甲田 祐康】
同意第11号 農業委員の選任について【豆澤 俊二】
同意第12号 農業委員の選任について【下小路圭介】
同意第13号 農業委員の選任について【出口 優果】
同意第14号 農業委員の選任について【高瀬 幸巳】
同意第15号 農業委員の選任について【佐橋 悟】
- 28 意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策
の充実・強化を求める意見書
- 29 意見書案第2号 東京一極集中の税の偏在是正及び地方の持続的発展に向けた施
策の強化を求める意見書
- 30 意見書案第3号 令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 31 意見書案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 32 意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育
予算拡充とゆたかな学びを求める意見書
- 33 意見書案第6号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見

直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

3 4 意見書案第7号 急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書

3 5 議員の派遣について

3 6 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（12名）

議長 1 4 番	木 村 俊 広 君	副議長 1 番	伊 藤 昇 君
2 番	河 野 文 彦 君	3 番	高 橋 邦 雄 君
4 番	河 野 淳 君	6 番	野 口 周 治 君
7 番	斉 藤 優 香 君	8 番	千 葉 圭 一 君
9 番	佐々木 修 君	1 0 番	加 藤 進 君
1 2 番	東 隆 一 君	1 3 番	松 田 兼 宗 君

○欠席議員（1名）

5 番 山 田 誠 君

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	山 下 英 一 君
総 務 課 長	濱 野 尚 史 君
選挙管理委員会 書 記 長	野 崎 博 之 君
監査事務局書記長	関 孝 憲 君
防災交通課長	阿 部 泰 之 君
契約管理課長	山 田 真 人 君
企画振興課長	岩 井 一 桐 君
企画振興課参事	池 田 恵 太 君
税 務 課 長	東 克 宏 君
保健福祉子育て課長	宮 崎 弘 光 君
保 健 福 祉 子 育 て 課 参 事	萩 野 友 章 君
保 健 福 祉 子 育 て 課 参 事	葛 西 十 夢 君

住 民 生 活 課 長	石	岡	丈	宜	君
環 境 課 長	川	口	武	正	君
水 産 課 長	川	村	勝	幸	君
水 産 課 参 事	奥	山	太	崇	君
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	寺	澤	英	樹	君
農 林 課 参 事	佐	藤		司	君
商工労働観光課長	白	石	秀	之	君
建 設 課 長	濱	野	真	行	君
建 設 課 技 術 長	伊	藤	正	吾	君
上 下 水 道 課 長	水	元	良	文	君
国 保 病 院 経営企画統括監兼 さくらの園・園長	柏	浏		茂	君
国保病院事務長	千	葉	正	一	君
砂原支所長兼 地域振興課長	柴	田	正	哲	君
教 育 長	毛	利	繁	和	君
学 校 教 育 課 長	坂	田	明	仁	君
学 校 教 育 課 参 事	藤	嶋		希	君
学 校 教 育 課 参 事	萩	森	敦	史	君
社会教育課長兼 公 民 館 長 兼 図 書 館 長	須	藤	智	裕	君
体 育 課 長 兼 体 育 館 長 兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木	村	忠	公	君
給食センター長	敦	賀	靖	之	君
消 防 長	松	居	順	一	君
消 防 次 長 兼 消 防 署 長	佐	山	寿	一	君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長	関		孝	憲	君
議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	長	谷 川	拓	哉	君
庶 務 係	木	村	友 理	香	君
総 務 係	三	澤	拓	海	君
総 務 係	近	江	篤	市	君

人 事 厚 生 係	山 崎 友 也 君
人 事 厚 生 係	三 春 こ の み 君
財 政 係	松 山 暖 子 君
D X 推 進 係	佐 藤 晴 君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について
令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 1 4 号）
- 3 報告第 2 号 専決処分した事件の報告について
令和 7 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）
- 4 報告第 3 号 専決処分した事件の報告について
令和 7 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）
- 5 報告第 4 号 専決処分した事件の報告について
令和 7 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 6 号）
- 6 報告第 5 号 専決処分した事件の報告について
令和 7 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 6 号）
- 7 報告第 6 号 専決処分した事件の報告について
令和 7 年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 8 報告第 7 号 専決処分した事件の報告について
令和 7 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 9 報告第 8 号 専決処分した事件の報告について
令和 7 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 7 号）
- 1 0 報告第 9 号 令和 7 年度森町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 1 1 報告第 1 0 号 令和 7 年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 1 2 議案第 1 号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 3 議案第 2 号 令和 8 年度森町一般会計補正予算（第 3 号）
- 1 4 議案第 3 号 令和 8 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 1 5 議案第 4 号 令和 8 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 1 6 議案第 5 号 令和 8 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 1 7 議案第 6 号 令和 8 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 1 8 議案第 7 号 工事請負契約の締結について
【掛潤揚水機場設備整備工事（その 1）】
- 1 9 議案第 8 号 財産の取得について

- 【非常用備蓄品防災毛布1, 480枚】
- 20 議案第 9号 財産の取得について
【間仕切りパーティション264張】
- 21 議案第10号 財産の取得について
【作業用車両1台】
- 22 議案第11号 財産の取得について
【Wキャブトラック1台】
- 23 同意第 1号 農業委員の選任について【住吉 隆子】
同意第 2号 農業委員の選任について【小森 昭彦】
同意第 3号 農業委員の選任について【宮本 秀逸】
同意第 4号 農業委員の選任について【加藤 秋彦】
同意第 5号 農業委員の選任について【青山 純司】
同意第 6号 農業委員の選任について【黒澤 寿光】
同意第 7号 農業委員の選任について【猪子 和博】
同意第 8号 農業委員の選任について【皆川 毅】
同意第 9号 農業委員の選任について【河野 芳之】
同意第10号 農業委員の選任について【甲田 祐康】
同意第11号 農業委員の選任について【豆澤 俊二】
同意第12号 農業委員の選任について【下小路圭介】
同意第13号 農業委員の選任について【出口 優果】
同意第14号 農業委員の選任について【高瀬 幸巳】
同意第15号 農業委員の選任について【佐橋 悟】
- 24 意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 25 意見書案第2号 東京一極集中の税の偏在是正及び地方の持続的発展に向けた施策の強化を求める意見書
- 26 意見書案第3号 令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 27 意見書案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 28 意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書
- 29 意見書案第6号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 30 意見書案第7号 急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書
- 31 議員の派遣について
- 32 休会中の所管事務調査等の申し出

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

令和8年第1回森町議会の6月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条第3項の規定により、6月会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にお願いがございます。議場における携帯電話の音は本会議の妨げとなります。マナーモードに設定するか電源を切っていただくよう、ご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、伊藤昇君、2番、河野文彦君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（木村俊広君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日から6月17日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力お願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供してありますので、説明を省略します。

地方自治法第121条により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（木村俊広君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

○町長（岡嶋康輔君） 令和8年森町議会6月会議におきます行政報告を行います。

12月会議以降、今日に至るまでの主な活動についてご報告申し上げます。なお、参考資料をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

社会福祉法人さわら福祉会が運営するシャリテさわら、シャリテの森と町立施設である

さくらの園との統合については、これまで町直営の施設として令和9年度中に統合する方向で検討を進めてきました。しかしながら、統合後の持続可能な運営体制、財政負担の在り方、運営の効率性などを総合的に検討し、本年2月には社会福祉法人さくら福祉会運営の施設として統合する方針に転換したところであり、現在この方針の下、両施設において統合の準備を進めているところであります。なお、さくらの園の入所者様並びにそのご家族への統合に関する個別説明については完了しましたことをご報告させていただきます。

さて、当町では令和5年度よりブルーカーボンの取組として磯焼けに立ち向かうべく水産業サステナブルチャレンジ事業として森砂原海域への投石事業を実施し、令和7年3月にJブルークレジットを取得いたしました。

一方で、町の基幹産業である水産加工業から発生するホタテ貝殻は、これまで堆肥化やコンクリート骨材として利用してまいりましたが、発生量が多く、処理費用をはじめ、その有効利用先の確保が課題でありました。ゼロカーボンシティ宣言をしている当町としては、ホタテ貝殻はCO₂を固定して形成されたまさに天然の炭酸カルシウムという認識であり、CO₂削減の視点から貝殻を焼かずにミクロンサイズへとパウダー化できる技術を持った道内の会社と連携し、新たにバイオマスプラスチック原料の開発に成功しました。現在は一部製品化に至り、社会実装の拡大に取り組んでいるところであります。このことから、ホタテ貝殻が海中のCO₂固定をした天然の炭酸カルシウムであるという新たな価値の創出を図るべく、昨年12月22日に東京大学で開催された一般社団法人水圏統合カーボン固定推進機構、通称A I C a Sのキックオフシンポジウムに私も登壇し、当町での取組を発表してまいりました。会場には、貝殻は海水中のCO₂固定に貢献している宝物であると同じ思いを持っておられる環境省関係者をはじめ、国立研究法人、大手ゼネコン関係者、各大学の先生方など様々な出席者と意見交換もすることができました。さらに、今年度からは全国の自治体に先駆けてA I C a Sの正会員として参画し、ブルーカーボン分野で対象外であった貝殻を新たにホワイトカーボンクレジットとして制度確立を目標に取組を開始しました。現在は同団体の理事でもある北里大学の先生らを中心に北海道経済連合会など多くの皆様と連携協力もいただきながら、当町が先導的役割を担えるよう新たな価値の創出に取り組んでまいります。

去る4月20日から22日までの3日間、フィリピン共和国ア克兰州を訪問し、同州創立70周年に際し祝辞を述べるとともに、昨年2月に締結した覚書に基づき外国人材の受入れ拡大及び相互の文化交流の推進に向けた具体的な協議を行ってまいりました。現在、森町におきましては少子高齢化や人口減少の影響により町内事業者における深刻な人材不足が懸念されております。この状況を打開するためには、海外自治体との連携を強化し、持続的かつ安定的な人材受入れの仕組みを構築することが重要であります。本町はこれまで20年以上にわたり外国人材の受入れ実績を有し、現在も多くの外国籍住民が生活する地域であります。今回の訪問は、その実績を踏まえ、フィリピン共和国ア克兰州との連携を一層強化し、具体的な受入れ態勢の構築を進めることを目的として実施したものであります。

現地では、ア克兰州関係機関及び政府機関との協議のほか日本語学校を視察し、日本語を学ぶ生徒と意見交換を行いました。その中で漁業、農業、食品加工業、介護分野を志す生徒の高い就労意欲を確認するとともに本町の就労環境について説明し、関心を得ることができました。また、ア克兰州知事との会談においては、人材交流にとどまらず経済分野における連携についても意見交換を行い、相互協力の可能性について認識を共有しております。今後は、本事業の着実な推進に向け、より具体的な内容を盛り込んだ協定締結の準備を進めるとともに、フィリピン人材をはじめとする外国人材が地域経済の重要な担い手として活躍できるよう、働きやすく暮らしやすい多文化共生社会の実現に向け取組を進めてまいります。

町内行事に目を向けますと、4月25日から5月10日までの16日間にわたり、もりまち桜まつりが開催されました。今年は昨年より5日早い4月20日に標本木のソメイヨシノが開花し、その後の陽気により一気に満開となりました。5月5日、6日には歌謡ショーが行われ、花咲き誇る会場が華やかな歌声に包まれました。桜まつりが盛況のうちに終えることができましたことに実行委員会をはじめ、関係各位に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

また、今年も友好町の静岡県森町より太田町長をはじめ中根議長、産業政策課の職員一行が来町され、祭り会場において新茶の試飲と販売をしていただきました。今後も観光や文化、教育など幅広い交流と連携を強化し、両町の発展に努めてまいります。

最後となりますが、連携中枢都市圏への移行についてでございます。平成26年3月に渡島、檜山管内の全18市町で構成する南北海道定住自立圏に係る協定を締結しておりますが、中心市である函館市におきましては、人口減少や少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持することを目的に現在の枠組みを発展させた連携中枢都市圏への移行を目指し、6月1日に連携中枢都市宣言を公表されたところであります。圏域全体の経済成長や生活関連機能サービスなどの向上が図られることは、当町としましても、持続可能なまちづくりにとっても大きな恩恵をもたらすものと判断し、移行に対して賛成の立場を表明しているところであります。現在、函館市では令和9年3月下旬の連携協定締結に向け準備を進められておりますが、その前提条件として渡島、檜山管内全18市町の議会での議決が必要となりますので、今後しかるべき時期に連携協定の締結に向けた議案を上程させていただく予定でございますことをご報告申し上げ、行政報告といたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（木村俊広君） 日程第5、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行についてですが、質問は会議規則に定める3回の原則を遵守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、そして当局を含め不適切な発言についても十分注意されるよう、併せてお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

初めに、公共施設の再編、利活用について、議席3番、高橋邦雄君の質問を行います。

○3番（高橋邦雄君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

公共施設の再編、利活用について。地方公共団体には、厳しい財政状況を背景に簡素で効果的な行財政システムの構築とともに公共サービスの質の維持向上を実現することが求められています。このため、地方公共団体では行政改革を進める中で保有する公共施設をはじめとした保有財産の有効活用が喫緊の課題となっています。公共施設マネジメントにおいては、公共施設を貴重な財産として捉え、住民生活や福祉の向上に貢献できるよう効率的、効果的な管理の方法や体制を構築することが重要です。過疎地域など人口減少が進む地方公共団体では、利用者の減少に伴う施設統廃合に迫られ、市町村合併をした自治体では合併特例終了を見据えた歳出の適正化を図るため、公共施設に関わる歳出の見直しが必要不可欠となっています。

また、近年住民の行政に対する意識も変化しており、地方公共団体を取り巻く厳しい財政状況は町民にも深刻に受け止められており、持続的な行財政の在り方に対して関心が高まるとともに、適正な行財政運営の実現に向けた改革、改善に対する期待、要望が強まっています。森町では、こうした状況を踏まえ、新たな公共施設マネジメントに取り組むことが必要であり、公共施設マネジメントの目的は、施設運営の非効率化を排除して必要な施設を効果的に整備し、活用していくことである。令和7年度に改定された森町耐震改修促進計画に基づいて公共施設の耐震調査、耐震化を推進し、効率的、効果的な施設運営に取り組むべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

当町は人口減少と少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加、物価高騰による経済的、経常的経費の増大により財政運営が一段と厳しさを増しております。加えて、町が所有する公共施設の多くは老朽化が進行し、維持管理に多額の費用が発生しております。

議員ご質問のとおり、行財政改革を進める中で町が保有する公共施設をはじめとした保有資産の有効活用は、町民生活と福祉の向上に貢献するための喫緊の課題であると認識しております。将来的な財政状況を踏まえながら、人口動態や時代の変化、ニーズに対応した行政サービスを継続的に提供する持続可能なまちづくりを実現するため、公共施設マネジメントに取り組んでまいります。具体的には、施設用途、規模、利用頻度、耐震性、老朽化の度合い等を総合的に検証した上で公共施設の効率的、効果的な運用、統廃合、複合化、長寿命化等を推進し、施設の最適化を図ってまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○3番（高橋邦雄君） それでは、再質問させていただきます。

公共施設の中には耐力度調査、耐震診断を実施した結果、構造上危険な建物であるため今後の利活用は見込めませんが、閉校になっている小学校等は災害時避難所に利用されております。それら以外の利用に関して有効に利活用されていない状況でありますので、今後有効的に利活用していくことが重要であります。有効的に利活用されていない公共施設を含め、年間を通じて固定費がかかり、財政改革にとっても重要であります。

そこで、3点ほど例を出しますと、濁川地区にあります濁川小学校においては、地域の産業に特化した新規就農センター等、農業政策に特化した利活用を推進することを検討してみてはいかがでしょうか。新規就農センター利活用に関しましては、廃校手続を得て、文科省の承諾を得て普通財産に変更し、使用を進めるべきと考えます。その際、地域の意向をしっかりと聞き取り、センターに移行する際、就農希望者の推移や新規就農しやすい環境を整備し、費用負担等の補助事業等も同時に進めていかなければなりません。また、今後の方針によっては進め方は変わってきますが、手続上廃校を売却、貸付けする際には補助金適正化法に基づく財産処分手続が必要になる。国の補助金交付から10年以上経過した施設は、承認手続なしで国庫納付も不要になります。補助金適正化法と廃校に関して10年ルールの法的根拠は、補助金交付決定日から10年または10年超で国庫納付が不要になる条件があります。また、補助金交付決定日から10年以内の施設で財産処分を行う場合は承認申請が必要になり、残存価格の国庫納付が求められるケースもあります。手続フローに関しましては6段階あり、これらに関して既に周知されているものと思いますので、ここでの説明は省略いたします。2015年の補助金適正化施行令改正により廃校の財産処分手続は大幅に簡素化され、以前は必須であった国庫納付を回避できるケースが増加しております。これらを踏まえ、今後どのような方向性と利活用を考えていくのか。

続きまして、さくらの園施設利活用に関しまして、令和9年度には統合され、その後の施設利用に関しまして具体的な構想は発表されておられません。さくらの園は数年前に自家発電が設置されていることから、災害時の避難所等に利活用が考えられますが、現段階ではそれ以外の活用に関してどのように考えているのか。現段階において年間の固定費は発生していることから、今後一層の有効的な活用を行わなければならないことを踏まえ、既存の公共施設を有効的に利活用する際、安全な建物でならないことから、砂原公民館等も含め耐震診断を行い、今ある資源を有効的に活用し、進めていくことが最重要であることは共通認識であるとお考えしています。その3つの点に関しまして、今後の方向性を含め町長のお考えをお聞きします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員のほうから今具体的な施設名を挙げていただいて、利活用の方向性と懸念に対してどのような考えを持っているのかという再質問をいただきました。濁川小学校に関しましては、ご存じのとおり学校としての機能を閉じてから既に数年がたっている状況において、

やはり濁川の地域特性としては、議員のお話しのとおり農政での活用というものが非常に有効的に講じられるのかなというふうに考えておりますし、方向性としてもその方向性が一番地域に適しているのかなと思っております。そして、また一方、例えば新規就農者の受入れというところの何かしらの施設というものを整備するに当たりましては、箱物としての整備とソフト面での整備、営農の指導体制というところと、そしてまたこれは当然地域部落の受入れの体制というところ、合意形成も含めて、これも非常に大切になるのかなと思います。既に濁川の一部のというか、濁川地域においてとある農業団体の方々のお力添えをいただいて農業者との意見交換も数回行っております。その中において、これはまた町内会のほうとの話でもありますけれども、濁川小学校の利活用に関しても前向きに考えていかなければならないし、地域特性を踏まえた上での利活用というものを考えていかなければならないということは、私のほうからも皆さんにお伝えしている状況でございます。いずれにいたしましても、議員ご指摘のとおり国庫納付の条件等々、非常に今緩和されているというか、どんどん使えということであると思いますので、積極的にその辺は検討して前に進めていきたいと思っております。基本的には使える施設は使っていかなければなりませんし、何よりも安全というところはしっかりと確保しなければなりませんので、その辺はまずは最優先に行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問はありますか。

○3番（高橋邦雄君） では、再々質問します。

今濁川地区の濁川小学校の件で町長がお話しされておりますが、地元の方とは一応意見交換はされているということなのですけれども、そこで就農センターという形をつくるに当たって地元の農家さんのお考えをきちっと町長自体聞き取りしまして、新規就農者には支援事業というのは、これは同時に行われる考えでいるのですけれども、現在農家さんの方たちにとっても厳しい状態でもありますし、やっぱりそのセンターに関わる指導者、そこも含めての理解が必要な部分が大きくありますので、その補助事業をたくさんやれとは言いませんけれども、その部分を含めた構想というのをきちっと進めていかないことには、なかなか数年かかるのではないかなというような懸念材料もありますので、その部分に関しまして町長が今お考えになっていること、どのような形でここを進めていきたいのかというのをもう一度だけお答えください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

私が町長になってから濁川地域だけではないのですけれども、森での新規就農者に対してどういう体制をつくらなければならないか、どういうふうに支援をし、指導体制もつくっていかなければならないのかというのは、本当に担当課ともそうですし、事業者の1次産業者主の皆様とお話しはさせていただいてきました。

今濁川の話が出ましたので、少し濁川に特化してお話しさせていただきたいのですけれども、基本的になかなか一番関与がしづらい地域特性であったり、そしてまた奥地にある

というか、気候もよく、景観もよくて温泉もありますし、住みやすく、非常にすばらしい地域であるとは思いますが、しかしながら一方、外からその地域に来て、住み込んで農業をやるというところに関しては、ある一定程度のハードルというか、来る方にとってもいろいろ整理し、準備をしなければならないという点においては、ある一定程度のハードルはどうしてもあるのかなというふうに捉えています。そういう意味においても先ほどの小学校をある一定程度、一定期間の生活拠点とし、同じ志を持つ者たち同士の意見交換の場、そしてまた励まし合うという意味においても、そういったコミュニティの造成においても非常に有効活用できるのかなと思っております。何せ新規就農者自体がやはりあまり増えないというか、希望されないという、そういう現実的な状況もあります。新規就農の体制をつくり、森町、そして森町の特産、農産物の生産を支えていただけるように、そういう方々が来ていただけるように様々な政策はしっかりと進めていきたいと考えております。

そして、先ほどさくらの園の利活用に関してちょっと答弁漏れございましたので、併せてお話しさせていただきます。現状としては、特にさくらの園が空いた後どうするということは今決めてはおりません。維持費がかかりますので、あれを維持費を同じだけかけて存続させるということがいいのか、不活用を決定して使わないとどんどん傷んでいきますので、それが数年たった後にやはり使ってみたい。でも、中開けてみたら傷んでいて多額の改修費用がかかる。そういった双方のジレンマはちょっとあるのですけれども、その都度いろいろな様々な利活用については需要が今ありますので、しっかりと検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 公共施設の再編、利活用についてを終わります。

以上で議席3番、高橋邦雄君の質問は終わりました。

次に、公平委員会についての職員への周知とアンケートについて、RSウイルスワクチン補助金について、議席8番、千葉圭一君の質問を行います。

初めに、公平委員会についての職員への周知とアンケートについてを行います。

○8番（千葉圭一君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

昨年度9月会議において、職場内でのハラスメント対策についての一般質問をさせていただきました。その中で私は全職員、正職員、会計年度任用職員、パート職員等も含めたに対し、ハラスメントの苦情、相談ができる公平委員会について今年度中に周知徹底していただきたい旨をお願いしました。その質問に対し町長は、改めて公平委員会等々も含めて周知を高めるようにしっかりと今年度中にやらせていただきたい。職員へのアンケートに関しても全職員一斉にもう一度、少し内容を精査しつつでありまけれども、実施させていただきたいとお答えになりました。

町長にお尋ねいたします。昨年度中に公平委員会について職員への周知やハラスメントについてのアンケートを実施したのでしょうか。今年度は既にスタートして新しい職員の方々も働いておりますが、公平委員会についてどのように周知されたのでしょうか。よろ

しくお願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

昨年9月の議会一般質問でご指摘いただきました公平委員会への苦情、相談制度の職員周知につきましては、全職員への十分な周知に至っておりません。外部機関である公平委員会へのハラスメント相談に関しては、相談を受けた公平委員会において相談者への助言、関係者への指導措置を行いますが、パワハラの有無を認定することは困難であることから、積極的に相談窓口として周知を行っておりませんでした。このたび改めて公平委員会への苦情、相談制度について確認したところ、公平委員会は第三者として中立的な立場で助言、指導を行う機関であり、相談制度の活用は職員のセーフティーネットの強化やハラスメントの未然防止に有効であると認識いたしました。ハラスメントの相談に限らず、勤務条件や勤務環境に関することを含め相談が可能であることから、全職員に対して周知を図り、組織全体の勤務環境の改善に取り組んでまいります。

ハラスメントアンケートの実施については、単に実施した実績で終わるのではなく、アンケート実施後の具体的な改善施策につながる取組が重要であると考えております。アンケートの実効性を確保するため、質問内容を精査した上で実施に向けて検討を進めてまいります。新規採用者に対しては、採用時に各種ハラスメントの防止に関する資料の配付と併せて総務課に苦情、相談窓口があること、外部機関として公平委員会に苦情、相談できることを説明してまいりました。しかしながら、会計年度任用職員を含めた全職員に周知するには至っていないことから、早急に全職員への周知を図ってまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○8番（千葉圭一君） 昨年度中に手をかけた部分と手をかけられなかった部分があるというふうな認識を持ちました。以前にも9月の会議において私お話しさせていただきましたけれども、これから役場での仕事を希望している子供たちがいるということもお話しさせていただきました。現在何千人とか何万人とかという社員がいる企業でもこういうハラスメントに対する課題に対していろんな努力を重ねております。まずは、スタートをしないてはいけません。であれば、森町の役場職員全員で取り組めば全くゼロにならないかもしれませんけれども、大きく職場が改善されて働きやすい環境になるというふうに考えております。それには、まず、町長、トップがしっかりと取り組む姿勢を見せないと駄目だと思いますが、改めて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、私は昨年9月会議において今年度中にやらせていただくというふうにお話をさせていただきました。その点に関して至っていないというところに関しては、私の指導力不足だと私は反省をしております。しっかりと今ご指摘のとおり役場で働きたいという若者のこと、今高校生、そしてまた大学生においては非常に森町で働いていただきたいということに関して投げかけをしている状況でございます。そういう段階において

は、当然働きやすいという環境がどういうものであるか、それはアンケートを通じてお話もお聞かせいただきたいということも含めしっかりとやらせていただきたいと思います。

あわせて、今本当ハラスメントの種類が様々あるのですが、今年度中にその包括的というか、総合的に職員が働きやすい、ハラスメントに対する対応を自治体は義務というか、しっかりとそれは今年度中につくらなければならない。そういった期限も迫っております。その中においては、もう少し1歩も2歩も踏み込んだハラスメントに対する対応の方法、相談の窓口、まさに働くということにおいて職員が抱えるようなそういった課題を一緒になって解決、そしてまた様々なものを防止する、そういう観点からしっかりと行っていききたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○8番（千葉圭一君） ハラスメントについては、今後きちんとやっていただけるというふうに認識しましたが、もう一点、この9月会議において今年度中に実施するという町長のお約束が十分に果たせなかったという部分です。これについて、この一般質問後の対応、町長が答弁したその後のその答弁に対してどういうふうにその後仕事を進めていくのか。これ参考になるかどうか分かりませんが、ほかの自治体ではそういった一般質問をホームページに載せて、それぞれの部署が今現在どこまで進んでいるかという一覧を出しているところもございます。今後、今、今回はあれでしょうけれども、再度また同じようなことが起きないためにも、こういった形で取り組むということも必要ではないかと思っておりますけれども、もう一度この点について町長のお考えをお聞かせください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

進捗状況を開示する、非常にいいアイデアだなと思いました。この点に限らず、この議会において一般質問における質疑、答弁の中で決まったこと、政治の話であれ、行政の話であれ、それは職員として我々としてはしっかりと進めなければなりませんし、進捗がどうなっているか等に関しましては、やはり町民に開示するという方法は町民の目線から見ても非常にそれは必要なことなのかなと思います。検討してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 公平委員会についての職員への周知とアンケートについてを終わります。

次に、RSウイルスワクチン補助金についてを行います。

○8番（千葉圭一君） 続きまして、RSウイルスワクチン補助金について質問させていただきます。

RSウイルス感染症は、RSウイルスの感染によって引き起こされる呼吸器感染症です。RSウイルスは一般的には乳幼児の呼吸器感染症の原因ウイルスとして知られておりますが、その一方で高齢者やぜんそく、慢性閉塞性肺疾患、あと心疾患、糖尿病、慢性腎臓病などの慢性の基礎疾患がある人や免疫機能が低下している人はRSウイルスに感染した場

合、肺炎などを起こすこともあるそうです。このRSウイルス感染症に対する治療薬は乳児では発症を抑える薬がありますが、成人では治療法はありません。成人が感染し、重症化し、入院した場合、インフルエンザでの入院が平均で15.2日であるのに対し、RSウイルス感染症の入院の場合は倍の30日間であることが報告されています。

今年4月から妊婦を対象としたRSウイルスワクチンは定期接種となり、その費用は原則無料ですが、成人に対しての補助はありません。ちなみに、日本の65歳以上の高齢者におけるRSウイルス感染症による感染率は2.4%というデータがあります。現在、森町での65歳以上の人口はおおよそ5,700人ぐらいとした場合、約140人が感染することになります。全員が重症化するというわけではありませんけれども、重症化し、入院することになった場合の費用が平均で80万以上かかるとのデータもあります。医療機関で受診し、ワクチン接種が必要だと言われた場合、費用が1回当たり約2万5,000円ぐらいかかるそうです。費用が高額でワクチン接種をしない患者もいると言われております。そういう人が出てこないように、町としてRS感染症の重症化を防止するためにも60歳以上の高齢者、基礎疾患がある人へのRSワクチン接種の費用の補助金を出すべきだと考えますが、町長の所見をお伺いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

予防接種には、法に基づき市町村が実施主体となり実施する定期接種と、希望者が各自で受ける任意接種があり、定期接種は集団予防の観点から実施されるA類疾病と主にハイリスク者の個人予防の観点から実施されるB類疾病に分けられます。町では定期接種及び一部の任意接種に係る接種費用について、A類疾病は全額、B類疾病はおおむね半額程度の自己負担となるよう助成してきているところですが、高齢者のRSウイルスワクチン接種費用への助成につきましては、今後定期接種化の動向を見つつ検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○8番（千葉圭一君） 今町長のお答えでいくと、定期接種で今後検討していくというようにご答弁をいただきました。ちなみに、森町における補助金が出ている予防接種って4つあるのです。そのワクチンの助成というのは、高齢者向けのインフルエンザワクチン、これが令和7年度で約3,000人が接種しています。あと、肺炎球菌ワクチン、これが30人、帯状疱疹が2種類あって、生ワクチンが23人で不活化が376人でコロナワクチンが186人、

令和7年度で接種しているそうです。先ほどお話ししたように、RSウイルスというのは肺炎が重症化するのです。この肺炎というのが実は肺炎にかかって入院なさっている肺炎患者の9%がRSウイルスなのです、肺炎で入院している。インフルエンザにかかって重症化して入院している患者さんも9%なのです。だから、同じように肺炎で入院している9%の確率があるということと同じような症状なのです。風邪、発熱、鼻水、あと軽い風邪なのかなというような感じの症状から始まります。ですから、インフルエンザとほぼ同じような症状から発生するものがこのRSウイルスの感染症だというふうにぜひ認識していただきたい。そうすると、インフルエンザのワクチンを今3,000人を超える町民の高齢者が受けているわけですから、この方々が全員受けるとは限りませんが、医者の診断と本人の意向にはなりますけれども、一日も早く選択肢を増やしてあげられるように改めてその補助金を早めに検討していただきたいというふうに思いますが、再度町長のお考えをお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたとおり、基本的には定期接種化を見据えた補助制度事業の検討を進めていきたいという考えでございます。新たなご指摘として9%という定量的な評価をいただきました。インフルエンザの疾病と、このRSワクチンに該当する疾病に関する感染の強さですとか、感染するそもそもそれ自体の母数の定義等々も、これは検討に入れるべきなのかなとは思いますが、結局のところはワクチン接種をしたいという方々がどのようなものをどのくらいのレベルで脅威とみなして、それに不安を感じているかという定性的な評価というものもこの事業を検討する上では大事なかなと思います。

繰り返しの答弁になりちょっと申し訳ないのですが、基本的には定期接種化を見据えた事業構築というものを進めてまいります、当然町民の皆様の意識ですとか、感染の流行度合いといいますか、そういった実態等々もこれはしっかりと把握をしながら検討の一つとして今のご指摘は踏まえていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○8番（千葉圭一君） 以上です。

○議長（木村俊広君） RSウイルスワクチン補助金についてを終わります。

以上で議席8番、千葉圭一君の質問は終わりました。

11時まで暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、少年団、部活動の送迎体制は、再生可能エネルギー規制条例の制定を、議席 7 番、斉藤優香君の質問を行います。

初めに、少年団、部活動の送迎体制はについてを行います。

○ 7 番（斉藤優香君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

少年団、部活動の送迎体制は。全国において、児童生徒の移動や送迎時の安全確保が課題として取り上げられております。最近の事故事例も踏まえ、児童生徒の移動時における安全確保や事故発生時の責任や対応、さらに送迎を担う方々の負担について不安の声が聞かれております。現在の送迎は保護者や指導者の協力によって成り立っている側面がありますが、少年団活動や部活において、町、学校、指導者、保護者、それぞれの責任区分や安全管理体制は文章などに明文化されているのでしょうか。また、事故発生時の対応体制を整理し、ガイドライン整備、今後の送迎体制の在り方についてお聞きします。

1、少年団及び部活動における児童生徒の送迎の実態について。

2、町バス、保護者の乗合送迎、指導者送迎など、現在行われている送迎形態ごとの責任区分、保険加入状況及び安全管理体制について。

3、町として送迎体制の見直し、安全管理マニュアル及びガイドライン整備の考えについて。

4、今後、部活動の地域移行した場合の送迎体制について教育長の所見をお伺いします。

○教育長（毛利繁和君） お答えします。

近年、全国的に児童生徒の通学時や課外活動における移動時の安全確保は社会全体の大きな課題となっております。報道等においても送迎中の交通事故や、それに伴う責任の所在、関係者の負担増などが取り上げられており、保護者や指導者の間に不安の声が広がっていることは、本町においても同様であると認識しております。

ご質問は少年団と部活動についてであり、性質が異なりますので、それぞれお答えいたします。まず、少年団についてお答えします。少年団活動における団員の送迎につきましては保護者による送迎が基本となっており、全道大会などへの参加に際しては町有バスや公共交通機関が主に利用されております。町有バスを利用する場合は、町において保険に加入し、対応しております。また、保護者による送迎の場合は、運転者である保護者の責任において行われております。さらに、少年団員は全員が加入しているスポーツ安全保険の傷害保険により、活動中や移動時の事故について一定の保障の対象となっております。少年団活動につきましては、現時点において町として送迎体制の見直しは予定しておりませんが、北海道スポーツ少年団において事故防止や安全管理の徹底に向けた啓発が検討されていることを踏まえ、町といたしましても関係団体と連携を図りながら、子供たちが安全で安心して活動できる環境づくりに取り組んでまいります。

続いて、部活動についてお答えいたします。部活動における各種大会の送迎につきましては、町有バス、または保護者による送迎が基本であり、教員による送迎は行っておりません。町有バスの利用につきましては、町において保険に加入しており、またスクールバ

スを利用する場合は委託事業者の責任において安全管理が行われております。保護者による送迎の場合は、保護者の責任において行われております。部活動につきましても現時点において送迎体制の見直しは考えておりませんが、北海道及び北海道教育委員会において新たなルールづくりが検討されていることから、その動向を踏まえ、各学校に対し危機管理マニュアルの見直し等について指示してまいりたいと考えております。また、今後部活動が地域クラブへ移行した場合には、学校教育活動から社会教育活動へと位置づけが変わることから、送迎に関する考え方についても原則として少年団活動と同様の扱いになるものと考えております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） 再質問させていただきます。

まず、1の送迎の実態なのですけれども、実態調査はされている、把握しているということによろしいのでしょうか。送迎の実態を知るということは、今現状活動している子供だけではなく、送迎ができないから参加させることができないと考えている保護者の方々もいるということ。そして、やってもほかの方に頼みづらくて子供たちのそういう活動を抑制しているというご家庭もあるという話は聞いております。よく耳に入ってくるので、ぜひアンケートを実施して、子供たちにチャレンジする機会の基盤整備というのをさせていただきたい。もしそういう子たちがいる、やりたいけれども、送迎ができないから諦めているという子がないようなまちづくりにしていただきたいなと私は思いますので、ぜひアンケートを実施して、その家庭の状況とかも見ていただけると、今活動している子たちだけではない実態も把握していただきたいなと思います。

責任区分なのですけれども、責任の範囲を少し整理して、今口頭では教育長おっしゃっていますが、それをちゃんと分担表をして文章化をする必要があるのではないか、何かあったときにはそれを見て、きちっと責任の区分を把握するということは大事ではないかなと思います。

それと、安全管理体制なのですけれども、保険には入っているということで、少年団に入る場合にはスポーツ安全保険、部活の場合には学校でそういう保険に皆さん入っているということなのですけれども、スポーツ安全保険も保護者とか指導者も入ることができるので、もしそういうことが可能であれば積極的に加入してもらうことも必要ではないかなと思います。

そして、学校保険安全法第29条において危機管理マニュアルの作成が義務づけられております。ですから、もちろん危機管理マニュアルはあると思いますが、このたびのスポーツ庁からの通知を受けて記載内容の点検は行ったのでしょうか。また、改定されたところはありますか。それと、これはやはり周知徹底とガイドラインの遵守、そして違反した場合の監督責任の所在を明確にすることも必要ではないかと思いますが、いかがですか。

せっかく危機管理マニュアルがあっても、それが眠ったままでは、ある一部の人が知っ

ているだけでは意味がないので、安全チェックリストの作成と、あと緊急連絡先の体制を保護者、指導者、そして学校、もしくは少年団などとも共有する必要があるのではないか、何かあったときにはどういう連絡していくのかということも共有するということが大事ではないかと思います。その事故発生時の緊急マニュアルとしても責任区分についても整理して明文化、ちゃんと文章にしていける。ただそうだと思うとか、こうだろうではなく、それが安心につながるのではないかなと思うのです。部活動の実施等に関わる安心、安全の確保については、顧問の教師等に任せずに所管する教育委員会など、学校の設置者や学校組織全体で対応に当たるとなっておりますが、これは少年団活動や、この後地域移行した場合にも適用できるようなものにしていかなければ、それは学校、それはあれではなくて、地域でちゃんと考えていくということを一刻も早く整備する必要があると思いますけれども、その辺りは教育委員会としてどのように教育長としてお考えなのかをお願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 13 分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

○教育長（毛利繁和君） 多数具体的なお質問をいただきましたので、もし漏れがあったらまたご指摘をお願いしたいと思います。

まず最初に、実態に伴ってのアンケートの件が出ました。どういう大会にどのような形式で行ったかというのは、これは把握しております。ただ、日常的な例えば練習試合とか、練習のためにどこかへ行ったというところまでは各団とか、各部活動で把握しているのにとどまっています。また、そこまで私が、教育委員会が全部を常に掌握するということは今後も考えておりません。ただ、大会等については全部こちらで把握している状況にはあります。

次に、その中で意識的なことも含んで多分家庭の乗り合いですとか、ここの考え方についてですけれども、これは少年団にしても部活動にしても共通しているのですけれども、興味関心に基づく自主的な活動というのは私たちとしては根本的に押さえておきたいと思っています。したがって、今実態としてはそういうところ、例えば家庭の乗り合わせですとか、自主的な活動だから、保護者同士で相談してというような実態もきっとあろうかとは思いますが。私自身もそういう経験ございますので、そういう実態にあろうかと思っておりますけれども、先ほど言った根本的に押さえておきたい自主的な活動である以上は、一から十まで何とか用意するという事はなかなか難しいですが、しかし今後も検討事項にはしていきたいと思っております。

次に、責任区分ですけれども、これは保険の責任区分とおっしゃっているのかどうかちよっと私も判断しかねるのですけれども、責任区分については分担表を作成するなど

というご質問でございましたが、これは保険等適用する段階で当然そういうのははっきりしてきますから、そういうところは見える形で分担表にするというのは形としてどうなのかというのは思いますけれども、最後に触れる危機管理マニュアルの点の中でこういう形になるということは触れていかなければならないなと思っています。

安全管理体制のことについてのご質問がございました。スポーツ安全保険に指導者も入れるというようなことは議員もご承知でお話ししてくださったと思いますけれども、それはこちらも進めていることです。保護者が適用になるかどうかというのは、私の現時点の認識では保護者は適用になりません。指導する方、保護者の中でも指導者いますよね。そういう方は適用になるのですけれども、保護者は私の今の認識ではこの保険には適用にはならないというふうに思っています。

それから、危機管理マニュアルのことについてですが、これ今国を挙げて各自治体で実は危機管理マニュアルというのはもう度々改定されておまして、その都度国から道教委、道教委から各学校というふうに伝わっているものですが、今まで議員ご指摘のような内容、送迎時のことについては非常に薄いのです。これが実態でございます。したがって、今後見直しが図られ、上から順次こういうマニュアルの形ということ、こういう内容ということが今示される、そういうまさに段階にきていますので、先ほどの答弁と重なりますけれども、その動向を踏まえて町としてもマニュアルのほうの改定を行いたいと思っています。多分そうなれば議員おっしゃったような例えば責任体制のところ、これも当然触れていくことになろうかと思っています。

最後に、総合的に安全体制の確保ということで、ここについては今は少年団、部活動ということでしたけれども、もう少し総合的な見地に立ってきちんと体制を図るもの、それから今回責任の所在というようなことが出ていましたけれども、内容によっては主体的な活動を尊重するという意味では一から十までということができないかもしれませんけれども、総合的にやっぱり検討していくべきものだなというふうに私も思っているところです。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） 悲しい事件が起きたり、事故が起きたりして、これから体制もどんどん変わって、より子供たちが、まして保護者も安心して子供が活動できる体制が整っていくのだろうなということが見受けられますので、その都度森町としても対応していただきたいなと思います。

そして、さっきの話に戻るのですけれども、やはり家庭の状況によって子供の活動が左右されないような、やりたいことができる、先ほど自主的って言いましたけれども、子供が自主的にやりたいと言っても、その条件が整わなければ大人と同じようには自主的に自分の好きなことができないという現実があると思います。やりたいことができる森町であるために、教育委員会だけでは無理だと思いますので、各方面の方々と町にある使えるものを最大限に利用してしっかりサポートするという体制を整えてもらいたいなと思いま

す。交通弱者というのは高齢者だけではなく、やはり子供たちもそうとも言えるのではないのでしょうか。町のバス、スクールバス、公共交通のもりつくる、それを夕方にも走らせて、子供たちが乗れるような可能性があるのではないかと私は思うのです。例えばアンケートを取って、そういうことが可能であれば子供をそういう活動させたいって思っている方もいるかもしれないので、そういう辺りも町の利用できるものは可能性があるものを検討していく。あとは、交通機関、公共交通のものや貸切りバスなどを使って移動する場合もあると思いますけれども、これが本当に高額になって、それも家庭の負担となって子供たちに行かせる、やらせることができないと考えている家庭もあると聞いています。なので、そういう場合、財政支援を行うなどをしてはいかがかと思います。子供たち、そして保護者の笑顔があふれるまちづくりは、森町を選んでもらう一つの強みになるのではないのでしょうか。この辺りどのようにお考えか再度お尋ねします。お願いします。

○教育長（毛利繁和君） お答えします。

子供たちが安心して活動できることを期待する、こういうお声かと思います。それは、私も全く同感でございます。特に先ほどのように自分のところでやりたいことあるのだけれども、状況的になかなか難しいという家庭がきっとあるかと思います。これについてはもう福祉の問題になりますので、やっぱり一定の主体的に活動している活動の中で困っているというか、そういうご家庭にはまた別に手を差し伸べるというようなことは、これは今後検討していかなければいけないなというふうに思います。既に学校教育においてもそういう財政支援は行っている状況ですので、ほかにもこういうことに該当させられるものかどうかというのは、慎重に検討していかなければいけないなというふうに思っております。

公共交通の状況だとか、それから今高額になっているようなお話が出ました。これは、本当にまさに財政的な問題になりますので、今私の立場でどうこう申し上げることはできませんけれども、町全体でやっぱり検討事項として考えていかなければならない状況にあるなというふうに私としては意見を持っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 少年団、部活動の送迎体制はについてを終わります。

次に、再生可能エネルギー規制条例の制定をについてを行います。

○7番（斉藤優香君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

再生可能エネルギー規制条例の制定を。地球温暖化対策の観点から、そして世界情勢が不安定である現在、再生可能エネルギーは重要な施策であることは認識しておりますが、無秩序な設置による問題も散見されています。地域住民の安心、安全と良好な生活環境を守り、森町の誇りである景観や自然環境を守るためには事前に明確なルールを定めることが不可欠であると考えます。森町は森林や山林、河川、農地など自然環境を有すること、桜をはじめとする観光資源や地域景観が重要な地域資源となっております。開発行為による土砂災害リスク、排水環境への影響、森林環境の変化、景観への影響が懸念されます。

さらに、事業終了後における施設撤去や原状回復、維持管理の在り方など将来にわたる課題として適切な対応が必要と考えます。事業者に対して対象となる事業を明確化し、責務を定め、町の役割としての事前協議、情報公開及び必要な指導等を定めるとともに、住民への説明と意見聴取行い、その結果を町長へ報告すること。事業開始、変更、完了及び中止の届出義務、維持管理の義務、また撤去費の確保と原状回復などを定め、自然環境、景観及び住民生活との調和を図り、安全で安心な地域社会を実現するために再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例制定に向けた具体的な検討を進めるべきと考えますが、町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

森町は2020年に森町気候非常事態宣言、2023年にゼロカーボンシティ宣言の表明を行いました。地球温暖化の観点から、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの導入は脱炭素社会を目指す上で重要な施策であり、推進していく必要があると認識しております。しかし、同時に無秩序な設置による災害リスクや森林環境への阻害といった問題が全国的に散見されていることも十分認識しております。次世代を担う子供たちに森町の豊かな自然環境を残すことや、重要な地域資源を守り、森町の持続可能な発展のために再生可能エネルギーの推進と自然環境の保全を両立させることが重要であると考えております。

無秩序な設置を防止し、事業者が地域住民への情報提供を行い、事業が進むよう森林法や北海道自然環境等保全条例、北海道景観条例等の関係法令との整合を図りながら、工事着工前及び事業廃止時における町への届出や地域住民への説明、事業者が町の求める事項に従わない場合の公表制度などを内容とする条例の制定について検討してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） 再質問させていただきます。

今町長は検討されると言いました。いつまでに、何を検討されるのか。条例の制定を検討、いつまでに、これ本当に一刻も早く条例制定を考えてやっていただきたいと思います。全国で300以上、道内では2023年度時点で47以上の市町村が条例制定やガイドライン整備をしております。近隣では函館、北斗、七飯、木古内、江差、今金などですが、これからも増えていくと思います。湧別町や登別市では、罰則規定を盛り込んだ条例を行っております。これら取り組んでいる市町村は、真剣に地域を考え、住民の安心、安全を最優先することを基本とし、その先に再エネとの共生を考えているのだと思います。国もこの問題を重視しておりますが、追いついていないのが現状ではないでしょうか。各自治体に即したものでないということが現状にあると思います。だから、今各市町村に必要なのではないのでしょうか。

例えば現在駒ヶ岳地区にある建設計画があるメガソーラー発電は33.8ヘクタールで、東京ドーム約7個ほどになるそうです。7個ほどと言われても想像ができないほど大きいということが想像できるぐらいの大きさではないかと思います。発電出力は19.99メガワット

で、森町の総世帯数約80%の電力消費量に相当するということですが、当然その電力は森町の電力にはなりません。国では20メガワット以上の発電設備には厳格の審査を行っております。環境アセスメントとか、19.99とは違うのです。送電網の増強の負担費用が生じるなど、それらがかからない19.99メガワットで調整されております。説明は町内会だけで済ませて意見がある方には個別で対応しているようですが、そうではなく森町町民全てに関わることであり私は考えます。丁寧な説明が必要。そして、森町は1次産業の町ですから、産業を守るためにも何か問題が起きてからでは遅いのです。この会社は設立が2023年ということで、維持管理の実態、また撤去の実績、維持管理の実績、災害対応の実績もまだない中では、やはり住民は不安を抱くのは当然のことではないかと考えます。そして、万が一災害が起きた場合のシミュレーションなどは町は行っているのか。また、その責任の所在をどこにあると考えているのか。すぐにでも条例制定をして、町を守り、町民を守り、その上で共生できるものを選定していくことが求められると思います。道内各地で問題になっています。そうならないためにも一刻も早く条例制定が必要ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

冒頭何を検討されるのかというお話がございました。これは条例でございます。内容に関しましては、今議員から何点かお話がありました。具体的な地域と発電量、事業内容も具体的なものをご指摘いただいたと思っております。そして、また今ご質問の中に例えばそこで発電された電力は森町の電力にならないですとか、災害に対する対応に関しての話ですとか、非常に過程というか、どのような想定をされていて、森町の電力になる電力がどういうもので、森町の電力にならないというものがどういうものなのかというのは、私は今の質問の中では認識としてはありませんので、この辺に関しましてはなかなか答弁は難しい。もし可能であれば、次の質問の中に織り交ぜていただければもう少し具体的なものを私の見解としてお話しできるのかなって思っています。

以前、いつの会議だったかは思い出せないのですが、質問だったか、一般質問だったかで答弁させていただきました。自身の土地における経済活動、民間の経済活動というところにおいて、これを直接的に行政が規制するというのは、基本的には非常に難しいところがあります。具体的に駒ヶ岳と先ほど名前も出されましたし、メガソーラーという規模の話もされましたので、多分あの地域で今開発が進もうとされている事業のことを指していらっしゃるのかなと思います。基本的には民間の経済活動でございますので、法令違反等がなければ何も問題ないという行政のスタンスは、これは何らおかしいものではないと思います。

先ほど最初の答弁の中でもお話しさせていただきましたが、かといえ地域の方々いろんな、これはどうなっているのだ、これはどういうことなのか、これに関して行政はどういう見解を持っているのだ、そういう情報のやり取りというものは、やはり私は一定数必要なのかなと思いますし、その責任の主体としてまずは事業者と接点を持ってもらうという

意味で条例をつくる、そういった義務を課すというか、その程度のことが私は大切なのかなと思います。その中において基本的に森林法ですとか、いろんな法律がある中においては、その法律において知事からの意見照会というものが道南地域の首長にはございます。そういったやり取りもございますが、その地域の自治体が、森町が直接的に何か制限をする、また規制をする、そういうことは基本的には私は非常に難しいし、今の現時点では森町においてはすべきではないと考えております。私の方針というか、考え方としては今お話の話したとおりでございます。

当然災害に対する対応というところにおいては、ソーラーパネルだけではなくて様々な構造物、建築物においてそれは懸念があるのかどうなのかというところは、災害対策の主体としては検討しなければならないですし、計画の中、対応のマニュアルの中においてもこれは常日頃、ずっと年が進むにおいて町並みは変わってきますし、構造物も変わってきます。そういう意味においては、管理者、計画の主体、防災行動の主体としては、これは反映していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） 私今回は太陽光のことをちょっと例に出しましたけれども、今現在進行形でお話が来ているということで話出しましたけれども、でもこれは本当に森町に関する再エネルギーの取り組み方全般に関することだと思っています。この条例制定は、住民の安全や自然環境、景観の調和を図るためのルールを定めるものであります。だから、むやみに何が駄目とか、禁止するとかということではなくて、住民の安全、そして自然環境、景観の調和を図るためのものです。無秩序な開発を防止して適正な導入を進めることが大切、適正であれば導入を進めることも必要だと思いますが、問題が顕在化してから対応するのでは遅い。事前に整備をして、未来にも責任を持つことが必要ではないかと考えます。特に住民説明会での十分な説明は当たり前のことでありますが、周知もあまりされず、町民は新聞報道で知った。ましてやほかの町にこんなことってあるのという、やっているのだろうかというようなことを聞いてきたのだけれども、どうなっているの、森町さんって私は聞かれたのですけれども、そんなに町民は知らない方が多いのだということにびっくりしました。

白老町があるのですけれども、森町と同じ会社が同じ規模で事業を進めています。同じような内容です。これに対して白老町は、もともとこの規制条例というものを持っておりましたが、2026年4月に改定して、許可制を導入し、抑制地域の設定をし、保証金の預託など、町民を守る条例により一層改正しています。もう既に制定されているところが多いので、森町としてはこういう考えなのだよということを町民にも、そして事業者にも示して将来に、先ほど町長とか教育長も言いましたけれども、やはり未来の子供たちにどういう町を残していくかということが大切ではないか問われているのではないかと思いますので、ぜひ森町としても真剣に、早急に、一刻も早くこの条例をつくっていただきたいと

考えますが、町長のお考えを再度お尋ねします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

当然議員のお話の中にあった地域住民の安全、これは本当に当然のことでございます。そして、また景観との調和という言葉もございました。周知の仕方、これはやっぱり事業者が考えることでありますし、事業者にとってどうしなければならないのかというのは、先ほどの条例の中でこうこうこういうことを地域の住民の方々が懸念に思われるかもしれないので、この辺は丁寧に説明してくださいというものを条例に組み込めばいい話なのかなと思います。しかしながら、景観との調和、この辺に関しましてもそうですし、ご指摘の近隣の町においては預託、これは多分撤去費用の預託だと思いますけれども、またあと規制地域を定めたというお話も今いただきました。何をもって規制地域とするか。そして、また預託、これはもうまさに間接的に投資活動、開発行為を抑制することにも私はつながると思います。先ほどの再エネルギーを国として、北海道として、この地域として推進していかなければならない。バランスと、この地域に対する民間事業者の投資、これ非常に難しく、簡単に撤退していきます、彼らは。地域が反対すれば、本当に簡単に撤退していきます。

そうなったときに、これは本当に町民の皆様にぜひ考えていただきたいという点でございます。確かに景観も大切でありますし、本当に地域住民との安全、安心、それは我々も守っていかなければならない。しかしながら、一方でこれは実際当事者が感じてお話ししていることを私は今話しますけれども、地域の例えば漁業者の皆さんは温暖化の影響によって海水温が上がって、取れるものが変わって漁業が立ち行かなくなっている。まさに温暖化という課題に対して漁業がこれからどうしていかなければならないかということをお話されています。そして、また最近では物価高、為替の問題、ホルムズ海峡の話、そういうことに対していかに日本国がエネルギーに対して脆弱であるか、資源輸入国であるかというところに対してどれだけ国力、財政も含め投入していかなければならない、そういう国であるかということもしっかりと認識をして、いろんなものを判断していかなければならないと思います。その国が政策として再生可能エネルギーの導入、脱炭素、いろんな話は世界中であります。しかしながら、今、日本国の現状、まさにエネルギーミックスとも言いますけれども、いかにどういったエネルギーを組み合わせ、効率を図っていかなければならないか、エネルギー政策を考えていかなければならないか。これは国にだけ、国のやる仕事だということではありません。これは地域が考えて、地域もしっかりとその責任を担って初めて成り立つ、そういう話なのかなと思います。国の様々な事業施策、北海道も含め脱炭素、再エネ、そしてまたDX、GX、全てひもづいて今進んでいます。その中において、計画をしっかりとこの地域、森町においても織り交ぜながら計画をつくっていく、そういうことが非常に大切だなと私は考えておりますので、バランスは非常に考えなければ、一言最後に申し上げますけれども、民間の投資活動でございますので、簡単に彼らは撤退していきます。それが20年後、30年後、この地域にどういう影響を及ぼすのか。それ

は、多分議員がお持ちの景観の話、地域の環境保全の話ともイコールだとは思いますが。その両方を10年後、20年後、30年後、そういった投資を招けなかった、招き入れられなかった、誘致できなかった、地域で認められなかったということが今後どういうふうになるのかなということもしっかりとこれは考えなければならない大切なポイントであると私は認識しております。いずれにいたしましても、直接的に行政が規制をする、抑制をするというところではない条例、情報共有をしっかりしていただいて、地域ともそうです。とにかくこういう事業をやる、情報を提供していただく、接点を義務として設ける、そういう条例を検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再生可能エネルギー規制条例の制定をについて終わります。

以上で議席7番、斉藤優香君の質問は終わりました。

次に、森駅前商業施設の事業停止について、議席2番、河野文彦君の質問を行います。

○2番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

森駅前商業施設の事業停止についてです。3月17日、森駅前でビジネスホテル、宴会場、居酒屋などを手がける企業が事業を停止し、自己破産を申請しました。昭和32年の創業以来、森駅前の顔であり、ビジネス、観光の宿泊拠点として多くの方が利用してきました。また、地元食材を活用した食事を提供し、冠婚葬祭や様々な会議の場としても利用され、森町民で利用したことのない方は皆無と言っても過言ではないでしょう。多くの町民、全国からの来訪者に愛されてきた施設でありましたが、新型コロナ流行以降は利用者が減少し、業績が低迷した後、コロナ禍収束の回復の兆しはあったものの、今回の判断となってしまったようであります。

今回の事態は一企業の問題だけにはとどまらず、町内の飲食店業界やタクシー業、様々な食材や資材を卸していた事業者などにまで影響しています。森市街地の人の流れが変わってしまう事態となっており、多くの方々から早期再開を願う声が聞かれます。このような状況下で森町に対して森商工会議所と森飲食店会より事業再生、再出発へ向けた要請書が提出されたと伺っていますが、多くの方々がこの施設を愛し、利用してきたことは明確であり、行政としても看過できない状況でありますので、質問します。

1つ目、要請書はどのような内容で、どのような返答をしたか。

2つ目、各業界に与える影響をどのように分析したか。

3つ目、行政としてどのような対応策を考えているのか。

以上、質問いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

去る3月17日、JR森駅前で長年にわたりビジネスや観光の宿泊拠点、また町民の皆様の冠婚葬祭や買物の場として親しまれてきた駅前商業施設が事業を停止し、自己破産を申請されたことは、本町の地域経済や町民生活にとって極めて重大な事態であると受け止めております。

1 点目の要請書の内容と返答についてお答えいたします。令和 8 年 3 月 24 日付で森商工会議所及び森飲食店会より、新たな運営主体への円滑な承継や事業再生に向けた強力な支援を求める要請書を受領いたしました。本件に対する書面での正式な回答は行っておりませんが、受領後、商工会議所や飲食店会の皆様と直接お会いし、町の考え方を口頭でお伝えいたしました。具体的には、現在は法的整理の最中であり、行政が直接的に民間の経営や資産整理に介入することは困難である旨をご説明いたしました。その上で、駅前の宿泊、交流機能の維持は町全体の公共的課題であるという認識を共有し、新たな事業者への事業継承や情報収集に向けて商工会議所と緊密に連携しながら、でき得る限りの側面支援を行っていく考えをお伝えしたところでございます。

2 点目の各業界に与える影響の分析についてお答えいたします。今回の突然の事業停止は、一企業の枠を超え、町内経済に多大な影響を及ぼしていると分析しております。具体的には、宿泊需要の他市町への流出、周辺の飲食店やタクシー業界における客足、売上げの減少、食材等を納入していた地元取引事業者の売上減少や資金繰り悪化、大型会議や会合、冠婚葬祭の場が失われることによる地域コミュニティ活動の停滞、これら 4 つの側面において極めて深刻な影響が生じていると認識しております。

3 点目の行政としての今後の対応策についてお答えいたします。健在当該施設の引継ぎに関しまして、札幌市の事業者から事業継承に向けた意向が示されており、この事業者におかれましては既に役場にお越しいただき、町に対しても支援に関するご要望をいただいているところです。現時点におきましては、法的な整理手続の一環として裁判所による正式な許可等の決定を待っている状況であることを承知しており、町といたしましても手続の推移を注視しつつ、今後正式に事業の継承が決定した際には早期の営業再開に向けて活用可能な国等の支援制度の紹介や町の支援策の活用など、行政としてでき得る限りのバックアップに努めてまいりたいと考えております。森駅前の本町の玄関口であり、活力の象徴でございます。

森商工会議所や森飲食店会、そして議会や町民の皆様と手を携え、駅前のにぎわいと活力を取り戻すため、先頭に立って全力で取り組む決意であることを申し上げ、答弁いたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問。

○2 番（河野文彦君） 再質問させていただきます。

今町長は答弁の中で、札幌の業者さんが声を上げて、手を挙げていただいているという話は私も実はこの質問を書いた後に伺ったものですから、状況が大分変わっているという部分は正直あるのですけれども、そういった中で再質問していきたいと思います。町に対しての要請書自体は、私は中身を拝見できなかったものですから、こういった質問をさせていただきました。そういった中で、支援を求める要請であろうとは思っていたのですけれども、回答していないというような答弁だったかと思います。別な場で多分お会いした

ときにたまたま回答した、お会いしたときに回答したいというようなイメージだったのですよね、僕は。何でもこういう、それこそ今回の閉鎖というのは町に対しての大きな影響があるという課題は共通の認識として持っているのだなというところですけども、きちんと書面で頂いて、多分代表印も押されるような正式な文書です。それに対して、なぜ正式な回答を文書で出せなかったのか、出さなかったのかというところをまず再質問させていただきます。

各業界に与える影響というところで幾つか挙げていただきましたけれども、本当に一企業の閉鎖っていいですか、事業停止だけにとどまらず、本当多方面に影響が出ているな。そして、僕やっぱり森の例えば飲食店の方々が真剣に考えているなって思ったのが、単純に同じ飲食店だとライバルです。ライバルが減ると、その分ほかのお店にその売上の客足が分散するのかなというふうに考えるのかなとも思ったのですけれども、皆さん声を上げるのは、やはりこの施設がなくなることで、そもそも森の駅前っていいですか、中心部といいですか、そういうところに足が向かなくなってしまうと。この閉鎖した店だけの問題ではなくて、うちがお客さん増えるからいいではなくて、単純に食事の店、もしくはお酒の店、いろんなところあると思うのですけれども、いろんなところに影響が出てしまう。要するにライバルの心配までして声を上げてくれているというところがあるというところで、森町のにぎわいという部分、そういうところを本当に心配してくれているなというふうな声を多数聞いたものですから、その辺も多分町長は認識同じく持ってきてもらえたのかなというふうには思っています。

それで、もう一つ質問したいのが先ほど町長、国の支援の紹介をしたり、町としての何ができるかというところを答弁されたと思うのですけれども、町として例えばこの企業に単純に運転資金を支援するとか、そんなことはできないのはもう重々承知です。大体民間企業が運転資金を支援してくれなんて恥ずかしいこと言わないと思います。それなりにやっぱり事業計画を持って、この町の可能性を期待して進出してくると思いますので、その辺は支援できる内容、する内容というのは本当に町としては限られたものになるし、限られたものでなければならないと思うのですけれども、国の施策の紹介はあれですけども、町として何ができるかというところでももう少し具体的にお話ししていただけないかなというふうなところで再質問したいと思います。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

最初の1つ目の再質問の内容であるのですけれども、回答していないというのは、そこはちょっと申し訳ありません。そこまで書面でというところの認識ではなく、その場で意見交換も含めてどうあるべきか、今後どうするか、それを進める上で法的に今どういう状況かというのをその場で全て回答させていただいた、そういう状況でありました。ご指摘のとおり、確かに書面において返すというのも必要なことだったのかなとは思いますが、まずは行政との考え、意図、今の課題というものはしっかりお伝え、その場でさせて……現時点での、その時点でのそういったものはお答えさせていただきましたので、

ひとまずそれでご承知いただいたという認識でございました。

その後、やはり急を要するというか、これは本当に様々な利害関係の方々、利害関係者が存在しますので、関係のところへすぐ商工会議所の会頭と一緒に外向きましてお互いどう思っているか、この事案、まさに今議員がお話ししていただいた駅前のあの施設がこの町にとってどういう経済的な影響を今及ぼすかで、あのままにしておくこの先どうなるかというところの認識を、お互いこうですよねというところを確認しに行きました。その中においては、先方もそれはそのとおりだとおっしゃっていただきましたし、2つ目の支援の方法、町としてどういうことができるのかにおいては、非常に今まだまだ法的な整理、裁判所の判断等々もある中においては何とも決めかねるところではあります。その札幌の事業者様が来ていただいたときに、どういった事業計画、資金計画も含めてどのようにあの施設をこれから再建、運営していくのかというところをまずはお示しいただきたいということでお返しさせていただいております。その事業内容を改めて拝見させていただいて、それと同時に町が何ができるのかということとそのタイミングからもう一回再考したいなと思っております。しかしながら、議員お話しのとおり非常にこれは行政、金融機関、そして経済団体、みんなが一致団結してこれは課題解決へ進めていかなければ、持続可能なものとして再考、再建はなかなか私は難しいのかなと思っております。現時点では、事業者さんの事業計画をお待ちしているという段階ではありますけれども、それを基に町が何ができるのかというところを軸として、我々は町ですから、当然そういうことになると思いますけれども、地域にある金融機関、商工会議所、皆さんと情報共有をして、それぞれが何をしていただけるか、我々が何ができるかをしっかりと検討、そして投げかけも当然させていただきますが、そういうのを行ってこの支援策というものは総体的な支援策、総合的な支援策を考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○2番（河野文彦君） 本当にこの施設、例えばいろんな団体の総会ですとか、会議だとかがもう会場がないので、公民館もこういう状態というのもたまたま重なってしまったのかなって思うのですけれども、今までやはりそういった会場を使用していた団体が例えばもう書面総会にしてしまっただけで終わらせてしまう。そうすると、やっぱりそれだけ町のほうに向く足が減ってしまうのです。そうすると、先ほどの繰り返しになりますけれども、やっぱりほかの飲食店業界だとか、卸している企業だとかに本当に大きな影響が表れるというのは、ちょっと繰り返しになりますけれども、大変な事態だなというふうに、ここは本当に共通認識でいれるのかなと。

それで、現状その企業の進出の意向はあるけれども、今のところいろいろ裁判所なりの判断を待っているというような状況というのも理解しました。そうした中で、この企業がそこで企業活動をするのは企業の責任です。そこに対して間違いのない、本当に大きな支援をするというのは不可能です。でも、企業を誘致するということは、これ行政の重要な仕

事の一つかなと思うのです。要は呼び水、それは行政がしっかりと進出を考えている企業さんに感じていただくような、そういう企業誘致活動は必要だと思う中で、例えばまた何ができるのかという話になりますけれども、裁判所の結果を待ってから考えるではなくて、言ってしまう札幌の企業さんですか、のことだけではなくて今回の件も含めて総体的な企業誘致って考えると、例えば考えて制度化、条例化するのか、そういった活動というのはもう既に始めてもいいと思うのです。だから、札幌から来る企業さんに特化したものではなくてもいいと思うのです。例えば一例ですけれども、固定資産税の何年かの減免だとか、町としてできること、あと例えば、これも一例ですけれども、水道料金の何年かの半減ですとか、そういったところというのは今からでも考えれるし、別にこの企業だけに特化したことではなく、広い意味での企業誘致というところでは考えていけるのかなというふうに思うのです。もし裁判所の結果が出ました、本格的に森町に進出してもらいます。では、そこから制度を考えます、条例化します、何しますっていったら、それでまた半年、1年になって時間を費やしていたら、もしそれが企業進出のブレーキになるようなことはあってはならないと思うのです。どんどん背中を押していくような、そういったできる範囲での支援策というのは、もう既に考えていかなければならないのかなというふうに思うのですけれども、町長はどのようにお考えか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

当然今回名のりを上げていただいた札幌の企業様におきましても、やはりまだ1回しかお会いして情報共有はさせていただいていないと、そういう状況であります。その中において、どういったことをどういう方向性で考えるかというのは、やっぱり事業者が事業をどういうふうに進めるのか、何を課題に思っているのか。そして、そういったものをしてしっかりとまず聞くというのは、これは必要なことなのかなって思っています。その上で想定される様々な課題、それは予想はできますので、担当課においてはいろいろと今検討をさせているところでございます。当然今議員お話の例も対象になるのかなとは思いますが、その辺も非常に整理が必要なことでございますし、他課にもわたることでもあります。当然判断が向こうからの事業計画が出るまで、そしてまた裁判所、法的な確定が済むまで何もしないということではございませんので、その辺は姿勢としてはしっかりと進めていくということを事業者に伝わるように検討をさせていただきたいと思っておりますし、引き続き事業者との情報共有はしっかりと逐一行っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（木村俊広君） 森駅前商業施設の事業停止についてを終わります。

以上で議席2番、河野文彦君の質問は終わりました。

昼食のため、午後1時10分まで暫時休憩します。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時10分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、町内会について、森町生活館等の管理について、議席13番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、町内会についてを行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

町内会についてということで、まず1問目させていただきます。現在、町内会は役員の高齢化、担い手不足、加入率の低下などにより、その維持が年々困難になっています。一般の生活者にとっては、日々の生活において町内会はなくても困らない存在という認識が広がっているのが実情であり、旧来型の負担の大きい組織運営をこのまま住民に求め続けることには限界があります。

一方で、大規模災害などの非日常においては、行政の手の届かない初期の数日間を生き抜くために地域コミュニティの存在、いわゆる共助の重要性が叫ばれてきました。しかし、災害時において最優先されるべきは、何よりもまず住民一人一人が自らの命を守る自助であります。自分が生き残ることで精一杯の非常時に他者への支援を義務づけるような共助の在り方は現実的ではありません。

今行政に求められているのは、住民のリアルな負担感や本音に耳を傾け、これまでの行政の下請機関としての町内会を見直し、徹底した自助を緩やかにつなぎ合わせるための必要最小限のインフラへと町内会を再定義、スリム化していくことだと考えます。そこで、以下4点について見解を伺います。

1つ目に、行政は町内会の役員名簿や補助金の使途といった書類上の情報は把握しているものの、現場の役員が抱える深刻な負担感や、一般住民、特に若年層や未加入者が抱く町内会は不要であるという本音などまでは把握し切れていないと考えます。今後町内会の持続可能性を評価し、適切な支援やスリム化を行うために踏み込んだ町内会実態調査を実施する考えはあるのでしょうか。

2つ目に、これまで行政は広報紙の配布や各種募金や社協会費の集金、ごみ集積所の管理など多くの行政事務を町内会のボランティア精神に依存してきました。これが町内会の大きな負担となっています。町内会を維持していくためには、行政事務の代理をデジタル化や民間委託へと移行、あるいは業務に見合う適正な対価を支払うなど役割の仕分けを明確にし、依存関係から対等な協働関係へとシフトすべきと考えますが、町長の認識を伺います。

3つ目に、防災の基本はどこまでいっても自助であり、これが確立されて初めて次のステップへ進むことができます。非常時における町内会の役割は、無理な救助活動、お節介な共助を期待するものではなく、各自が徹底して自助を行い、その結果、安否情報などを持ち寄って共有する情報拠点としての機能に特化すべきと考えます。有事の際、住民の過度な負担を求めず、かつ地域が共倒れしないために町内会の機能を防災、安否確認のネッ

トワークなどの最小限に絞り込んだ新しい形へと行政が支援していくべきと考えますが、今後の方向性について伺います。

最後に、4つ目に2023年6月議会において、どうする、町内会活動という題目で私は一般質問を行っていますが、町長の答弁した内容をどの程度実現しているのかについて伺います。

以上です。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まず、町内会は地域住民が自主的に地域課題の解決や住民相互の交流に取り組む自治組織であり、本町においても地域コミュニティを支える重要な存在であると認識しております。一方で、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、役員の高齢化や担い手不足、加入率の低下など、多くの町内会が運営上の課題を抱えていることは事実であります。昨年、町内会連合会が実施したアンケート結果においても、その傾向が顕著に表れております。議員からは、行政が町内会へ依存しているのではないかとのご指摘がありましたが、私は行政と町内会の関係を単純な依存関係として捉えるべきではないと考えております。行政サービスと自治活動はそれぞれ異なる役割を用いながら地域を支えるものであり、行政だけで地域課題を解決することも、町内会だけで地域を支えることも現実的には困難であります。互いに役割を分担しながら協働していく関係であると認識しております。

また、町内会の在り方を考える上では、行政の役割についても申し上げなければなりません。住民ニーズが多様化する一方で、本町においては人口減少や職員数の制約、さらには財政的な制約もあります。新たな行政サービスや役割を担うためには、既存事業の見直しや廃止も含めた行財政改革が必要であり、単純に町内会が担っている役割を全て行政が引き受けることは現実的ではないと考えております。

一方で、これまで長年にわたり町内会にお願いしてきた業務や活動については、その必要性や役割分担を改めて見直していくことも必要であります。本町においても広報配布業務については、令和6年度から一部委託を開始しており、日本赤十字社募金につきましても町内会の実情に応じた対応を行っております。今後も町内会の負担軽減につながる取組については、柔軟に検討してまいりたいと考えております。

また、一般の住民の皆様が町内会を不要だと考えているというよりも、町内会が担っている役割や、その活動によって地域住民がどのような恩恵を受けているのかが十分に共有されていないことも課題の一つであると私は考えております。防犯灯の維持管理や環境美化活動、防災活動、地域活動、高齢者の見守りなど、地域の暮らしを支える多くの活動が町内会によって支えられておりますが、その役割や必要性が十分に理解されていない面もあると認識しております。特に災害時における共助の重要性は十分認識しておりますが、共助は災害時だけに突然生まれるものではなく、平時における地域活動や住民同士の交流の積み重ねによって形成されるものであります。そのため、防災だけに特化した地域組織ではなく、日頃からの地域のつながりを維持していくことが結果として地域防災力の向上

につながるものと考えております。

令和5年6月会議においては、町内会との対話機会の充実や地域課題の把握について答弁を行いました。その後の取組として、町内会との意見交換会を3回開催し、地域ごとの課題や要望の把握に努めてまいりました。また、町内会連合会が実施したアンケート結果を共有いただき、役員の高齢化や担い手不足、加入率低下などの現状について認識を深めております。一方で、町内会活動の役割や必要性について地域住民との認識共有や理解促進についてはまだまだ十分とは言えない面もあることから、今後さらに取り組んでまいりたいと考えております。町内会活動の負担軽減は必要であります。しかしながら、単に役割を削減するという発想だけでは、地域コミュニティの維持という本質的な課題の解決につながらないと考えております。行政が担うべき役割、地域が担うべき役割、そして住民一人一人が担うべき役割を改めて整理しながら人口減少社会における持続可能な自治活動の在り方について町内会をはじめ地域の皆様と共に今後も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 第一に、今の町長の答弁を聞いていまして、まず町長が情報として仕入れている部分、町内会連合会アンケートにしてもそうです。それは、町内会役員が答えているアンケートなのです。一般町民ではないです。一般町民の人というのは、ほとんど認識上において、日常生活において町内会とは全く関係ないところにいるわけです。というのを町内会自体が認識されていないから、だからなくてもいい存在なのです。そう思いませんか。町長が言った町長懇談会の話というのは、ほとんど町内会の役員ですよ、出ているのは。その人たちの話です。問題は、私が言っているのはその人たちの話ではない。一般の町民の人です。町内会で構成しているメンバーです。その人たちは、日常的には町内会がなくても構わないのです。何も困らない。困る部分がありますか。自分の生活考えてみてください。町内会があったからって別に困ることってありますか。どう考えてもそういうふうにはなっていないのです。という、私はその辺の認識をし直さなければならぬのではないかなって思っています。だから、共助の部分で自助なのです。あくまでも自分がどうやって、災害があったときには命を助けて避難するかなのです。それが問われているのです。そこから初めてほかの人の面倒を見ることもできるわけです。自分の命を投げ捨てて、共助だからって言ってほかの助けに行くなんて全くばかげた話です。その部分をはっきり認識しないと、町内会の存在の在り方を考え直すきっかけにしないと、そういうのを含めることからして、いかなければならないのだと私は思っています。

例えば最近の津波の避難のときに、私が住んでいる町のところの会館というのは避難所になっていません。だけれども、来るわけです。ほかの役員の人が私のほうに、来ているからどうしますかという話になって、そうしたら開けてくれって言うしかないですよ。だけれども、避難しなければならない人は開ける人も私も含めてそうですけれども、役員

の人たちというのは、そういう立場においてそういう共助の部分で動かざるを得ない。だけれども、本来であれば自分が真っ先に逃げる立場ですよ。自分の身の回りを整理して、その上での話ですよ、共助の部分というのは。そういうことを認識し直さないと、今後町内会というのは成り立っていかないと、私はこの間そういう認識を持ち始めています。だから、そういうことを考え直さないと大変です。

実際もう機能していない町内会が幾つも出ているわけですよ。結局そこで機能しないということは、役員をする人がいないということです。実際私の町内会もこの前役員会をやって、見渡して、私が70歳になりましたから、70歳以上なのです。あと何年もちますか。5年もつのかな、真面目にというふうに考えました。自分がそういう年になって初めて気がついたというか、ばかげた話かもしれない。だけれども、自分がそういう立場になって初めて分かる部分というのはあるのです。それを認識し直さないと、今後の町内会というのは維持できない。というのは、役員をやる人がいないのです。役員以外の人って、ほとんど町内会がどういう役割を果たしているかも分かっていないです。それで、私は今回自分の町内会に関しては、全戸に対するアンケート調査、意識調査をやるつもりです。全部、全員に対して。その中身についてはまだ今後検討しますけれども、その結果によっては町内会を解散することを含めて考えざるを得ないだろうなと。質問の仕方にもよりますから、それは。いろいろちょっと検討しますけれども、そういう時期に来ているのですよ、もう。町はそういう認識を持っていないですよ。そもそも町内会についての情報を持っていないのではないですか。例えばごみステーションの管理の問題、あと会館の管理の問題も含めて本当一部の行政が関わっている部分の情報しか町内会のことを理解していないのではないですか。それが実態なのではないですか、行政が理解しているというの。だから、前にも言っていますが、今回も実態を把握し直さないと、今後町内会というのを維持していけないのではないですかと私は心配している。さっきから答弁聞いていると、どうも町内会側に対する要望というか、あまりにもうがった見方というか、期待をしているからこそそういう言葉が出るのだろうけれども、実際中身はそういう状態ではないですよ。だから、その辺をもう一度考え直す必要があるのだと私は思うのですが、いかがですか。

そして、前回2023年6月議会において私は同じような質問をしています。だから、そのときに町長が何を言っているかという、町内会活動が活発になって課題解決に向かえるよう町としてもサポートしていきたいと言っているのです。この3年間サポートして何やりましたか。具体的に言ってください。何もやっていないではないですか。今までどおり、ただ、今まで過去に、去年並みにやっていることをやっているだけです。それで何がサポートになりますか。だから、まずは実態を把握することから始めないと前に進まないです。このままでいうと、真面目に町内会というのはなくなるし、私のところは今アンケート調査の結果次第ですけども、自分たちで解体することも考えなければならないのではないというふうには考えています。そこまで来ているのだと私は理解している、認識最近し始めているものですから、その辺も含めていかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

最初の答弁でもお話しさせていただきましたけれども、基本的には自治活動が、そういったコミュニティが必要と思われていない、必要ではないという認識では我々はございません。もしそうであれば、この何十年、町内会を設立した経緯も含め、ではなぜ出来上がってきたのか、運営を続けられて継続されてきたのかというものが根本的から崩れてしまっています。人口減少が進み、少子高齢化が進んで担い手がいなくなっている、その負担感が増しているということと、その自治活動、自治組織を否定するということが自体は私は切り離して考える必要があると思っています。

当然ながら、議員がおっしゃるとおり地域コミュニティ、先ほど私もお話ししましたが、常日頃の住民同士のそういったコミュニケーション、認知、ここに誰がいる、こういう人とどういう関係性があるというのが有事のときに力を発揮する共助に発展すると、私はそのように考えています。そういう意味においては、高齢者の見守りでもそうですし、小さな子供たちに対するそういったものもそうです。社会的弱者に対する認識とサポートもそうです。本当にこれは行政だけではできないことを町内会、自治活動と共に行っている、私はそういう認識であります。実態把握とおっしゃいますけれども、当然私もこの町に住んでから自分の所属する自治会に所属し、役員をやったことも当然あります。全員ではないにしろ、役場職員に関しても今実際携わっていて、松田議員と同じ思いを持っている人間も多数います。その中において、今まで何をやってきたのだ、何もやってきていないだろうとおっしゃいますけれども、私は先日それこそ東森町内会の、まさに議員もいらっしゃいましたけれども、その中でも発言させていただきました。何が負担に感じているのかを実際赤裸々に出していただいて、これができない、何ができないということをもまず自分たちで判断して、ふるいにかけていただきたい。その中においては、町内会同士の統廃合、機能的な統合、いろんな考え方ありますけれども、そういうことをやっていかなければならないというのは私も申し上げさせていただいた次第です。行政が全てを引き継ぐというのは不可能であります。その中においては、議員のお話の機能を集約して特化していくという方向性は、私は同じものを持っております。しかしながら、その認識していないということでもなく、そしてまたそういった自治会としてどうしていく、こうしていくというそういう方向性が定まるのであれば、それは町としてもしっかりと支援していかなければならないと思いますし、どのような支援につながるのか、どのような方向性でやっていくのかというのは、まさに意思を持って決めていただく、その必要がございます。その中においては、町長として改めてお話しさせていただきますが、閉めるのではなくて隣、また飛び飛びということになるのかもしれないですけれども、広域で連携して統合を行っていく。それができないのであれば、なぜできないのかというところも赤裸々にお話、相談していただきたいと思います。繰り返しになりますけれども、しっかりと課題として認識しておりますし、町としては様々なことから考えて、様々な観点から自治会、自治活動は必要なものであるし、維持していかなければならないという認識を持っております。

ます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） やっぱり先ほどから町長の答弁聞いていると認識が違いますよね。行政の立場で話をしているのではないのはそれはいいのですが、一般の生活者として生活している人が町内会に対してどういうふうを考える、それが大事なのですよ、今後。役員をやる人がいっぱいいて、役員の人みんな分かっていますよ、必要性については。必要について大事だというのは分かっているはずですよ。だけれども、それを維持できなくなっているからどうするのだという話をしているのです。それはなぜかという、役員以外の一般の町内会の会員というのはほとんどそういう認識を持っていないし、それはもう認識を持たせなければ、最初の答弁でそれを分かってもらえるようにしていかなければならないという答弁していますけれども、そういう問題ではないですよ。生活する上で何も困らないのですよ、町内会がなくても。年間3,600円、町内会費払っていて、払っても払わなくても別に、払ったからってどうのこうのという話ではないですよ、ほかの一般の人というのは。例えば先ほどの町内会の仕事として防犯灯の問題、ごみステーションの問題とか言っていますけれども、それは全部個々で解決できる問題ですよ。というのも、行政の仕事の部分なわけですよ。それが別に一般の人、個人にとっては関係ないのです。関係ないというか、うまく機能しているから別に問題ないのですよ、もう。昔はいろんな環境が悪くて、あちこち下水とか側溝とかの掃除とかいろんな問題がありましたよ、草刈りとか。それやってきました。それを今やれなくなっているのです。だから、行政のほうにお願いして、あそこやってくれという話に、草刈りやってくれという話までもうなってしまう。それで済むようになるのです。だから、町内会の個々の人というのは全く関係ないのです。だから、その辺の認識の仕方がどうも違うのだらうなとは私は思うのですけれども、どちらにしましても今後今年中に私が思っている、先ほど言いましたようにアンケートを取ります。それは必要としているかどうかということですよ、一般の人が。それもダイレクトに聞きます。そのつもりでいます。もちろん町内会のやっていること、こういうことをやっている、当然お知らせします。それはどうやって取るか、もう既に考えてあります。どうやってアンケートを取るか。もう個人情報で個々の意見が特定されるようなアンケートの取り方はしません。分からないような形で回収することを考えています。そこまで僕はやってみて初めて、その結果どうなるか分かりません。だから、結果次第においては最悪自分たちの町内会自体をいずれ解散することも含めて方向性を決めなければならぬときも来るのだらうなとは私は思っています。そういう認識を持っているのに、行政サイドはそういうふうな認識を持っていないですよ。そこまで深刻なのだとは私は思っている。だけれども、行政はそういう深刻さを持っていない。それは実態把握もしようとしていないもの、第一。町内会連合会でさえ、そういうのを把握しようとする気がないです。そういう中で真面目に町内会を今後どうするのだということを考えていかないとまずいのでは

ないですかと私は思っただけで今回の質問を見立てています。再度いかがですか、その辺を含めまして。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

1点確認したいのですが、地域の住民の方々がその町内会を必要としていないって感じていることが課題であるって思っているのか、そもそもみんなそう思っているから必要のないことを無理してやっていることが問題だということをおっしゃっているのか、大分それこそ私の方向性とか認識が変わってきます。前者であれば、それは私たちもいろいろとやっていかなければならないと思いますが、後者、そもそも無駄なことを労力をかけてやっているという認識であるのであれば、それは我々がどうのこうのできるレベルではなくて、本当に抜本的に方向性を違うものとして考えなければならぬと思っています。

先ほどもお話しさせていただきましたけれども、私も当然町内会役員やったことあります。これは私の話ですが、皆さんがどういう課題を持っていて、今後どういう不安を持っているかというのは、10年も前の話ですが、当時から私自身も懸念に思っていました。そういった中において、仮に議員がこの町内会活動を全く必要なく無駄なことをやっているという認識であるのであれば、それはちょっと私は違うのかなって思います。いろんな地域の町内会ごとの実情もありますし、地域によっていろんな課題も違うでしょう。でも、ごみの問題一つにつきましても当然近隣住民同士のトラブル、ごみの散らかり、いろんな細々した近隣住民同士のトラブルというのは水面下で起こります。それを昼夜を問わず対応している、当然まさにそれは松田議員が担っている、経験おありだと思いますけれども、昼夜を問わずそういった苦情を、寄せられる苦情に対して対応している町内会会長をはじめ役員の皆様のご苦労も私は十分承知しております。やはり今現実問題として町内会の組織の構成がそのまま例えば民生委員のそういった組織とイコールになっていた、本当にいろんな兼務をされている。そういうことに関しては非常に大変だなというふうに、大変だなという言葉だけで収まりはつきませんが、重々承知しております。そういった認識を基に置いて1質問の答弁、最初の答弁でもお話しさせていただきましたけれども、本当に無駄なことをしているということではなくて、何を負担に思っているのか。それをいかにして、デジタルというお話もありましたけれども、効率化も含めて再編していくか、それは私は同じ考えであります。その中においても、まずは直接的に要らないことをやっているのではないかと、無駄なのではないかという投げかけを行政側にされるのではなくて、やはりもう少し実際何が効率化を図れるかという、そういった意見交換をもうちょっと私はさせていただきたいなと思います。連合会の会合の中でもたしかお話しさせていただいたと思いますけれども、やっぱり担い手の不足、後継者の不足というのは本当に深刻な課題であると思います。先ほども申しましたが、やはり維持していくためには広域的に町内会同士の統合、何が問題か、何がハードルにあるかは私も重々承知しております。しかしながら、そこを超えていかなければ、それが無駄なことだとして縮小し、形骸化してしまうのは非常に私は町民の皆様にとってこれは新たな

安全を確保する上での懸念材料が発生すると認識しております。そういったことも含めて引き続き意見交換はさせていただきたいと思いますので、率直なご意見等々を今回のアンケートも含めてぜひ共有していただきたいと思いますし、そのアンケートの中において役員の皆様が考える町内会がなくなるということに関してこういう懸念があるのですよ、こういう不利益を講じる可能性があるのですよということも多分当然内容に含んでいただけるのかなと思いますので、その点に関してもぜひ私たちに共有していただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 町内会についてを終わります。

次に、森町生活館等の管理についてを行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、2問目に入らせていただきます。

森町生活館等の管理についてということで質問させていただきます。森町の生活館などは、地域住民の福祉やコミュニティ活動の重要拠点として長年にわたり各地区に親しまれ維持されてきました。しかし、現行の森町生活館等条例や施行規則、さらには施設管理人の業務内容を見ますと、現代の地方自治法や労務管理、危機管理の観点から法的不備や矛盾が放置されていることが判明しました。以下、質問させていただきます。

第1に、施設管理人の法的責任と身分の曖昧さについてです。現在、管理人には月額6,000円という実質ボランティアに近い報酬で夜間22時までの施錠確認、冬期の水落としや除雪、さらには災害時の緊急通報まで極めて重い責任を伴う業務を負わせています。しかし、管理人は私人、外部委託なのか、あるいは非常勤職員、公務員なのか、その法的身分が極めて曖昧です。もし除雪の不手際による住民の転落事故や火災時の通報遅れなどが発生した場合、この月額6,000円で献身的に動いている管理人個人、あるいは引き受けている町内会が民事上の損害賠償や刑事上の業務上過失致死傷罪の責任を直接問われかねない書き方になっています。町は、これらの善意の管理人を守るための免責基準や法的身分の担保などをどのように考えているのでしょうか。

第2に、条例、規則における手続の欠如と組織論的なねじれについてです。条例の第3条及び規則の第2条には、管理人や職員を置く旨が定められていますが、彼らは誰が、どのような手続で選任、任用するのかという根拠規定が一切ありません。これは、行政手続の透明性という観点から重大な瑕疵です。さらに、規則第2条第1項には、管理人は所属職員を指揮監督するとありますが、実質ボランティアである管理人が役場の正規公務員や専門職員を指揮監督するという公務員制度上あり得ない組織論的な逆転現象、ねじれが生じています。これほど実態とかけ離れた不備ある条文がなぜ今まで放置されているのでしょうか。

第3に、行政処分の現場委ねについてです。業務内容には、町内会やサークルは免除の取扱いを、収益を伴う団体はお断りとありますが、公の施設の利用許可や使用料免除は町長が行うべき行政処分であり、不当な差別的取扱いは地方自治法244条で禁止されていま

す。これらを現場の管理人に実質的に判断させている現状は、行政手続として極めて不適切ではないでしょうか。

以上、3点を含めて現在の運用の違法性、リスクの認識及び今後の条例、規則、施設管理人の業務内容を全面改正すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

各地区会館等は、町内会活動をはじめ多くのコミュニティ活動の拠点として利用されており、管理人及び管理を行う町内会の方々にご尽力いただきながら維持管理をしております。管理人は、町が委嘱している私人という立場にあります。管理人の責任問題については、確かに不明瞭な部分があると今回認識しました。

次に、管理人に利用許可等を判断してもらっている点については、町が全て判断する場合、町内会や地区内サークル等が会館利用するたびに担当課に申請書を提出してもらうこととなりますので、利用者の利便性を優先した結果として今の状況があるのかなと考えております。

議員からご指摘いただいた管理人に対する免責基準がないことや、条例、規則が実態と一致していない点などを捉え必要な改正をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 3点ほどいろんなこと、問題点を挙げていますが、その他ほかに細かいところではまだいっぱいあるわけですよ、問題のあるところ。例えばこれの会館条例14条において運営に必要な事業を審議する森町生活館等運営審議会を設置するというのはあるわけです。今までこれ設置したことありますか。例えばいろんな管理人いますよね。個人でやっていて、町内会もあります。その人たちを集めて管理人のあるべき姿とか、条例も含めてこういう規則があるのだということを教えていますか。私今回たまたま会館のいろんな問題にぶち当たって調べていくと、こういう条例あったの初めて見ましたよね、私も。それで調べていくと、えっ、こういう審議会とかあって、その中で会館等について、いろんな問題について意見を聞く場というのはあったのは初めて分かりました。やって開いたという話聞いたときない。私がここに関わってからもう10年以上たちますけれども、一切ない。そういう問題がまず1つ目です。

まだほかに言うと、管理人に生活館等利用許可証の交付をするって書いているのですが、これも交付したの見たときがない。申請書はありますよね。要するに貸す、貸さないというのは全部町長の権限なのです。それを管理人に押しつけているにもかかわらず、全然そういうのが担当課である住民生活課のほうもそういう話一切ないです。それで運用されてきているのですよ、今まで。

一番問題なのは、先ほど言ったように法的な問題なのです。何かあったときに管理人の責任が問われるのですよということなのです。これも調べて私も改めて認識し直しました。そういう状態だと管理人なんて引き受けられないですよ、月額6,000円で。そういう問題に

なってくるわけです。そして、2004年に自治法改正になって指定管理者制度が導入されることになりましたよね。むしろ例えば隣の町の八雲では、完全に指定管理者制度を利用しています。七飯でもそういうところがある。ちょっと不明確なところがありますけれども、そういう形になっています。どうも森が何でこういう状態になっていたのだって私不思議に思いました。というよりも、今まで管理人をやっていて万が一何かあったときの責任を問われるというのは、私は知りませんでしたよ、そこまで。だから、その部分をきちっと押さえ直さないと、これを機会にやって、先ほど見直すという話言っていましたから、それも含めて見直してほしいのですが、先ほど言いましたように指定管理者制度を導入することを考えてもいいのではないですか、各会館の管理人に対して。そこまで考えていかないと、この問題は解決しないですよ。そして、多くの会館というのは避難場所になっているし、何かあったときの部分というのは、そういう場所に指定されて、町の職員が直接的に管理できるわけではないですから、管理人がいて、きちっとそれを運用してもらわなければならないわけです。それには身分保障も含めて法的にいろんな問題が発生したときにクリアできるような対応の形に条例を設定し直さなければまずいですよねと私は思っているし、実際にやれないと思っています。このままでは、もう管理人は。だから、私は言っていますよ、住民生活課のほうにもう下りるからねという話は。やれないですから、そっちで探してくれって。ただ、調べると管理人というのはどうやって選定するのか、全くそれが書かれていない。町長が任命する形にはなっているのだと思いますけれども、その辺を含めてきちっと押さえ直さなければならないのではないかと私は思うのですが、改めてその辺いかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたとおり、条例に書いてあることでございますし、そのとおりに本来進めなければならない。それは、当然そのとおりだと思います。背景、なぜ今までそのような状況で進んできたのかというところを推測で今この場で私が話すのは控えますけれども、先ほど少しお話しさせていただきましたとおり、現時点においては利用者の利便性ですとか、運用の手續のしやすさ、そういったものを優先したがゆえに今のこの現状で今現在はやっている、そこにつながっているのかなというのも一部理由なのかなと思います。これを契機に今ご指摘いただきました14条、運営審議会の件で、生活館利用許可証、これは押しつけているという表現を議員はされましたけれども、これが結果としてどのような運営のしやすさ、まさに今自治活動が担い手の不足、労力の不足で非常にやりづらくなっているというところ、そのバランスも含めて改めてこの指定管理者制度の導入がどのような影響を与えるのか等も含めて検討はしていきたいと思います。

先ほど、最初のご質問と非常に関連性が深い今回のご質問なのかなとも捉えております。結果としてこれが今の自治活動、町内会活動の手足を縛ってしまうようなことになると、これは本末転倒になるのかなと思います。どのような改正内容が必要なのかにおいて今の現状、私の認識としては今後も引き続き町内会活動を持続していただくためにスリム

にシンプル化、そしてまた効率化を図る、そういったことを進められる条例改正の内容に私はしていったほうがいいのかと思っています。その点を踏まえ、検討はしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問。

○13番（松田兼宗君） 検討はするというのはいいのですが、これ早急に対応しなければならないのではないですかと私は思っている。少なくとも年内、あるいは年度内に条例を見直さないとまずいでしょうと思うのですが、いかがですか。それ再度聞きたいというのと、先ほども言いました森町生活館等運営審議会というのは設置できるわけです。これを少なくとも10年以上はやっていないのだと私認識しているのだけれども、その辺もう少し調べ直してください。そして、早急にこれを設置して開いて、その中でいろんな管理人の、各会館などの管理人に集まってもらって話ししなければまずいのではないですか。早急にそれを進めなければならない。少なくとも、これから利用頻度が上がってくる公民館が閉鎖する中でいろんな各会館の利用頻度というのは上がっているわけです。そして、ある会館にとっては非常に利用頻度が上がっている上に、町から報酬として月6,000円の出ていますが、それを超えているわけですよ、実際。私のところもそうです。実際の運営管理としてほとんどつぎ込んでいます。除雪なども含めて、草刈り等も含めてです。そういうことをやることになっているのですよ、管理人は。その費用って、6,000円ではもう間に合わない状態です。だから、その辺も含めて身分的な部分、そして会館によっては利用頻度が全くなくて年間、話聞くとところによると町内会の総会年に1回開くだけしか利用していないというところまであるみたいな話を聞きます。そうすると、今の各会館はどういう実態で使われているのかというのは把握しているのだろうか。把握していないのではないかなと私は思うわけです。だから、それを含めて早急に実態を把握し、改善をしていかなければ管理人として対応できないという問題になってくるわけです。とすると、誰が困るのだというか、管理している町内会は別に困らないです。町が今後どうやって管理するのか。何かあったときの場合の対応できない状態になってくるわけです。その都度何かあったら職員が対応するのですか。職員を置くという形になっていますよ、管理人のほかに、管理人の指揮監督の下にやることになっているのですよ、権限がない管理人がです。そういうことになっている状態なのに、考えるとかという話でないです。早急に改善しなければ、問題ははっきりしているのですよ、この問題というのは。再度いかがですか。年内に、早急に、夏までには利用頻度、各会館の使う頻度が上がるはずですよ。その辺いかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

基本的に今お話ありました何か事故が起きたときのそういった保障、そしてまた責任の在り方、こういう点に関しては、これは議員おっしゃるとおり早急に変えていかなければならないと思っています。そういう観点においては、早急に改正に向けて動かなければならないと思います。その一方、議員からもお話ありましたとおり、もう続けられない、担

い手がない、いろんなことが立ち行かなくなっているという、同じぐらい非常に大きな課題も今ご提示いただきました。当然法律ですから、それはしっかりと のとって運営していかなければなりませんし、実情に即したものである、私はその必要性はあると思います。ですが、今回の議論、観点、ご質問の趣旨等々を踏まえて、やはり両方同じだけ必要な要素として検討しなければ、先ほどもお話ししましたけれども、指定管理者制度を導入したというところにおいてそのまま担っていただけるのかどうなのかというところに関しても非常に課題やハードルは別に生まれてくるのかなというふうに思っております。そういう点も含めて条例改正、先ほどお話しした早急にやらなければならないところは変えていきます。しかしながら、その結果として続けられない。より運営しづらくなる、できない方向性に動かしてしまうような改正であるのであれば、それは思慮深く考えていかなければならないと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 森町生活館等の管理についてを終わります。

以上で議席13番、松田兼宗君の質問は終わりました。

2時15分まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、原油、ナフサ供給不安の影響と対応について、不登校の子供及びその保護者への対応について、災害時のトイレ使用等について、カラスの巣の駆除業務の終了について、議席6番、野口周治君の質問を行います。

初めに、原油、ナフサ供給不安の影響と対応についてを行います。

○6番（野口周治君） アメリカ合衆国などによるイラン国攻撃に端を発したホルムズ海峡閉鎖から原油やナフサが不足し、またはその懸念から我が国でも多方面に影響が出ていると言われています。森町でも影響があると聞きます。町は事態全体を動かせる立場にはありませんが、少なくとも町内の影響を把握し、各方面に働きかけ、町としてできることを行い、町民の生活を守り、支えるべき立場にあると考えますが、どうですか。町は、町政、町内への影響を全体として把握していますか。どのような対応を行いましたか。また、行おうとしていますか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

ホルムズ海峡情勢に端を発した原油価格の高騰やナフサ供給不安は、本町の地域経済に幅広い影響を及ぼす重要な課題であると認識しております。議員ご指摘のとおり、本件は国家レベルの事象であり、町単独での解決は困難ではありますが、町内への影響を的確に把握し、住民生活や地域経済を守るため適切に対応することは行政の重要な責務であると

考えております。現状につきましては、資材価格の上昇や調達期間の長期化が顕在化しており、建設業をはじめ商工業、医療、介護分野、さらには農林水産業に至るまで広範囲に影響が生じております。とりわけ、建設業においては燃料費や原油由来資材の価格高騰、資材調達の遅延などの影響が大きく、現時点では深刻な品不足には至っていないものの価格上昇圧力が確実に強まっている状況であります。また、各産業分野においても資材の入荷、停滞や価格高騰により事業活動に一定の制約が生じているものと認識しております。町といたしましては、引き続き関係団体等との連携による情報収集と実態把握に努めるとともに、予算執行の工夫や契約手法の検討などにより町政への影響の最少化を図ってまいります。あわせて、国や北海道の動向を注視し、必要に応じた情報共有や支援要請を行うなど、地域経済の安定に向けて適切な対応を考えてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 認識は共通のものだと受け止めました。影響の出方についても私もほぼ同じ認識でおります。町内各方面話を聞きますと、今は困っていないけれども、来年になったらどうか心配だを含めた心配だという声はたくさんありますし、現に仕事が動かなくなっているという方もいらっしゃいます。同時に町の予算執行上も大きな課題が生まれてきているということも明らかですし、決してこれはどこか外の話ではなくて私たち自身の周りの身近な問題だと思います。

そこで、影響について注視するのと併せて国や道の動きも注視するというふうに今回答の中にありましたが、私は必要なことは働きかけていくという動作も必要ではないか。こういうことをやってほしい、あるいはここに大きな課題があるのだから、このことは優先的に取り組んでほしいという視点が必要ではないかと思うのですが、どうか。これが1つ。

それから、もう一つは、例えば今回国のまた新たな交付金が決まったはずです。森町で私の認識では1,000万円ぐらいの財源が来るのではないかと思います、あるいは前回の援助金をどう使ったのかと、その後はということもありますが、今できることはもう現実にはないのかという点について、規模はそれほど大きくないかもしれませんが、その辺りはどう考えているかをお答えください。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員お話しのとおり、さきの国の国会の補正予算において重点交付金がまた配られるとか、配付される、そういう状況に今ございます。内示とか、通達は今町担当課のほうにも届いておりまして、確かにお話しのとおり前回とか、地域の商品券を配ったときにいただいた金額とははるかに小さい規模ではございます。今一応なかなかその規模感で何を、どこにというのは非常に検討に苦慮しているというのが今現状でございます。一方、広域自治体として北海道のほうにもこれはまた交付金が配られる予定でございます。可能な限りやはり広域自治体、そしてまた森町と、その交付金をうまくボリュームを持って活用する、そういう政策の積み重ねができる方向でもし北海道から何かしらの事

業が出れば、ぜひそれは活用させていただきたいと思いますし、先般全く別件ではございましたけれども、期成会要望で数度というか、かなりの頻度で今東京のほうに出向いている状況でございます。その中においては、要望書の中にはないのですけれども、やはり今のホルムズ海峡の話ですとか、恒常的に続いている物価高、そしてまた円安の影響等々も含め様々な業界に様々な影響が出ているというのは本当に国会議員の先生の皆様に情報共有はさせていただいているところでございます。その中においては、やはり大きな市ですとか、町ですとか、産業の違いから様々な課題がその町、様々ございます。その特性にのっとって手短ではありますけれども、直接国の先生にお伝えしたり、副大臣ですとか政務官にお伝えしたりというのは鋭意行っている、そういう状況でございます。

先ほど申し上げたとおり、その事業費の規模感からするとなかなか本当に難しいところではあるのですけれども、北海道の情報も待ちながら、もう少しの検討の余地、時間的にはございますので、その辺はしっかりと検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問はありますか。

○6番（野口周治君） ありません。

○議長（木村俊広君） 原油、ナフサ供給不安の影響と対応についてを終わります。

次に、不登校の子供及びその保護者への対応についてを行います。

○6番（野口周治君） お尋ねします。

全国では、2023年までの12年間で子供たちの不登校が3.2倍に増えたと言われています。森町の実態はどうですか。

その原因について、政府は子供のせいでも親の甘やかしのせいでもないことを明らかにしています。森町の認識はどうですか。

不登校の子供の多くが心が折れた状態、心が傷ついた状態、命の問題を抱えている状態であると言われています。そうであれば、けがをしたら休むのと同じようにまず休息と回復こそが必要ですが、国の対応は全体として学習活動の支援が中心となっていると理解をします。子供の学習権を保障することは当然ですが、命の問題を抱えている子供を回復を待たず学習に誘導し、追い立てるようなことは決してしてはいけないと考えます。森町の不登校の子供の休息と回復の保障を含む認識と対応はどうですか。

不登校の問題に関連して教職員、保護者への支援も必要と考えます。その点での対応はどうか。また、行政の枠外ではありますが、親の会のような活動への対応はどうでしょうか。

非常に広い質問ですが、よろしくお願いします。

○教育長（毛利繁和君） お答えします。

近年全国的に不登校の児童生徒が増加傾向にあるとの報道もあり、本町におきましてもその実態と対応について関心が高いものと認識しております。教育委員会といたしましても児童生徒が安心して学校生活を送られるよう、また保護者が安心して子育てができるよ

う支援に努めてまいります。

初めに、不登校の定義についてであります。文部科学省においては心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものとされています。令和6年、政府調査データによりますと、不登校の背景については単に子供のせいや親の甘やかしといったものではなく、学習習慣、友人関係、家庭環境、心理的要因など複合的な要因が関係していることが示されております。このようなことから、不登校は個々の責任に期するものではなく、社会全体で支えていくべき課題であると認識しております。また、不登校の児童生徒の多くが心が折れた状態や心が傷ついた状態、さらには命の問題を抱えているとのご指摘につきましては重要な指摘と受け止めております。児童生徒の心身の健康を第一に考え、傷ついている場合には回復を優先することが重要であるとの認識を持つものであります。あわせて、国の支援策が学習活動に重点が置かれているのではないかとのご指摘の趣旨についても理解しております。本町といたしましては、学習支援に加え、児童生徒が心身ともに安心して回復できる環境を整えることが重要であると考えております。このため、本町では不登校の児童生徒及びその保護者に対し、切れ目のない支援を提供するため各種の取組を行っております。教育委員会においては、町内の各小中学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒の心のケアや保護者からの相談に対応しております。さらに、町内の全ての小中学校に校内教育支援センター機能を有する部屋を設置し、不登校や、その傾向が見られる児童生徒が安心して過ごせる居場所の確保に努めております。また、北海道教育委員会の不登校対策総合実践事業を活用し、対応の充実に向けた取組を行っております。具体的には、個々の状況を校内で共有し、状況に応じた学習活動の設定やオンラインを活用した支援を実施しております。加えて、学校間の連携を図り、中学校教員が小学校に出向くなど教職員間での情報共有や協議を行っております。また、町におきましてはホームページ上に不登校児童生徒に関する相談窓口を設けるとともに、関係機関の相談窓口の周知を行い、児童生徒及び保護者が常時相談できる体制を整えております。

今後の取組についてであります。不登校児童生徒への支援につきましては主に3つの柱により進めてまいります。第1に、児童生徒の休息と回復を確保する支援の充実であります。校内教育支援センターの機能の充実を努め、安心して過ごせる居場所としての役割の強化を図ってまいります。また、必要に応じて保健センター等の関係機関との連携を図り適切な支援につなげてまいります。第2に、教職員及び保護者に対する支援の充実であります。教職員に対する不登校に関する研修機会の充実を図り、専門性の向上に努めてまいります。また、保護者向け相談窓口の周知や個別相談体制の充実を努めてまいります。第3に、地域における支援体制についてであります。いわゆる親の会のような自助的な活動は、当事者同士の支え合いにおいて重要な役割を有するものと認識しております。本町といたしましても、必要に応じて情報提供や活動場所の確保などについて検討してまいり

ます。

以上であります。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） ありがとうございます。重ねてもう一步踏み込んだお尋ねをいたします。事態の理解が必要だということからのお尋ねです。1つは、森町での不登校の課題の度合い、傾向と言ってもよいと思うのですが、問題がより難しくなっているのか、そうではないのか。私の認識では、必ずしも都市部とは言いませんが、非常に大きな課題を抱えているまちもあります。そういう事態のところとなると、学校自体の運営が非常に大変。言葉は不正確ですが、通う子供たちも保護者も先生もみんな大変。どこから手をつけるのだろうと私などは大変心配になるような話もあります。幸いにして森町ではそこまでの話は私は聞いておりませんが、今どんな状況でどうなろうとしているのか。これは、町の在り方、あるいは今のご説明いただいた教育委員会なりの対応のある意味結果でもあると思いますし、特質でもあろうかと思いますが、その辺りがどうかというのが一つ。

それから、もう一つ、教職員の負荷の話がありました。教職員の専門性も大事ですが、言われているところでは学校の先生というのは物すごく忙しいのだと。個別の対応も必要、やることがたくさんある。そこに例えば補助的な仕事をする人、あるいは専門性のある職員を加配するという対応も世の中ではありますが、私は子供が苦しいのは先生も苦しい。その中で先生が、政府が一時誘導しましたが、子供を型にはめることでとにかくこぎ渡っていくような対応をしているところも世の中にはあります。そういう中で、先生自体が苦しいのだ、ここをどうするのだという課題でもあるだろうと。子供のことと同じように、保護者のことと同じように先生も大変。この辺りをどう考えているのか、どうしていくのかということについて加えてご説明をお願いします。

○教育長（毛利繁和君） 非常に重要なポイントに触れてきているなと思っております。まず、大きく1つ目の傾向です。課題の傾向としてどのような受け止めかということですが、先ほどの答弁にもありましたように複合的な要因ということにおいては、本町においてもまさしくそうだと思います。今この場で個別にどここの学校が何%でということ私はもちろん申し上げませんが、やっぱり事情、状況によって非常に複雑化していることは否めません。したがって、そこで何がポイントになっているかという、子供たちが自分の言葉で自分の状況を言える状態にあるかどうかというのは非常に今課題視しております。議員おっしゃるように、本当に学校の運営は今教職員においても子供においても保護者においてもなかなか窮屈というか、いろんなことに配慮しながら実は人に相談するにしても何かそういうものを感じますので、なおさら先ほど言ったような自分の言葉で自分の状況の話ができるということは、私は今すごく大事にしたいと思っております。幸い森町で本当に重大なそういう案件がないというお話もございましたけれども、これはもういつ、どこで、どんな状況が生まれるかは分からないという認識でいますので、

そういった意味では緊張を持って取り組んでまいりたいと思います。

大きく2つ目も実は関わってくるのですが、教職員の負荷のお話をいただきました。専門性はどの先生にもある程度やっぱり持ってもらいたいという気持ちには変わりありません。ただ、みんながそのある一定のレベルまでということになりますと、かなりそれに苦しい思いをされる先生もいることから、やっぱりそばに専門性の高い人を置きたいということで支援員の配置等を進めているところでもあります。もう過去からの歴史をご存じで質問されたのでしょうかけれども、本当に一時言わば管理です。管理で型にはめることによって表向き非常に穏やかで、教員にとっても負担がなく1日が過ごせるというような考え方がきつとあったのだろーと思います。そういう動きというか、そういう空気があったのだろーと思います。でも、本来根っこから、根っこの話をするそうではないというのが学校の生徒指導の考え方でございまして、それは今ももうご存じのとおり子どもの権利条約に始まる一連の令和4年からの流れの中でそれは明らかに今なってきていますので、町としてはそういう子供に接する、あるいは関わるときの非常に基本的なところについて今研修を深めようとしているところです。それは、先ほど1つ目のことの子供が自分の言葉で自分の状況を話せる、ここにつながっていくのではないかと私は期待して、今後教職員の方々にもそういう研修を深めて、それも専門性といえば専門性なのですけども、本当に気持ちをあんまりぎゅっと縮こませるのではなくて、少し開放的な、そんな町の教育現場でありたいな、したいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） ありません。

○議長（木村俊広君） 不登校の子供及びその保護者への対応についてを終わります。

次に、災害時のトイレ使用等についてを行います。

○6番（野口周治君） 3つ目です。災害発生時のことをお尋ねします。トイレのことが中心です。

災害発生時には、たくさんの問題が一度に発生します。その中で、トイレは衛生管理の問題をはじめ、安全、快適に使用できるかや、我慢することによる健康への悪影響などで、時間の経過とともに問題が大きくなっていくという特質がある重大な課題です。今回は、家庭や施設のトイレが使えなくなったときの町の対応計画について尋ねます。以下について答えてください。

1、携帯トイレの使用で袋に入ったし尿がたまることになる。その量を試算し、収集、運搬、処理の方法は検討してあるか。

2、災害などによる長期停電時等には、水洗トイレが使えても下水の流末での処理ができず、また便槽からくみ取ったし尿、くみ取り式の場合ですね、の処理にも問題が生じることになるのではないか。

3、これら2点について必要な事項は町民に周知されているかどうか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

まず、1点目の携帯トイレ使用後のし尿の収集、運搬、処理についてであります。町では、森町防災備蓄計画に基づき最大規模の駒ヶ岳噴火による避難者を想定し、携帯トイレ、トイレ用パーティションのほか、避難想定3日分の凝固剤の備蓄整備を進めております。また、使用済携帯トイレの排出量につきましては、1人当たり3日間で45リットル袋1枚程度を見込んでおります。収集、運搬、処理につきましては、森町災害廃棄物処理計画に基づき原則として平常時の収集体制を活用して対応することとしており、使用済携帯トイレは焼却処理する計画としております。

次に、2点目の長期停電時における下水及びし尿処理についてであります。下水処理場には自家用発電機を設置しており、燃料である軽油を確保できれば、おおむね3日程度は通常どおり下水処理を継続することが可能であります。また、町内9か所に設置しているマンホールポンプにつきましても、可搬式発電機を活用しながら運転を継続する体制を整えております。さらに、し尿処理を行う森町汚泥再生処理センターにつきましては、停電時には処理機能が停止いたしますが、災害時を想定した受入れ槽容量を確保しており、約1.4日分のし尿を受け入れることが可能となっております。停電が長期化した場合には、被害状況や処理能力を踏まえ、必要に応じて搬入調整や受入れ制限を行いながら適切な収集、処理に努めてまいります。

最後に、3点目の町民への周知についてであります。現在、森町災害廃棄物処理計画を町ホームページに掲載し、周知を図っております。また、災害時のトイレ対策は自助による備えも重要であることから、今後につきましても防災関連冊子や広報紙、町ホームページによる情報発信のほか、防災訓練や町内会、自主防災組織との連携を通じて町民の皆様への周知啓発に努めてまいります。町といたしましては、災害時においても衛生的で安心できる生活環境を確保できるよう、引き続きトイレ対策の充実と体制の強化に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） ありがとうございます。自治体によっては、携帯用トイレの使った後の使用量さえ把握できていない、計画も持っていないところも実際に存在するという事で、森町はどうかということでお尋ねをしましたが、全体にわたるお答えをいただいたと思います。

1つお答えだけで酌み取れなかったところがあるので、お尋ねをします。下水で処理する場合ですけれども、赤井川地区についてはどういうことになるのか。その点については処理場が違いますから、系列。どうかということを教えてください。お願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時46分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○上下水道課長（水元良文君） お答えします。

赤井川地区は七飯町の大沼下水浄化センターで下水処理しておりまして、七飯町の管轄する環境施設と森町が管理する環境施設ありますので、その環境施設についてはお互いマンホールポンプ場とか七飯町多いのですけれども、そこはやはり同じく発電機とかで汚水流せるように処理できるものと思っております。森で管理する地区はマンホールポンプ2か所あるので、そこも発電機で汚水流せるように処理したいと思っております。あと、七飯町の処理場も自家発電していますので、どの程度の規模の発電機か私も今分かりませんが。

あと、赤井川地区です。まだそんなに接続率というか、世帯数が本当に10件もないくらいですので、それほど汚水処理に影響はないものと思っています。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） ありません。

○議長（木村俊広君） 災害時のトイレ使用等についてを終わります。

次に、カラスの巣の駆除業務の終了についてを行います。

○6番（野口周治君） 広報もりまちによると、今年の4月から町によるカラスの巣の駆除業務は終了しました。終了した理由は、農林業被害対策として行ってきたが、近年は生活環境に関する相談がほとんどとなっているからとのこと。このことから、カラスの営巣による被害はなくなっていないにもかかわらず業務を終了したと理解できます。町民への説明として大事なことが欠けているのではありませんか。その後、事業者へ駆除を依頼したところ、1件で2万2,000円もかかったと不満の声もあります。広報に書かれていた金額そのものです。今回の町の判断について、昨年度までの駆除作業の実態、近隣自治体の対応例などを含めて説明してください。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

カラスの巣の駆除業務につきましては、これまで町民の皆様からの相談を受け、職員が現地を確認した上で必要に応じて町が直接対応してまいりました。しかしながら、本来私有地における樹木や建物などの管理、安全確保につきましては、その土地や施設の所有者、または管理者が責任を持って行うことが基本であります。これまで町が対応してきた経緯はありますが、近年は農作物被害への対応よりも住宅地や学校周辺、公道沿いなどに営巣したカラスに対する不安や繁殖期における威嚇行動など、生活環境に関する相談が中心となっております。令和7年度の実績では、相談、出動件数が34件、駆除件数が28件となっております。一方で、駆除作業には高所での確認や作業を伴うほか、親鳥による攻撃、作業後に追いかける危険、さらには周辺住民や通行者の安全確保など多くの危険と負担

があります。町民の皆様が不安を感じ、相談されることは十分理解しておりますが、一般事務職員がこうした危険を伴う作業を継続して行うことは、職員の安全確保の観点からも大きな課題でありました。

また、近隣自治体の状況を確認したところ、対応方法には違いがあるものの、民有地や一般住宅敷地内におけるカラスの巣については、所有者、または管理者による対応を基本としている自治体が多い状況であります。

町といたしましては、限られた人的資源及び財政資源の中で行政が担うべき役割と所有者等が担うべき役割を整理しながら、真に行政が対応すべき分野へ重点的に資源を配付していく必要があると考えております。こうしたことから、これまで町が一律に直接駆除を行ってきた対応については見直しを行い、今後は土地や施設の管理者による対応を基本とすることとしたものであります。なお、町が管理する公共施設や公道、学校などにおいて通行者や児童生徒等に危険が生じるおそれがある場合には、それぞれの施設管理者が状況を確認し、必要に応じて対応してまいります。また、町民の皆様から相談があった際には、巣に近づかないことや繁殖期の注意点などについて丁寧に説明するとともに、必要に応じて専門事業者等の情報提供を行ってまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 30件台の相談があつて、駆除実績は30件近くありました。危険な作業で、一般事務職が行う作業としてどうなのか。その作業も高所だけではなくてカラスの襲撃、あるいは周辺へのその影響も含めて考えると、このコントロールまでできるかというふうな問題意識だと承りました。私は、町が直接やるべきだとは今の説明を聞いても思わないです。というのは、それほどの危険な作業を乗り込んでいってやるべきかという問題と捉えたときにそうではないでしょうと。ただ、今回のテーマの立て方を注意深く見てもらったらどうして、農業被害ではないから、生活環境だからやめましたという広報をするのかなというのが私は理解できない。

もう少し言いましょう。例えば担当している課としては、うちではない。そうです。うちではないのです。でも、それはあくまでも役場の中の話です。町民から見たら何課であろうと関係なく、困っていることに対応してくれていたではないかと、なぜやめたのというときに、いや、うちではないからという説明をされて納得できるかということが欠けているのではないですかという問題意識なのです。

例えば役場の中で意思決定をするときに、これは私どもの仕事としてはイレギュラーなことになっているので、正したいです。そういう立論はもちろん可能です。だって、組織ですから、自分の課の職責の中でどうするかというふうに物を立てるのは当たり前。ただ、その意思決定をすることと町民向けに広報することは別のことです。どうやって伝えるかというときに町民側の視点に立って、この困り事をどうするのかというところに答えてくれないと、何だかうちではないと言っているぞと、それでどうなるのとなるのではありませ

んか。これを私の発想からいえば、担当課の担当者がそういう起案をして、それを上司もチェックをして、これを、起案というのは原稿ですよ、広報の。原稿をチェックをして、広報の担当課にもそれを回します。そこでも同じように見るはずですよ。どうしてこのままでうちではないという説明をするすると出してしまうのかなというのがとても不思議、あるいはそうなのかと思わされたところです。

もう少し言いましょう。この話は役場の窓口でのうちではない、たらい回しの話と同じだと思うのです。役場の機能は、うちであるか、うちではないかではないはずですよ。町民のお困り事に対して町としてどう臨むかというときに、うちでなければ、それはあそこですよ、お困りの内容がそういうことだったらつなぎましょうかと応じるのであって、うちではないからあっちに行けという話ではないはずですよ。その辺りの仕事の仕方、あるいは仕事の捉え方がどこかしら欠け落ちた部分が今回露呈した可能性があるとは私は心配しています。こんなことをしていたら、強い人が来たら、はい、はいってにこにこやるけれども、大したことない人が来たら、うちではない、あっちだという対応になりかねないと思うのです。それは大変困る。誰に対しても同じようなサービスが必要ですし、町民のお困り事に向かい合うのができないことはできないでいいのです。だけれども、ちゃんと向かい合ってもらわなければ困るのですよ、町には。そのことについてどうなのかということをお答えください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員のご質問、今のお話も踏まえて、やはり今回周知の仕方について相手の立場に立って物事を考えるという視点が最終決裁権者の私も含め足りなかったなと考えます。今後につきましては、やはりそういった視点も捉え、これは全体的な話ではありますが、周知方法、対応についてはしっかりと対応していきたいと思います。

その一方で、担当課としての考え、今までの経緯はそういったものに関しては今回の周知内容においては、まさに職務分掌としては事業の趣旨等々から捉え、農業被害に対する対応というところをずっとやってきた、そういうものが基軸としてある。そういう考えの中から今回の広報の内容となったというところに関しては、そこは其上、私も含め上がエッセンスとして加工するべきだったなと思いますけれども、担当課の実情としては今お話しのとおり説明でございますので、その点は今回の件とは別としてぜひ町民の皆様にもご理解いただきたいというふうに考えております。

総合窓口の考えですとか、対応としてどうすべきかという観点に立ちますと、まさに相手にどう伝わるか、相手からどう捉えられるかという観点は非常に大切だと思います。その点に関しては対応についてもう一度検討し、周知というか、検討をしっかりと進めていきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問はありますか。

○6番（野口周治君） おおむね答えてもらうべきことは聞いたと思います。でも、しつ

こく聞いておきたいので、もう少しお尋ねします。

私は、役場の自治体労働者と言っていいですかね、の仕事というのは別にしもべでも下僕でもない。一つの大事な仕事であって、町民と役場職員の関係は対等だと思っています。そういう中で、言われるから何でもやらなければいけないと、そんなことは決してない。もちろん予算のこともありますけれども、どこまでを仕事としてやるべきかというのは合理的に考えなければいけない。ただ、その場合であっても何のためにこの仕事をしているかということとはとても大切で、町民が困っていることにはやっぱり向かい合うのが仕事だよ、そこが基本である。ここがはっきりしていなければいけなくて、うちではないからもういいという話ではないはずだと思うのです。このことは、例えば役場というのは予算で動きますから、予算があったらその予算を消化して、書いたとおりのことをやったら仕事をしたことになるのかもしれないけれども、本当はそのことを通じて必要な結果を出す、住民サービスとして十分機能させることが仕事なはずですよ。そう考えると、例えば窓口に来てきた人にそんなことは自分で調べればいいでしょうというふうなことを言う人がいたり、これは聞いた話ですけども、それなら振興局へ行って自分で話してみたらいいのではないのということを言われたという人もいらっしゃる。やっぱり相手の方がどう思うか、困っていることに向き合おうとするのであるなら真面目に話は聞くし、一緒に考えるしということであってほしい。ちょっと牽強付会くっつけ過ぎかもしれませんが、それはうちではないのところがそこにつながっているのではないかということをお大変心配するものです。どうやったらよりうまく仕事ができるのか、みんなの役に立つのかということこそが大事なことであって、その広報の仕方もですけども、仕事の捉まえ方、組み立て方、窓口はサービス業として何でも言うことを聞くのではないです。どうやってお客さんの満足を高めていくのか、合理的にやっていくのかという、そういう考え方が必要だということについてももう一度答弁をお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

今議員がお話しになったこう言われた、このように話されたというところに関しては、それを多分おっしゃった方の主観ですとか、当時の本当にどういう状況だったかというのは大分いろんなものがくっつきますので、そこは当然真に受けていない中でも伝えなければならないと思ってお話しされたって捉えて今お聞きさせていただきました。当然同じような経験は私も職員もほかの議員さんもたくさんあるのかなと思います。結果として意に沿わない、対応できなかった、よい結果を出せなかったということも多々あると思います。その点に関してしっかりと何でできないのかというところをお伝えしなければなりませんし、それはある一定程度ご理解いただくまで説明はしなければならないと、そのように捉えております。相手の立場に立ってサービスを可能な限り提供する、その手法を一緒になって悩み、考えるというところはしっかりやらせていただかなければならないと思います。その反面、できないことはできない、その理由もしっかりお伝えする。その両軸で対応をしっかりと詰めていかなければならないというところはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） カラスの巣の駆除業務の終了についてを終わります。

以上で議席 6 番、野口周治君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

3 時 15 分まで暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 0 4 分

再開 午後 3 時 1 5 分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第 6 報告第 1 号

○議長（木村俊広君） 日程第 6、報告第 1 号 専決処分した事件の報告について、令和 7 年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 報告第 1 号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本件は、令和 7 年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1 ページを御覧ください。本件につきましては、令和 7 年度森町一般会計補正予算の第 14 回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 16 億 4,695 万 8,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 153 億 8,121 万円としたものです。

継続費の補正は第 2 表に、地方債の補正は第 3 表にそれぞれ記載のとおりです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。本件は、一般会計予算の最終の補正となったもので、各事業等の執行精査による増減補正が主な内容となっております。

12 ページをお開き願います。歳入ですが、款 1 町税につきましては、項 1 町民税から 14 ページ中段の項 6 入湯税まで町税全体として 5,708 万 3,000 円を追加したものです。

続いて、款 2 地方譲与税から 20 ページの款 12 交通安全対策特別交付金までにつきましては、交付額の最終確定により精査したものです。

続いて、款 13 分担金及び負担金、款 14 使用料及び手数料、24 ページからの款 15 国庫支出金、28 ページからの款 16 道支出金につきましては、各事務事業の執行精査により増減補正したところです。

続いて、32 ページの款 17 財産収入、款 18 寄附金につきましては、それぞれ最終確定により精査したものです。特にふるさと納税寄附金につきましては、6 万 4,782 件で総額 12 億 8,088 万 8,000 円の収入となったところです。

次に、34ページ、款19繰入金では、7億1,298万2,000円を減額するものです。

続いて、款21諸収入から38ページにかけての款22町債までは、各事務事業の執行精査により増減補正をしたところです。

続いて、歳出について特徴的なものをご説明申し上げます。58ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金の841万5,000円の減額は、国民健康保険特別会計の執行精査によるものです。

続いて、60ページの目4老人福祉総務費、節27繰出金の2,577万1,000円の減額は、介護保険事業特別会計と介護サービス事業特別会計の執行精査によるものです。

続いて、62ページの目8後期高齢者医療費、節27繰出金の31万5,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計の執行精査によるものです。

以上で専決処分の主なものの報告といたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書12ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。

○13番（松田兼宗君） 13ページ、個人の町民税のところなのですが、2,807万2,000円の増額になっているのですが、これの中身についてちょっとお知らせください。

それと併せて歳入のところで25ページの水産業手数料の水産系副産物処理手数料が990万7,000円減額になっているのですが、これもお知らせください。

それと、歳入のところで33ページ、森町ふるさと応援寄附金が7億1,911万2,000円の減額並びに35ページのふるさと応援基金繰入金2億602万8,000円の減額、これについてちょっと説明をお願いします。

○税務課長（東 克宏君） お答えいたします。

町民税の2,800万というところですが、こちらにつきましては最終的に令和7年度に収納された町民税、こちらが予算より多く入ったということで、この分を補正増としております。詳細につきましては、これから決算もございますので、分析しながら何が要因で増えたかというところは、そういう肝腎のものは今後の決算で報告したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○水産課長（川村勝幸君） お答えいたします。

水産系副産物処理手数料の減額についてでございますけれども、主にホタテの貝殻の受入れ量が減額したことによりまして、事業者からいただく手数料分が減額となったものでございます。

以上です。

○商工労働観光課長（白石秀之君） ふるさと納税の減額理由につきましてご説明いたします。

令和7年度におきましては、前年度比で10億円を下回った結果となっております。減少の主な原因としましては、当課で分析している要因としまして、今回の寄附に関しましては寄附者ニーズが嗜好品から日用品へシフトしているということに加えて10月の制度

改正に伴う駆け込み需要、そこでの寄附がそういったニーズからの伸び悩み、そして当町の書き入れどきのいつもの年末でございますけれども、そういったところに当町の主力であります水産資源の商品の在庫の確保、または価格高騰、そういったところで他の競合する町、そういったところとの価格競争において不利な状況が続いたことが要因であると、そのような形で分析してございます。

以上です。

○総務課長（濱野尚史君） 私のほうから基金繰入金のふるさと応援基金繰入金の減額についてですが、ふるさと応援基金の繰入れについては、様々な事業に繰入れして充当しております。今回はその執行精査による積み上げでございますので、特に何かがこれといった原因で減額しているわけではなくて、様々な事業の執行精査による繰入金の減額というところでご理解いただければと思います。

以上です。

○13番（松田兼宗君） まず、水産系副産物処理手数料の減額なのですが、ホタテガイが原因と分かるのですが、これを見て要するに私が心配しなければならないのは、ホタテがこれだけ駄目になっているということの表れなのだと見ているのかなと思って。とすれば、今後の水産系の廃棄物がどうのこうのというよりも、水産業自体が衰退している表れではないかと解釈せざるを得ないのかなと思うのですが、その辺いかがと解釈するのか。

それと、ふるさと応援基金の減額についてなのですが、先ほど日用品にシフトしているのだと。そして、米にかなりシフトしているのだと私理解を、ほかの見ていますとかなりあるのかなと思ったりもしていて、森の町でそれに対して対応する形のことをやったのかどうかなのです。例えば主にやっているのは、濁川の人に聞いたら1件だけだと言うのですよ、ふるさと納税に対応しているのが、米を。それはもうほとんど量的に少なかったのではないかという話もあって、今後も含めてそういうことにシフトしているのだと理解しているなら、そういうことに力を入れていかなければならないのではないかと私は思うのですが、その辺いかがですか。

○水産課長（川村勝幸君） お答えいたします。

貝殻の受入れ量の減量によりまして水産業が衰退しているのではないかと松田議員の質問ですけれども、今シーズンに関しましては2年前のホタテの稚貝、採苗、非常に不漁でございまして、そもそもその数量がないと。2年たった今年、成貝、水揚げしたときに前年対比でいきますと水揚げ量が約4割しかないというのが現実でありまして、その分貝殻の受入れ量が減ったと推測していますし、なおかつ前浜の水揚げピークは5月なのですけれども、それ以外、6月以降は道東、オホーツクのほうから貝殻がうちの堆積場に来ますけれども、そちらも例年より少なかったということでありまして、この受入れ量の減量になっております。

質問された衰退につきましては、R6の2年前の稚貝の採苗不良ですので、継続して衰退とは考えておりませんし、逆に言いますとR7のシーズンにつきましては稚貝が豊富、

今年水揚げされたの豊富ですので、来年水揚げ成員になるときにまた大きな水揚げがなされるものと推測しております。

以上でございます。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、米を扱っている事業者は少ないものですから、やはり今回の米の需要という部分で大幅にそういった日々の食卓で消費されるような日用品ですとか、そういったものへの今後シフトというところは戦略的に考えていかなければならないのかなと思っております。また、うちのふるさと納税の傾向ですが、やはり年末に偏った形だけではなくて、通年需要のある商品の開発と、そういったものにも力を入れて寄附額の増額に努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 32ページの財産売払収入の木材の売払いの部分です。当初予算より大分増額で売払いが行われたようですけれども、その要因です。なぜこれほど増えたのか。また、もしよろしければどういった樹木で、どういった業者に販売をしたのかをお知らせ願います。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

こちらは、カラマツを毎年皆伐5ヘクタールしておりまして、その売払いになりますので、針葉樹のカラマツ材を売払いしたということになります。入札で一応行いますので、パルプ材と一般材と2種類あるのですが、森林組合さんが入札で取っていることになります。

以上です。

○2番（河野文彦君） 今の答弁ですと、伐採した面積は変わらないけれども、単価が高く売れたという認識でよろしいですか。

○農林課参事（佐藤 司君） こちら3年前から始めているのですけれども、ちょうど3年前のやつが1年ちょっと、久しぶりの皆伐という、間伐はずっとやってきたのですけれども、皆伐というのが3年前から始まりまして、その最初の売払いの金額になっているので、ちょっと高くなっているという傾向になります。これからは、この金額ぐらいで推移していくのかなというふうに思います。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 歳出のところで幾つか確認したいのですが、まず105ページのスクールバス運行業務委託料がマイナス823万7,000円、さらにその下の工事請負費の中学校の冷房設備工事が2,365万7,000円減という形になっています。冷房に関しては次年度に繰り越すという意味なのだろうか。それと併せて小学校も減額していますよね、103ページで。この辺どうなっているのでしょうか。

○学校教育課長（坂田明仁君） スクールバスの関係説明します。スクールバスについては2年に1回の契約というふうになっておりまして、令和7年度が契約する年だったので、

契約で入札で落ちたということで予算より減っているということです。

○学校教育課参事（藤嶋 希君） 冷房設置工事の部分についてお答えします。

冷房設置工事につきましては、令和8年度に繰り越している事業でございますけれども、7年度分と8年度分の出来高の部分もありまして、契約金額は決まっていますので、7年度の出来高分をお支払いしているのですけれども、その余った分を繰越していますので、この減った分というのは入札による減によるものでございます。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 要するに入札した結果、これだけ減額になったという理解でいいのですか。翌年に繰り越したという、例えばエアコンが手配できなくて、そういうふうな形で次年度に繰り越したという意味なのかなと思って受け取ったのだけれども、その辺再度お願いします。

○学校教育課参事（藤嶋 希君） 入札による減額でございます。

○13番（松田兼宗君） 戻ってきます。87ページの、これの委託料のつどーる・プラザ・さわら、やすらぎ公園維持管理業務委託料で217万4,000円が減額になっていますよね。これなぜ減額になるのか。

それと、その下の負担金補助及び交付金で森観光協会補助金が607万8,000円減額になっているのですが、これ何かやらなかったのでしたっけ。600万も減額になるってちょっと考えられないのですが、その辺ちょっとお願いします。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

まず、つどーる・プラザ・さわらの維持管理業務の減額につきましては、こちらは委託契約の中に休日対応、または時間外に会館を使用したり、つどーるを使用する際にそちらの管理業務も契約してございます。そちらにつきましては、実績に基づいてお支払いするような形になっておりますので、令和7年度におきましては時間外であったり、休日の対応に関する管理費が利用者が少なかったというところで事業精査の結果、減額してございます。

続きまして、森観光協会の600万の減額でございますが、こちらにつきましては観光協会の職員2名分の人件費も含まれておりまして、現状1名の職員となっておりますので、1名分の減額プラス昨年行いましたフォレストィバルというイベントございまして、そちらのイベントに北海道の地域づくり総合交付金、そちらを充当しましたので、その分の返還を求めた中身となっております。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

◎日程第7 報告第2号

○議長（木村俊広君） 日程第7、報告第2号 専決処分した事件の報告について、令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 報告第2号 専決処分した事件の報告について説明させていただきます。

1ページをお開き願います。本件は、令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第6回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,841万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ21億5,821万8,000円とした専決処分です。

専決処分しました補正予算は、歳入歳出とも医療費、事務費等の確定に伴い精査した内容となっております。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。6ページをお開き願います。歳入の主なものについてご説明いたします。款1国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税について精査し、補正したものです。

款4道支出金は、交付金の確定により補正したものです。

8ページの款5繰入金は、事業費及び事務費等の精査に伴い減額したものです。

10ページまでの款7諸収入は、一般被保険者に係る延滞金及び返納金について精査し、補正したものです。

12ページをお開き願います。歳出の主なものについてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費から14ページ、項5特別対策事業費までは、人件費、事務費、事業費等の精査により減額したものです。

16ページ、款2保険給付費、項1療養諸費から18ページ中段、項5葬祭諸費までは、療養給付費等の確定に伴い精査し、減額したものです。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分は、財源内訳を変更したものです。

20ページ、款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費及び項2保健事業費は、特定健康診査、予防接種等に係る事業費を精査し、減額したものです。

22ページ、款7基金積立金は、977万9,000円を増額したものです。

款9諸支出金、項1償還金及び還付金は、保険税還付金等について精査し、減額したものです。

項2繰出金は、森町国民健康保険病院への繰出金を精査し、増額したものです。

以上、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書6ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号を終わります。

◎日程第8 報告第3号

○議長（木村俊広君） 日程第8、報告第3号 専決処分した事件の報告について、令和7年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 報告第3号の専決処分した事件の報告について説明させていただきます。

1ページをお開き願います。本件は、令和7年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第5回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ469万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億1,373万8,000円とした専決処分です。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入の主なものについてご説明いたします。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料についてそれぞれ精査し、補正したものです。

款2使用料及び手数料から6ページの款5諸収入までは、会計年度終了に伴いそれぞれ精査し、補正したものです。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。8ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費及び項2徴収費は、人件費、事務費等の精査により減額したものです。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入等の精査により減額したものです。

10ページ、款3諸支出金、項1償還金及び還付金は、会計年度終了に伴い精査し、減額したものです。

以上、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号を終わります。

◎日程第9 報告第4号

○議長（木村俊広君） 日程第9、報告第4号 専決処分した事件の報告について、令和7年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） 報告第4号 専決処分した事件の報告についてご説明させていただきます。

本件は、令和7年度森町介護保険事業特別会計予算において補正を要することになったので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1ページをお開き願います。令和7年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第6回目となったものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,865万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ22億43万9,000円に、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ743万7,000円としたものです。

事項別明細書により主なものについてご説明させていただきます。本件は、各事業、保険給付費等の執行精査による増減補正が主な内容となっております。

8ページをお開き願います。歳入の主なものについてご説明いたします。款1保険料につきましては、特別徴収及び普通徴収保険料全体として53万9,000円を増額補正したものです。

款4国庫支出金から12ページの款8繰入金までにつきましては、事務費、保険給付費、地域支援事業費等の確定により精査し、増減補正したものです。

続いて、歳出の主なものについてご説明いたします。16ページから18ページまでの款1総務費につきましては、人件費、事務費、介護認定審査費用及び計画基礎調査費の執行精査により減額補正したものです。

20ページから26ページまでの款2保険給付費につきましては、各サービス費等の執行精査により増減補正したものです。

26ページから32ページまでの款4地域支援事業費につきましては、各事業及び包括支援センター運営費等の執行精査により減額補正したものです。

32ページの款6基金積立金につきましては、各サービス費等の確定に伴い増額補正したものです。

続いて、36ページをお開き願います。サービス事業勘定の歳入、款1サービス収入につきましては、サービス計画費収入の執行精査により増額補正したものです。

38ページをお開き願います。歳出、款1事業費につきましては、サービス計画作成委託料の執行精査により減額補正したものです。

款2諸支出金につきましては、事業執行精査により増額補正したものです。

以上で専決処分の報告とさせていただきます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。事項別明細書、保険事業勘定は8ページから、サービス事業勘定は36ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑なしと認めます。

以上で報告第4号を終わります。

◎日程第10 報告第5号

○議長（木村俊広君） 日程第10、報告第5号 専決処分した事件の報告について、令和7年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それでは、報告第5号、専決処分した事件についてご報告申し上げます。

本件は、令和7年度森町介護サービス事業特別会計補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

1ページを御覧ください。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,654万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,964万4,000円としたものでございます。

続きまして、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。歳入でございますが、款1サービス収入につきましては、統合準備のための入所制限や入園者の入院等に伴い施設介護サービス収入及び自己負担金収入を減額したものでございます。

次に、款3繰入金につきましては、収支の調整を図るため一般会計繰入金を減額したものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。款5諸収入につきましては、介護サービス利用者負担軽減事業補助金の確定等に伴い減額したものでございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。歳出でございますが、款1総務費につきましては、需用費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金などの執行見込みを精査し、減額したものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。款2事業費につきましては、職員人件費、共済費及び需用費等について執行見込みを精査し、減額したものでございます。

以上で報告第5号、専決処分した事件についての説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。

○2番（河野文彦君） 収入の部分で今ほど入所制限したことによって収入が減ったというような説明だったかと思えますけれども、延べ何名の方の入所制限というか、お断りという形になるのですかね、を行ったかをお願いします。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

3月の時点というよりも今時点の人数で申し上げてよろしいでしょうか。今時点で一応38名になってございます。ですから、マイナス12ということになってございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ質疑なしと認めます。

以上で報告第5号を終わります。

◎日程第11 報告第6号

○議長（木村俊広君） 日程第11、報告第6号 専決処分した事件の報告について、令和7年度森町港湾整備事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○水産課参事（奥山太崇君） 報告第6号 専決処分した事件の報告についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。本件は、令和7年度森町港湾整備事業特別会計の第1回目の補正予算となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を増額し、歳入歳出それぞれ51万2,000円とした専決処分でございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款1使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料につきましては、業務の執行精査によりまして2,000円を増額したものでございます。

また、款2項1目1繰越金につきましては、令和6年度からの繰越しがありませんでしたので、減額したものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節8旅費と節10需用費につきましては、業務の執行精査によりまして不用額全額を減額したものでございます。また、節27繰出金につきましては、歳出予算の執行残となりました15万3,000円を増額し、一般会計に繰り出したものでございます。

以上、報告第6号、専決処分した事件についてのご説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号を終わります。

◎日程第12 報告第7号

○議長（木村俊広君） 日程第12、報告第7号 専決処分した事件の報告について、令和7年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○水産課長（川村勝幸君） 報告第7号 専決処分した事件の報告についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。本件は、令和7年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業

特別会計の第4回目の補正予算となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,724万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9,096万7,000円とした専決処分でございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料につきましては、令和7年度中におけるホタテウロ受入れ量の減によりまして3,396万7,000円を減額したものでございます。

また、款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、業務の執行精査に伴いましてホタテ未利用資源リサイクル施設運営調整基金からの繰入れが必要となったことにつきまして672万3,000円を増額したものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。歳出のうち減額補正につきましては、業務の執行精査によるものでございます。節12委託料の焼却処理業務におきましては、最終的な処理量の減が理由でございます。節26公課費につきましては、消費税及び地方消費税額の確定により減額補正するものでございます。

以上、報告第7号 専決処分した事件の報告についてのご説明とさせていただきます。
○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第7号を終わります。

◎日程第13 報告第8号

○議長（木村俊広君） 日程第13、報告第8号 専決処分した事件の報告について、令和7年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○国保病院事務長（千葉正一君） 報告第8号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本件は、令和7年度森町国民健康保険病院事業会計予算中、補正を要することとなりましたので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1ページをお開き願います。本件につきましては、令和7年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第7回目となるものです。

第2条、令和7年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したものです。

収入、第1款病院事業収益10億4,485万9,000円に499万8,000円を増額し、10億4,985万7,000円としたものです。

支出、款 1 病院事業費用15億2,091万6,000円に144万7,000円を増額し、15億2,236万3,000円としたものです。

第 3 条、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文括弧書きを削除するものです。

収入、第 1 款資本的収入 3 億631万5,000円に4,000万円を増額し、3 億4,631万5,000円としたものです。

以下、3 ページの事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出、収入、款 1 病院事業収益、項 2 医業外収益、目 3 補助金403万8,000円の増額補正は、国保調整交付金の確定により精査したものです。

項 3 特別利益、目 1 その他特別利益96万円の増額補正は、薬品転売被害損害賠償請求未回収残金における令和 7 年度分の回収金であります。

支出、款 1 病院事業費用、項 1 医業費用、目 5 資産減耗費144万7,000円の増額補正は、検査機器の更新に伴う従前使用していた検査機器附属品の固定資産除去費であります。資本的収入及び支出、収入、款 1 資本的収入、項 3 補助金、目 1 補助金4,000万円の増額補正は、国保調整交付金確定により精査したものです。

以上、報告第 8 号の専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書 3 ページです。収入支出一括で行います。質疑ございますか。

○ 2 番（河野文彦君） 収入で未回収金の回収ということですが、今回96万円回収したという形なのですが、この 7 年度末の残金額は幾らになりますか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 5 6 分

再開 午後 4 時 0 5 分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

河野文彦君の質疑に対する答弁から。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

残高につきましては、1,170万程度となっております。

以上です。

○ 2 番（河野文彦君） 今回の回収金については、当初予算ではなかったもので、年度当初は回収できなかったと思っていたものが回収できたというような形での補正だと思うのですが、その要因というのは、どういう経緯があって今回は回収できましたというような、簡単でいいです。教えていただければ。

○国保病院事務長（千葉正一君） 今回の専決処分の補正につきましては、あくまでも金額が確定した事態での補正、取扱いとしております。

以上です。

○2番（河野文彦君） すみません、質問伝わらないかな。年当初は一切予定していなかったからなかったわけですね、当初予算では収入に。それが今回回収できたと。だから、回収できないと思っていたのが回収できた理由を教えてくださいませんか。さっきの説明だとちょっと分からなかったです。再度お願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時07分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

この分につきましては給与の差押えによって入ってくるものでありまして、年の途中で仕事を辞めたり、そういうような要因も考えられますので、あくまでも年度末の確定した金額で補正対応とさせていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第8号を終わります。

◎日程第14 報告第9号

○議長（木村俊広君） 日程第14、報告第9号 令和7年度森町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 報告第9号についてご説明申し上げます。

本件は、令和7年度森町一般会計継続費精算報告についてであります。

裏面を御覧ください。款4衛生費の事業名、森町葬苑改修事業の継続費を精算したので、報告するものです。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第9号を終わります。

◎日程第15 報告第10号

○議長（木村俊広君） 日程第15、報告第10号 令和7年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 報告第10号についてご説明申し上げます。

本件は、令和7年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについてであります。

裏面を御覧ください。款2総務費から款10教育費までの11事業の合計2億2,980万2,000円を翌年度へ繰り越したものです。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第10号を終わります。

◎日程第16 議案第1号

○議長（木村俊広君） 日程第16、議案第1号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第1号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

条例の朗読を省略させていただきまして、お配りの資料番号1番の1ページ並びに2ページ目の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。提案理由でございますが、本案は森町特定環境保全公共下水道事業の事業計画変更に伴い事業の名称のほか、所要の改正をするものです。改正内容については、赤井川地区の下水道事業について令和8年3月に函館湾流域下水道事業計画に適合した事業計画変更を行い、下水道法上の位置づけが流域関連公共下水道となったことから、条例上の名称を森町流域関連特定環境保全公共下水道事業に変更するものです。

また、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、地方公営企業法において準用する引用条項が繰り下がることによる変更が生じたため、所要の改正を行うものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和8年9月24日から施行するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第2号

○議長（木村俊広君） 日程第17、議案第2号 令和8年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

本案は、令和8年度森町一般会計補正予算の第3回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,434万円を追加し、歳入歳出それぞれ123億4,975万円にしようとするものです。

繰越明許費の補正は第2表に、債務負担行為の補正は第3表に、地方債の補正は第4表にそれぞれ記載のとおりです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。10ページをお開き願います。歳入ですが、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金の325万円は、洋酒だる製作に関わる事業に対し地域未来交付金の採択を受けたため計上するものです。

目7消防費国庫補助金の994万4,000円は、消防団員の防火衣購入に対する国の消防団設備整備費補助金の交付決定がされたため計上するものです。

款15道支出金の360万円は、町有林の更新伐に対する道の補助金を計上するものです。

款18繰入金の5,723万8,000円は、補正財源として計上するものです。

次に、12ページの22、町債では各事業に対する町債を補正するものです。

次に、14ページからの歳出の主なものについてご説明いたします。各費目で消防設備保守点検委託料の補正をしておりますが、これらにつきましては各施設を一括契約したことにより精査したものですので、説明を省略させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の自治体予算査定業務自動化・高度化システム導入構築業務委託料ですが、本事業はAIを活用し、予算査定の論点整理、根拠可視化等により業務の高度化、効率化を図るとともに、事務事業評価等の横断活用を可能とするシステムを共同で調達しようとするものです。資料ナンバー2を提出しております。

目6企画費の補正ですが、森町地域公共交通計画アップデート化事業については、当初町発注の業務委託による改定を予定しておりましたが、法定協議会である森町地域公共交通会議での作成へ変更することから、事業内容を精査の上、委託料を減額し、新たに補助

金を計上しようとするものです。

目10定住対策費の補正は、地域おこし協力隊について当初予算では会計年度任用職員での任用型を想定して計上しておりましたが、委託型となることからそれぞれの費目で補正しようとするものです。

次に、16ページの項3戸籍住民基本台帳費の14万3,000円は、マイナンバーカードと在留カードが1つになった特定在留カードを利用できるようにするため、システムの改修をしようとするものです。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節10需用費の修繕料の補正は、大通り街路灯の器具取替え修繕を実施しようとするものです。

次に、18ページの項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節17備品購入費の12万8,000円は、森っ子学童保育クラブにスポットクーラー3台を購入しようとするものです。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2環境衛生費、節17備品購入費の20万円は、現在改修工事を行っている森町葬苑で新たに使用する予定の備品が値上がりにより既定の予算では購入できない見込みのため、不足分を補正しようとするものです。

次に、20ページの款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金の50万円は、森町農産物加工振興支援補助事業において当初予算1件分に対し、現在2件の申請予定があることから補正しようとするものです。

項2林業費、目2林業振興費の660万円は、北海道の補助を受け町有林6ヘクタールの更新伐を実施しようとするものです。

目4森林環境事業費の200万7,000円は、洋酒だる製作に係る取組に対して地域未来交付金の採択を受けたことから、函館市内で工房を運営する製作者を新たに加え、加工精度や仕上げ品質の向上を図ろうとするものです。

次に、22ページの款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費の68万2,000円は、森町道の駅の屋根修繕を実施しようとするものです。

款8土木費、項4港湾費、目1港湾管理費、節10需用費の50万2,000円は、森港西港の照明灯2基を修繕しようとするものです。節14工事請負費の1,617万1,000円は、森港（本港）岸壁改修工事について、物価高騰の影響により既定の予算額5,600万円では工事費に不足が見込まれるため、補正しようとするものです。

次に、24ページの款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費の2,983万7,000円は、国の消防団設備整備費補助金の交付決定がされたため、消防団員に対して防火衣、防火帽、現場長靴を購入し、配備しようとするものです。資料ナンバー3を提出しております。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費の67万7,000円は、森小学校の通級指導室等の床張り替え修繕を実施しようとするものです。節22償還金利子及び割引料の補正は、各小中学校校務用端末が値上がりにより償還金に予算不足が見込まれるため、補正しようとするものです。なお、中学校費での償還金利子及び割引料の補正も同様の理由となっております。

項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費の49万3,000円は、スクールバス1号車及び6号車の修繕を実施しようとするものです。

次に、26ページの項5社会教育費、目2公民館費、節10需用費の43万9,000円は、森町公民館敷地の雨水ますグレーチングふた修繕のほか、小破修繕を行おうとするものです。節12委託料では、森町砂原公民館耐震診断業務委託料を計上するものです。資料ナンバー4を提出しております。

次に、28ページの項6保健体育費、目2体育施設費、節10需用費の82万3,000円は、ふれあいの森パークゴルフ場、ウオーターバンカー漏水修繕のほか小破修繕を実施しようとするものです。節17備品購入費では、サンビレッジ・森に大型扇風機2台を購入しようとするものです。

項6保健体育費、目3学校給食費、節10需用費の70万4,000円は、給食センター厨房機器の修繕料を計上するものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書10ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございませんか。

○8番（千葉圭一君） 15ページの資料ナンバー2に関する自治体予算査定業務自動化・高度化システム導入事業についてお尋ねいたします。

これの調達の部分のところに全国市区町村電子自治体共同運営協議会で選定したシステムを協議会に参加する自治体が共同で調達すると書いてあります。この全国市区町村云々ということ調べても、これの協議会自体が出てこないのです。実際にこの協議会に入っている自治体の数は幾つあるのでしょうか。

○総務課長（濱野尚史君） 答えいたします。

まず、この協議会ですけれども、この協議会自体が本年の4月15日に設立された協議体でありますので、まだ恐らくインターネットで検索されても出てこないのかなというふうに推測しております。現在のところ、参加自治体につきましては全国で今のところ22団体でございます。

以上でございます。

○8番（千葉圭一君） その22団体で割った予算が1自治体当たり400万かかるということは、この自治体数の数が増えれば400万よりもっと下がるというふうな考え方でよろしいのでしょうか。

それともう一点、この委託料はこれから毎年委託料としてかかるのでしょうか。

○総務課長（濱野尚史君） 答えいたします。

まず、参加自治体が増えると、その分委託料が減っていくのかということですが、この委託料そのものは、これから今導入に当たって例えば森町総合開発振興計画をはじめ様々な町の計画をこのシステムに取り込んで、予算の事業評価をするに当たって要は町の計画に対してどうなのかというところとか、そういうのをAIでやっていくために、いわ

ゆるそういう計画を読み込んでいただいたり、導入するに当たっていろいろちょっとやっていただくことがありますので、それに対する委託料ですので、参加自治体が増えたからといってこの金額がまず下がるということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

これはあくまでも導入に係る費用ですので、基本的に予算の仕組み自体が国の例えば自治法の改正とかで予算の仕組みが大きく変わった場合は、また別途委託料とかかかる可能性はあるのですが、基本的にランニングコストはただということになっていますので、2年目以降は費用が発生しない見込みとなっております。

以上でございます。

○8番（千葉圭一君） 最後にもう一つだけ質問させてください。

この事業概要がかなりのデータを取り込んで入力していかないと大変なシステムになると思うのですが、このシステム自体を導入して予算査定業務を中核としながらって書いてありますけれども、これは実際に来年度の例えば予算査定をする業務に使用できるものなのかどうか、それとも来年度ではなくて再来年度の分から使用するかという、いつからの使用の分のものなのかお聞かせください。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

今回の議会でこの予算について議決いただければ、システムの納品が10月頃の予定となっております。予算査定が大体11月頃から始まりますので、このままのスケジュールでいけば来年度の予算についてはこのシステムを活用して、それぞれの事業で予算を事業評価できる予定となっております。

以上でございます。

○6番（野口周治君） 22ページの款8土木費、項4港湾費の修繕料ですが、これ森港の照明が長いこと切れていた、その対応なのかどうかを教えてください。

○水産課参事（奥山太崇君） お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、修繕の依頼を受けたものの修繕でございます。

以上です。

○6番（野口周治君） この措置で基本的に雨が降った日に消えているという事態は解消するものと思ってよろしいですか。

○水産課参事（奥山太崇君） お答えいたします。

こちらで全て点灯しますので、対応できると思います。

以上です。

○12番（東 隆一君） 先ほどの千葉議員の部分でちょっと確認したいところがあります。一般の15ページです。自治体予算査定業務自動化、ここで今調達という部分で幹事自治体を滋賀県の日野町に選定したという部分が、選定してシステムを協議会に参加する自治体が共同で調達すると、それが22団体いますよということで、これを選定した経緯というか、なぜここを選定したのかと。ちょっと調べてみますと北海道にもこういうのがあるような

気がしたのですけれども、ここを選定した部分で何か特別ここ理由があるのかどうなのかというのを1つちょっとお知らせしていただきたいのと、これ結局ここでA Iに読み込ませてという部分があるのですけれども、A Iに読み込ます部分でいろんな部分で読み込ますのでしょけれども、例えば若い、要するに今回の総合計画やデマンドバスとか、そういう部分というのはまだやって10年かそのくらいしかなくていいですね。だから、そういうのをA Iに読み込ませた場合に、そのA Iから出た部分というのは多分それはまだ査定の段階ではないですよとか、そういうA Iの答えが出てくる可能性があるのです。そうしたときにA I読み込ませてもそれを誰が判断して、どのような運用をしていくのかというのが、きちんとしたことつくっておかないとちょっとまずいかなとは思いますが、その2点ちょっと。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

まず、今回これを導入するに当たって財源として総務省のデジタル活用推進事業債を予定しているのですけれども、これを借り入れるためにはまず共同の協議体で調達したシステムであることが必須条件になっております。1点目として、この協議体が総務省のデジタル活用推進事業債の対象事業となるシステムを調達できるということがまず今回ここに決めた理由の一つでございます。

続きまして、すみません、回答が質問とちょっとずれていたらあれなのですが、基本的に町の計画を全てA Iに読み込ませて事業評価をやりますけれども、計画だけではなしに町の財政の状況ですとか、あとそれから住民ニーズ、いろんなものを判断していきます。当然計画にないものでやっている事業についても町にはございますので、計画がないからといって評価ができないということではなくて、予算要求書を読み込ませた事業については基本的に評価ができるものというふうになっております。ただし、査定に当たってはあくまでもこの評価、A Iで出された評価だけを要は予算をつける、つけないの判断の材料にするわけではなくて、あくまでも予算措置するか、しないかについては査定者、あるいは理事者の判断の下やっていきますので、あくまでもこの出ている事業評価については活用させていただくけれども、これをもって決定させるということではございませんので、その辺についてはご理解いただければと思います。

以上でございます。

○12番（東 隆一君） 私今ちょっと聞いたのは、多分いろんなシステムがあるのです。ここの中で幹事自治体の滋賀県の日野町というのを選んだ、要するに最も重要な部分というのは何なのかという部分をお知らせいただければ。いいですか。

○総務課長（濱野尚史君） まず1点には、ここの滋賀県の日野町がこういったDXですとか、そういったところについて先進的な自治体でありますし、我が町についてもここいろいろなDXのこととかで連携させていただいていたりとか、相談に乗っていただいたりということもあります。そこのところが幹事になってやっていただいているという点も今回ここに参加する理由の一つであります。

以上でございます。

○８番（千葉圭一君） 別件で27ページ、資料ナンバー４の森町砂原公民館耐震診断業務委託料についてお尋ねいたします。

現状、森町砂原公民館がどの程度耐震強度があるのか。さらに、補強に係る費用はおおよそどのぐらいなのかを調べる費用だということは十分に分かりました。

そこで、町長にお尋ねいたします。その費用が予想以上にかかるとしたら補強をやめるというお話でしたが、補強しないととなると閉館になるのかどうか。また、大ホールは利用したいから、大ホールだけの例えば部分補強をしますという、その部分補強も検討の中に入っているのかどうかお聞かせください。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 ４時 ３ ３ 分

再開 午後 ４時 ３ ４ 分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

○生涯学習課長（木村忠公君） お答えいたします。

今議員お伺いの部分に関しましては、やった上での方向性的なことの確認ではないかなと思いますので、担当課としてお答えさせていただきます。

一応施設に関する方向性は全員協議会でもお話ししましたが、現時点では確定というものはなってございません。やはり今回やる耐震診断業務は砂原公民館を含めたいろんな施設がございますが、今後の各施設の在り方に関わる一つの指針を示すという部分でも実施したいと考えてございます。そのため、今回専門的な指標が示される耐震診断を行った上で強度がある場合は当然そのまま継続して使用する、足りない場合はやらないという今ご指摘にもあった部分でございますが、これは費用に係る部分が当然大きなウエートを占めているのかなとは思います。ただ、やはりこの段階では断言できないというのがもう、何回も同じ答弁の繰り返しになりますが、様々な方向性という部分での現段階ではお答えになるかなとは思っております。やはり当然継続したいという部分は町としてはありますので、それを前提に置きながら進めていきたいという部分でご理解願えればと思います。

以上でございます。

○７番（斉藤優香君） 今の同じところでちょっと質問させていただきます。

今の答弁でいきますと、全協で副町長もおっしゃっていましたが、そして、課長もおっしゃっていましたが、これから利用者がどんどん増えていく。そして、大きなホールは必要だからという説明を受けました。そうすると、今との整合性がつかない。必要であるのであれば、耐震診断をして改修をしていかなければならないと思うのですけれども、その先の目的がないまま、あるかどうかをただ調べたいというのであれば、あまり意味がないのではないかなと思います。そして、診断の結果によってその後を決めると言うのですけれ

ども、あの公民館皆さん行かれたら分かると思うのですけれども、相当老朽化が進んでいて、暖房施設、窓ガラスとかもすごい状態だと思うのです。このまま、では耐震があったから、あと何十年使いますとかということになるのか、それとも全面改修をして使っていくのか。ましてやさわやかセンターを森の公民館とした場合、砂原の公民館の役割というのは何になるのか。砂原地区に2つの公民館を設置してやっていく。その場合の砂原の公民館の役割、意味、だからその耐震の後の目的とかをもう少し分かりやすく教えていただければと思います。

○生涯学習課長（木村忠公君） お答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、施設自体は見てもらえれば分かるとおりかなり老朽化が進んでいるのは確かでございます。ただ、施設の老朽化と今回やらせていただきたいと思っています。耐震性能の評価判断というものは、これ別の観点でございます。老朽化しているということのみで、それを理由として耐震診断を行わないということは適切ではないと町では考えてございます。やはり耐震診断はあくまでもその施設の強度判定といいますか、そちらのほうの安全確保を図るとともに、施設を今後どうしていくかということも踏まえてやらせていただくということでの基礎資料となるものでございますので、まずはやらせていただきたいということで考えてございます。施設は当然そうなりと先ほど言ったとおり、必ずやるというのは工事のことです。それは断言は現段階でできませんが、そうなった場合には施設の傷みもある中で修繕等も並行しながら当然町としては考えていく考えでございますので、ご理解願えればと思います。

○7番（斉藤優香君） 考えがお互い平行線をたどってしまうのだと思うのですが、この施設が必要だから、皆さんに使ってもらいたいから耐震診断をして使うという話ではない。もしかしたら耐震診断をして、耐震がなかったら取りやめるかもしれないということがあるということなのですか。そこであれば、利用者が増えてそのホールも必要、砂原公民館が必要だという説明がつかない。この施設が必要だから耐震診断するのか、それともただ耐震診断をして、やっぱり耐震はない、古いから閉める、そういうことの判断に使いたいのか、どちらを考えていらっしゃるのか。例えば耐震がなかったら閉める、あったらそのまま使う。それにしてもその砂原公民館は老朽化が激しいということで、そこは改築をして耐震があれば改築をしながら使っていく方針なのか、それともやはり老朽化をやるにはお金がかかるから閉めるのか、それによっては別に耐震しなくても閉める方向性というのも考えられると思うのです。その辺りは町としてこの先、今すぐく森町の人たちは公民館が閉まったことによって不便さを感じている。それを解消するために砂原の公民館を森町としては必要なのだという説明を受けるのであれば、絶対必要なのだというのであれば、この耐震診断というのは生きてくると思うのですけれども、どちらか、耐震がなければ要らないとか、お金が高いから要らないとかという話になるのかというところは私にはよく理解ができないのですけれども、そこをお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） 基本的に砂原公民館は、今森の公民館、こういう状況を閉めまし

て必要だと思っています。今当然あの施設がなければ本当にあふれる活動をしている方々たくさんいらっしゃいますので、あの施設はこれからも使いたいと思っています。その中で段階としてまず耐震診断を行わせていただいて、もしない場合、これ多分全協等々でもある程度細かい部分は説明させていただいていたかもしれないですけども、取り得る判断としてどういうふうに改修が必要なのか、この程度だとこのくらい予算がかかる、この部分だけやれると、いろんなこの選択肢が多分出てくると思います。それに応じて出てくる費用、それを実際かけれるのかどうなのかというところも含めて検討しなければならぬというプロセスが次に来ます。それがまだ出ていないうちに今後それを単純に要るとか、要らないとか、使い続ける、使い続けない、れる、れないというところも今この場ではなかなかちょっと答弁は難しいというところがございます。ただ、現状、今森公民館を閉めていることによってあふれてしまっている方々の受皿、そしてまた我々のいろんな事業のやれる場所というのはあそこしかないというふうに今捉えています。そういう認識でいるというところはご理解いただければと思います。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 今の説明であれば砂原公民館は必要であると、あふれている人たちがいて、今現在砂原公民館のその使用料というのはそんなに上がっていないと思われます。大きなホールが必要だという副町長のお話だったのですけれども、それは本当に多くの人たちが入るところは今のところないので、そういう意味では必要かもしれないですけども、各教室が、森町でやっていた人たちがそちらにみんな移ってあふれているという状態ではないということはどうでしょうか、把握していらっしゃるでしょうか。みんなあそこを使いたいのだという声が上がっているというお考えなのか、そしてどんどん増えていくのであれば、今あそこにいる職員の数では全然対応が足りないのであるのであれば、さわやかセンターに森公民館を持っていくのではなく、砂原公民館に森公民館として使うという算段というのができたのではないかと私は思うのです。そうすると、さわやかセンターも砂原公民館もあって、その人数というのはすごく増える。使う人がいると言う割に今常駐している方は1人、会計年度1人、それで対応が可能なのか。森町の全体の構想が言っていることがいつもちぐはぐではないですか。そんなに人が来るのであれば、そっこの職員を増やさなければならないだろうし、さわやかセンターでなくて、そこを森公民館にしてきれいにやります、耐震して改装していきますというほうがスムーズだったのではないかなと思うのですけれども、さわやかセンター、そしてその意味がちょっとよく分からないのですけれども、もし町長にそういう先の構想、今行き当たりばったり、耐震する、しない、使う、使わないではなく、その先、いつまで砂原公民館使うとすれば使っていくのか。あれもかなりの老朽化をしています。そういう構想がおありの上でこういう診断をしているのかというのをちょっと聞いてみたいのですけれども、どうでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） 計画とか構想とかというところよりかは、行き当たりばったりという表現を議員されましたけれども、現状としていろんな要因が重なって、実際問題活動

の場がなかなか窮屈な思いをされている。私たちの認識としては、足りないという認識です。具体的な数とか、いろんなものの、であれば我々が勝手にこの団体はここにという、この団体はこれでやればいいではないかと言うのは簡単ですけども、ただそういった利用者の方々への説明会の中においても、やっぱりただスペースだけの問題ではなくて本当に活動に対するいろんな課題のお話とかも出てきましたので、それを量的な場所というところだけで判断するのはなかなか難しいのかなって思っています。それをもってしなくても、もうやはり例えば今公民館ありませんし、今の時点だと武蔵さんも使えない。そういう状況においては新年交礼会もできませんし、出初め式もできない。町のイベントだけでも本当に様々なものが今できないような状況になっています。そういう中においては、繰り返しになりますけれども、量的には足りていない。ですから、必要な施設だというふうに捉えております。議員の認識として、ぜひここははっきりさせておきたいと思うのですけれども、今現状認識としてあの砂原公民館を使わなくても今の町内の団体、うちの事業、イベント等も含めて足りるという認識でいらっしゃるのか。我々は、足りないという認識で思っています。その辺の認識がちょっとずれていると、多分どういう答弁をしてもなかなかうまく議論として進まないのかなと思っています。繰り返しますけれども、我々は現状では足りない。ですから、耐震診断をして、まずは安全性があるのかどうなのか。ないのであれば、使い続けるのであればどういった改修が可能なのか、それに費用は幾らかかるのか、それを出した後に全体の予算として比べて予算措置できるかどうか、プロセスとしてこういう段階で進みたい。これが今現時点でお話できる計画という話ではないのですけれども、先行きの見通しというところではご説明できる内容は以上になります。

以上です。

○4番（河野 淳君） 2点伺います。

15ページの一般管理費の自治体予算の査定のシステムの関係なのですが、内容的には多分通常であってもやるような作業、例えば計画とちゃんと整合しているのかとか、前年度からの使用料と比べてどうなのかというのを人の力を借りないでA Iの力で事務的にやってしまう部分をやるというイメージでいるのですけれども、たしか総務課職員の数減した分、総務課の人数も減っているんで、その分A I化である程度事務作業をやるのかなと思うのですけれども、内容的には先ほど総務課長から説明いただいたのですけれども、実際職員がやること自体はその事業の効果とかをいつもどおり説明するのをA Iが1次査定するような考えでよかったのかどうかをお知らせいただきたいのと、2点目、耐震の関係なのですが、何点かちょっと伺いするのですけれども、一部改修というのは建物の一部分だけを補修してしまうと、今度弱いところを耐震補強やらなければいけないので、やるからには全部やらないと意味がないと思っていますが、その辺の見解はどうなのかと、値段が高いということで何か話が推移しているのですけれども、耐震診断というのは実際かかる設計士の人工に対して北海道の積算単価を掛けているだけで、これが高いか安いかというのは個人の感想なだけで、実際は上がってくる設計業者の

かかる人工数に設計者の単価がかかっているということなので、毎年人件費高騰していますので、年数たてばたつほど同じ調査でも値段が上がってくるのですけれども、その辺についての認識、私の認識でいいのかどうかお知らせいただきたいと思います。

あともう一点が公民館の話、町長が表明してから大分年数が、1年前でしたっけ、1年半前でしたっけ、もうたっていて何かみんなの認識がゆがんでいるような感じするのですけれども、そもそも砂原公民館を使う、使わないという話ではなくて、森の公民館が耐震基準に満たしていないのが既に分かっているから、管理者の町長として耐震性のない建物を使わせるわけにはいかないということで、まず森町の公民館を閉めるという判断だったと思います。実際砂原の公民館をこれから使うか、使わないかという話の前に調査をして安全な建物かどうかというのを判断してから使いたいという説明だったと思うのです。これが例えば耐震基準満たないで費用がたくさんかかるのであれば違う方法も考えなければならぬし、逆に耐震満たしているのであれば今までどおり使っていくという認識だったと思うのです。今回の森町公民館を閉めたことが砂原公民館をやるか、やらないかの継続するという話ではなかったと思うのです。同じ公民館としてどちらも耐震調査をして森の公民館は取りあえず耐震度がないから閉めますと。ただ、砂原の公民館は調査をしていないだけなので、判明すればその判断をしますということだと思うのですけれども、その辺話が長い時間の間に砂原公民館の在り方についてどうかという話になってしまったので、それが何かちょっと違和感があるのです。個人的には今年成人式に出席させていただいたのですけれども、さわやかセンターの集会室見ると、まだ森町の成人式行うだけのスペースが多分ないと思われます。仮にこれ砂原公民館閉めてしまうと、例えば仮にさわやかセンターで成人式をやるとなると、保護者の出席を制限するとか、ちょっと制限が多分出てくると思うのですけれども、その辺の見解についてどうお考えなのか説明をお願いします。

○総務課長（濱野尚史君） まず、私のほうから予算査定の自動化、高度化についてご説明させていただきます。

まず、この流れですけれども、各課から上がってくる予算要求書をA Iに取り込みます。その中で各種計画の整合性であったり、金額の妥当性、それから住民のニーズに適合しているかどうかというところを評価してもらうのと併せて査定するに当たって何を確認すべきなのか、そういったところの論点からも評価をしてもらうシステムになっています。これまでの予算査定の在り方は、例えば前年度から同一事業で金額が上がっていれば、その理由を聞いて予算をつけるか、つけないかという判断になるのですけれども、そもそもやはり時間の制約で、それについての本来のその予算の妥当性についてこれまでなかなか議論するということはやってきませんでした。また、既に何年も前から継続してやっている事業については、基本的にその年で予算を落とすというか、予算措置をしないでということをやらずに継続してやった上でどうしても議論の中身が新規で上がってくる予算についての予算措置をするか、しないかというところが、これは時間的制約もあるので、そういったところが中心になってしまっています。金額をとらまえることにだけ集中してしま

って本当にその事業のよしあしというか、評価というものをこれまでなかなか査定ではできてこなかったというところが1点あります。今行財政改革に今年から取り組むに当たって、これまで普通に予算措置で計上していた予算についても一から見直ししなければならない。それが査定する側であったり、担当者の主観や勘だけでそこを評価するというよりは、やはりこういうものを入れるに当たって客観的な目線からそれぞれの事業の評価をした上でこれをうのみにして、それでつける、つけないとか、やる、やらないって決めるわけではなくて、あくまでも評価の一つとして判断した上で今後その行財政改革にも活用できるようなところになっておりますので、そういったところからこのシステムを活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎時間の延長について

○議長（木村俊広君） 質疑の途中ですが、ここでお諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

本日の会議時間は延長します。

◎日程第17 議案第2号（続行）

○議長（木村俊広君） それでは、引き続き質疑に戻ります。

○生涯学習課長（木村忠公君） お答えいたします。

先ほど議員のお伺いしました内容についてでございますが、やはり今回実施する内容につきましては議員おっしゃるとおり旧森町公民館が閉鎖した関係も兼ね合いまして砂原公民館の安全性を改めて確認するということでの実施でございます。その中で耐震診断結果に基づき一部改修等も当然可能性はあるとは思いますが、これはまだやはりはっきりしているものはございませんので、その結果を基にいろんなパターンを考えれるとは思いますが、その中で町としてベストなものというものを選択しながら進めていくことになると思いますし、議員の皆様にも当然報告しながら進めていく形になると思いますので、よろしくお願いします。

金額的な部分も先ほど金額が高いという部分の考え方おっしゃっていただきましたが、お見込みのとおりでございます。

以上でございます。

○公民館長（須藤智裕君） 私のほうからは、先ほど言われていたさわやかセンターでの成人式の部分で少し回答させていただきたいと思います。

さわやかセンターの多目的ホールにつきましては、先ほど質問あったとおり今現在で言

いますと成人式の実施というのは同じようなやり方でいくとできないかなというふうに考えてございます。将来的に例えば10年とかたつとまた子供さんの人数も違いますので、状況も変わってくる部分があるかと思えますけれども、今現在は成人式については砂原公民館でまた実施したいというふうに考えてございます。あと、それ以外にも例えば文化祭だとかというのも砂原公民館のほうで今年度実施したいというふうに考えております。

以上です。

○2番（河野文彦君） まず、公民館の耐震の件で今回この耐震調査をもし行ったらと仮定して、その次のステップとなると体力があるから、そのまま継続使用する。体力がないけれども、そのまま継続使用する。体力がないので、耐震補強をする。体力がないので、使用を停止して解体するのこの4つのうちのどれかかと思うのですよ、進む道というのは。今までは耐震調査の義務の建物でなかったの、していなかったという経緯があると思うのですけれども、いろいろ安心、安全を求められる世の中で改めて義務のない建物けれども、耐震の有無を確認したいというところは十分理解できるかなとは私は思っています。今言ったこの4つの中で今後財政的に負担になっていくというのは、体力がないので、継続使用するために耐震補強をする。もしくは、体力がないので、使用を停止して解体する。この2つになってくると思うのです。それで、僕宿題というわけではないのだけれども、全協のときに答えもらえなかったの、調べておいてくださいって言ったのですけれども、このもし2つの道どちらかに進む場合に、この耐震補強をしてからの次のステップに進む。それは起債なのか、いろんなパターンあると思うのですけれども、この耐震調査をすることによって何か有利な起債だとかがあるのかというところを調べておいてくださいというような話で終わっていたかと思うのですけれども、その辺をお願いできますか。

○生涯学習課長（木村忠公君） お答えします。

今お伺いの内容につきましてですが、耐震改修工事、強度が足りなくなった場合に次のステップとして使えるものとしたしまして、まず補助メニューといたしまして社会資本整備総合交付金という国土交通省で管轄しております補助メニューがございます。こちらは、補助率は一応最大で30%という形になってございます。また、耐震化等に充当できる起債といたしまして過疎対策事業債がございます。こちらは交付税の措置があり、実質的な町負担は30%という形になるものでございます。今言った2つを含め補助や起債の活用につきましては耐震診断の結果にもよりますが、診断業務と並行しながら町として検討を進めていきたいと考えてございます。

○2番（河野文彦君） 今の件了解しました。別件でちょっと僕分からなかったの、聞きたいのですけれども、14ページの人事管理費の部分で通勤手当ということで90万円の増額補正が出ているのですけれども、これ当初予算ですから、当初予算というか8年度予算ですから、この2か月間の間で勤務地が変わって通勤手当が変わったというところでの補正だと思うのですけれども、この90万円というのは延べ何人になるかというところと、あと私以前に通勤手当、勤務地が、自宅ですか、通勤距離が遠くなったときはそれに見合った

手当は増額しなければいけないという話ししたのですけれども、もしかしたら実は引越して通勤距離が短くなって、その手当の減額だとなしになる方もいると思うのです。その辺のチェックはしっかりしてくださいよって言ったのですけれども、今回多分増えた方がいたから増額補正だと思うのですけれども、どこかのタイミングでしっかりその辺のチェックはされているのかというところを確認させてください。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

まず、この通勤手当の補正については、4月の人事異動で通勤場所が変わる職員についての精査するものです。その中で補正の要因とすると、これまで旧森町公民館に勤務していた職員がまずさわやかセンターが新しい森町公民館になりましたので、そちらのほうへ勤務場所が変わったということ、それがちょっと大きいのではないかと思います。ただ、ちょっと今人事異動の結果で何人の通勤場所が変わったのかというのは、申し訳ございません。今私手元に資料がございませんので、ちょっと総数まで分からないのですけれども、要因とするとその部分があるかと思います。あと、通勤手当にかかわらず全ての手当について手続漏れがあったことによって過払いしている、あるいは手当を少ない状態で払っているかということについては定期的に点検させていただいております。

以上でございます。

○13番（松田兼宗君） それでは、17ページ、社会福祉費のところの森町介護サービス事業特別会計繰出金59万2,000円についてなのですが、これ科目変更したほうがいいのではありませんか。18番の負担金補助及び交付金に変更すべきだと私思うのですが。なぜなら、この利用のさくらの園に繰り出す形になっているのですが、実はシャリテさわらへの補助金と同じ性格のものですよね。とすれば、この時点で科目は変更すべきだと思うけれども、いかがですか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 5時05分

再開 午後 5時15分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

松田兼宗君の質疑に対しての答弁から入ります。

○総務課長（濱野尚史君） 予算科目のことについてなので、まず私のほうからお答えさせていただきます。

各特別会計に繰り出す予算科目については繰出金となっておりますので、予算の計上については誤りがないものと認識しております。

以上でございます。

○13番（松田兼宗君） 今後これから出てきますけれども、シャリテの補助金ではないですか、中身はどう考えても。それをこういう形で出して補助金を出す形にするということ

は、これ正確なやり方なのですか。違うのではないですか。本来の趣旨というか、出すお金の目的からいったら補助金ではないですか。さくらの園を経由して出しているだけでしょ。正確にはシャリテに対する補助金と全く同じではないですか。なぜここにこういう形で、うそとは言いませんけれども、どうも変ですよ。今の説明全く納得できない。今後こういうことが通用するとすれば、こういうやり方幾らでもできるということになりますよね。やっていいのですかということですよ、今後。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

これは要はさくらの園の職員を統合前に育成していった準備をしていることでございまして、我々としては我々の予算に計上するということで問題ないということで判断して計上してございます。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 27ページ、砂原公民館の耐震診断についてですけれども、ちょっとここで聞き返したいのですが、過去において森町公民館を耐震基準に満たないにもかかわらず利用してきたのはなぜですか。

そして、砂原公民館について診断もしていないのに利用してきたのは、その理由は一体何なのですか。それを教えてください。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 5時18分

再開 午後 5時20分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○公民館長（須藤智裕君） 私のほうから、まず森町公民館を利用していた耐震診断やった上で耐震性がないと判断された上で利用していた部分についてお答えいたします。

まず、旧森町公民館です。平成24年に耐震診断を行いまして耐震性がないということで、その時点で判断されております。ただ、そのとき例えば耐震工事をやっただとすると、今もともと使っていたときみたいな形で使えなくてちょっと不便になるところも出てくるだろうということで工事の概要がありました。そういうことを含めまして、使うにしても利用がしにくい施設になるのであればということで、将来的に文化センターなり複合施設なりというところまでが出来上がるまで今のまま使いましょうということで当時検討させていただいたものでございます。

森町公民館のほうにつきましては以上です。

○生涯学習課長（木村忠公君） お答えいたします。

砂原公民館のほうにつきましては、今まで耐震診断義務施設はないというのは何回もお答えいたしました。その定義の中で今まで利用してきたという部分はございます。ただ、今回先ほど須藤課長のほうから説明もありましたが、森の公民館が閉まったという事実が

ある中で改めての安全確認ということで今回実施したいということでございます。

以上でございます。

○13番（松田兼宗君） 聞いていること分かりますか。なぜ耐震診断は駄目なのに、そして今の話、課長の話だと工事をやると不便になるから、それが第一優先なのですか。利用者の安全が第一優先ではないですか、違いますか。そんな工事やって不便になるからという理由が、だからそういうことに使っていたというのですか。違うでしょう。そう思いませんか。利用者、そして職員の安全が第一です。にもかかわらず、耐震診断が不合格なのに利用してきた理由というのは一体何なのですか。訳分らない、言っていること。

砂原公民館も同じです。今まで耐震診断もやらないで安全かどうか、建物の安全性が何も担保されていないのに利用してきたというのは一体なぜなのですかって聞いているのです。答えに全くなっていないと思います。どうも言っていることがちぐはぐ。いや、耐震診断が不要だと、私はある意味では必要な部分があるのは分かっているのです。けれども、今まで整合性が取れないのですよ、あなたたちがやってきたことの。なぜなのか、そして今になってやらなければならないって騒いでいる。ほかから見ると無駄金なのです。先ほど行革の話も出ていましたけれども、そういう無駄金に見えるわけですよ、1,980万が。というのは、あなたたちがやってきたことというのは整合性がないからです。そのまま答弁しているだけでしょ。違いますか。再度その辺どういうふうに考えているのかお知らせください。

そして、耐震診断をもしやるとした場合にほかの、今日私一般質問でしましたけれども、生活館とかいろんな建物、公共施設があるわけです。その耐震診断をどうするのですか。耐震診断も分からないような状態で使っているのです。避難場所にもなっています。砂原公民館避難場所になっていますか。地震とか、そういうところには一部なっている箇所もありますけれども、そういう問題なのです。今後やった場合にこのほかの公共施設を全部耐震診断、特に災害時の避難場所になっている場所に関してはどんどん耐震診断をやっていかなければならないのです。法的にどうのこうのが問題ではない。それは、利用者の安全を守ることが第一優先だからです。それは、あなたたちは違うのではないですか。言っていることが全然もう理解できない。その辺どうなのでしょう。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 5時26分

再開 午後 5時28分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○生涯学習課長（木村忠公君） 先ほどのご質問内容にお答えいたします。

砂原公民館につきましては、先ほどの繰り返しの答弁になりますが、耐震診断義務施設ではない施設は、これは今も変わってございません。ただ、その中で利用することは強度

がある、ないは、これまた別の話ですが、この判定ができない、いや、今までやっていなかったということですが、利用しては駄目だという国のルールではございませんので、不安な部分もありながら利用してきたという経緯はございます。今回やはり今年の3月で森町公民館は耐震強度不足ということでの最終的な判断で閉鎖ということになったことも鑑み、砂原公民館も先ほど言った義務施設はないのですが、やはり閉まった部分が一番の要因だとは思いますが、利用者の安全性を確保するという部分も含め改めて強度確認をしたいということで今回予算を計上して実施したいと思っております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） よろしいですね。ほかどうですか。今この話継続していても……

○13番（松田兼宗君） これは課長が答えるより町長が答える問題だと思っているから、こっちのほうを答えてもらいたい。ほかの建物の問題です。私が言ったほかの会館とかやるのか、やらないかどうかの問題です。そっちのほうが大事なのですよと私は思っている。今後、今日私が一般質問でしている中の管理人の問題とか責任の問題になってくるわけです。それが保障されない限りできるわけじゃないではないですか、管理人なんて。その流れです。

○議長（木村俊広君） いや、今質疑しているのはあくまでも公民館の耐震設計の話であって、その他の施設についての部分ではないので、公民館に特化した話で進めてもらいたいと思いますけれども。

○13番（松田兼宗君） 利用者の安全を守るという観点からすれば、むしろ公民館の利用率というよりも森の公民館が閉鎖することによってほかの施設が利用度が上がっているわけです。ということは、利用度が上がっていくということは危険度が増していくということなのですよ、その建物。その話です。

○議長（木村俊広君） その件については、改めてまた別な場面で話ししていただきたいと思います。本日のこの会議については、公民館の耐震設計業務に特化した話で進めていただきたいと思います。

ほかどうですか。

○1番（伊藤 昇君） そうしましたら、私15ページの予算の自動化、これに関してちょっとお話を聞かせていただきたいのですが、ここに過去の予算ですとか資料に総合計画、各種計画、財政指標と、こうあるのですが、これも基本的にはまず今総合計画、今年度やろうとしているわけですね。今回この予算でその総合計画一番基本になる計画ですね、皆さんから集めて。そして、基本計画あって、構想あって、3か年計画ある。毎年やっているかどうか分かりませんが、基本的には3か年計画というのを予算策定する前に作りまして、前年の秋以降に企画課が中心になって、副町長が事業計画を事業査定をするということをしてながら予算に向けて、その事業が適正かどうかというのをやっていくのだということになっているはずなのです。ですから、この行政改革なり事務事業の評価、これをやっていくなんていうのは今やっていることまさにそのままなのです。ですから、

この予算を今導入しなければならない理由が全く分からない。今財政係なり総務課長そうでしょう、やっているでしょう。それから、企画課長、総合計画の3か年計画、みんなに実施計画を出させて、その中で副町長をトップにしてその事務事業の査定をやっている。これが今だと思うのですけれども、それをやりながらなぜこういう同じことをシステム化しなければ駄目なのか。もっと具体性のあるものを今やっているわけです。そこもちょっと分からないので、説明いただければと思います。

○総務課長（濱野尚史君） AIに頼らずとも、これまでの過程のプロセスの中でそれぞれ評価しているのではないのかというご質問ですけれども、総合開発振興計画にかかわらず予算の査定の段階でも査定時にそういった全くそのままかどうかはあれですけれども、似たようなことはさせてもらっています。ただ、やはりどうしても主観的になっていた部分とか、担当者の思いの部分とかありますので、今回はまずAIで客観的にいろいろな場面から評価していただいて、それを数値化して見える形で指標化しているということで今回このシステムを導入したいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○1番（伊藤 昇君） そういう話も分かることは分かるのですけれども、基本的に今年総合計画の委員さんを決めて、そして10か年の計画を進めていく。構想も基本計画も、それから3か年もやっていくわけです。そこに理事者が入っていて、その計画に基づいた事務事業、それヒアリングを全部の課とするのです。それAIよりも実情に即した、森町に即した内容が今こういう分野ではこうだ、こういう分野でこれが足りない、こういうことをやりながら今まで予算つくってきたでしょう。そうしたら、今年の予算は何だったのですか。勝手にただつくって、去年と比較してつくただけなのですか、これ。そういうことではないでしょう。理事者のその予算査定をくぐって8年度の予算というのはつくってきたわけです。それなのになぜ今この6月でこういうシステム入れなかったら事務事業の評価、その公平性が担保できないみたいな話になるのですか。今までうちとしてやっている予算何ですか、それ。勝手につくってきたのですか。その辺りもう一回お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） 職員経験されている伊藤副議長であればその中身、仕組み、かなり熟知されているのかなって思います。単純にこの公平性を欠くとか、今のお話の中において要は今総務課長も話ししましたけれども、この事務事業評価における定量的な評価というのをある一定基準、私の立場からこれは求めたいという思いもあります。これが一つの事業に対して例えば副町長の立場、総務課長の立場、原課の立場、課長の立場、係長の立場、本当に各それぞれの立場から見たときに非常にやはり効率的に今まで以上にこの事務評価、そしてまた予算査定も行っていかなければ、ある意味ここは私の立場からお話ししますが、ベルトコンベヤー的にこの事務作業が進むという懸念が非常にあります。それは限られた人員、そしてまたそれと反比例していろんなことを判断しなければいけない。その事務事業の中身、これが反比例して今減るほうと増えるほうと進んでおります。そういう状況においてより効率的に、より政策的判断で迷ったときに定量評価、判断

できる、その数値的な、さっき総務課長は見える化と言いましたけれども、そういうものをA Iの力を使って基準として参考にさせていただきたいという、そういう流れであります。現状いろいろなシステムもありますし、A Iの能力に関しては本当に我々の考えの範疇を超えるような、もうまさにとてつもない勢い、スピードで進化しております。費用の面、そういったものを考慮もしていかなければならないのですけれども、まずはA I、今回この事務予算査定に限らず様々な判断、政策的な判断根拠、定量評価、調査、それに関してはこの予算査定のシステムに限らず幅広く今後我々、今事務方というか、町サイドとして導入していきたいと考えております。その中のごく一つとして、まず取っかかりとして今予算を上げさせていただいているところでもあります。共同調達という関連、関係性もありますので、この時期となってしまった、そういったこととか、各関係の自治体との調整等々の話もあり、タイミング等がこれは議論があるのかもしれませんが、その辺はある一定程度ご理解いただき、なおまだまだこれ以上にこのシステムに関してはA Iの導入というのは我々は進めていく方向性でございますし、そういう思いでございます。ぜひご理解いただければと思います。

以上です。

○1番（伊藤 昇君）　これからそういうA Iを使っていかなければ駄目だという話なのですけれども、先ほどから何回も私言っていますけれども、総合計画これから始まって、町長が諮問して、そして大勢の町民の方々、団体の方々のご意見を聴取して、そしてその民意の中で答申を受けて総合計画というものができていくのだと。それに基づいて町政運営していくのでしょうか。いつも総合計画を基にというお話町長していますよね。だから、それを今まさにやるのに何で6月にこれを入れなければ駄目だということになるのですか。それ答申受けてからでも何もいいではないですか。いろんなその計画を基に基本たるものができるのです。それでできてからでなぜ駄目なのですか。私そこを理解できない。いろんな事業、これからの新しい事業いっぱい出てくると思うのです。町民の要望もいろいろ変わってくるだろうし、人口体系も変わる、いろんなことが森町自体が変わっていくと思うのです。そういうものを含めて予算化していかなければ駄目なのではないのですか。そうやって町長いつも言いますよね、総合計画を基に。それをないがしろにしながらシステムだけ走っていくという、そういう予算だけの話ではないです。予算イコール町の活性化に基づいたものになっていくと私は思っています。ですから、これ今入れなければ駄目だというタイミングというのかな、これからそういう流れになっていくという町長の話も分かります、時代ですから。だけれども、なぜ今なのだろう。そういう大きな計画を今やろうとして町長が打ち上げているわけです。それで、なぜ今なのかというのがどうも私には理解できない。

それから、行財政改革をやっていくっていったら財政側から人要らなくなるでしょう。人員費としては総務要らないということになる、幾らかでも、A I使っていった。そういうメリットもなかったら行財政改革にならないのでないの。財政担当だもの。やっぱり縮

小するところは縮小する。ＡＩを使ってやっていったら何かメリットなかったら駄目なの
でしょう。そういうことになるのですか。私は、そうはならないと思います。ですから、
今すぐにこれを予算化するべきではないと、私はそう思っています。いかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） 新しい総合計画を今策定、これから出来上がると。諮問して答申
受けてという、そのプロセスにおいてこのシステムが何か無駄になってしまうのだという
感覚をお持ちなのか、私としてはそう……

○１番（伊藤 昇君） いやいやいや、だって……

○議長（木村俊広君） フリートークしないで。

○１番（伊藤 昇君） どうぞ、しゃべってください。俺もう言う権利ない。

○町長（岡嶋康輔君） 当然このシステムＡＩですので、随時その情報の更新、どんどん、
どんどんデータを入れていってアップデートさせていくという、そういう性質のものであ
ります。その行革の性質としてはＡＩを入れ、効率化を図る中においては人件費を節約、
集約、必要最小限に抑えていくという効果は当然行革の中では見いだしていかなければな
らない大事な数値だと捉えています。それが今このＡＩ単体を入れたからによってすぐさ
ま財政の人数がどうのこうのという話には今の時点ではならないと思います。しかしなが
ら、今後行政の運営の中でＡＩを導入していくことによって、ＡＩだけでは駄目ですけれ
ども、当然どう使うか、それをどう運用するかということも大事ではありますけれども、
行革の中でそういった目標値は目指していきたいというか、見いだしていきたいというふ
うに考えております。

最初に言った部分、ちょっと認識の違いがあるのか、当然今まで、今第３次総合開発振
興計画をやるに当たって何か諮問、答申、議員の皆様からいただいた意見、それが無駄に
なる、今回のシステムには汎用できない、このシステムと同じようなことをやるという性
質のものでもないのかなって私は思います。ＡＩは先ほども、繰り返しの答弁になります
けれども、入れたものは絶対忘れませんし、定量評価というところに関しては非常に高性
能なものを持っています。偏りも比較的ありませんし、注意しなければならない専門的な
分野の課題はあります。しかしながら、無駄になるということではないと思いますので、
ぜひその辺はご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ質疑を終わります。

討論を行います。

（何事か言う者あり）

○議長（木村俊広君） いや、戻られないみたいなのですけれども、いいですか。

（何事か言う者あり）

○議長（木村俊広君） 申し訳ないです。

討論を行います。討論ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第3号

○議長（木村俊広君） 日程第18、議案第3号 令和8年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 議案第3号について説明させていただきます。

本案は、令和8年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第1回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ372万円を追加し、歳入歳出それぞれ24億471万円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、目2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金3万1,000円の増額。

款5 繰入金、項1 一般会計繰入金367万4,000円の増額及び款7 諸収入、項3 雑入1万5,000円の増額は、歳出で説明いたします費用へ充当するものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費368万8,000円の増額は、人事異動に伴う職員の人件費及び欠員補充のため会計年度任用職員1名分の人件費を増額するものです。

項4 趣旨普及費、目1 趣旨普及費3万2,000円の増額は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業用パンフレットの印刷代です。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第4号

○議長（木村俊広君） 日程第19、議案第4号 令和8年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） 議案第4号についてご説明させていただきます。

本案は、令和8年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第1回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ237万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ22億2,670万3,000円とするものです。

事項別明細書によりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款8繰入金、項1一般会計繰入金168万3,000円の増額及び項3基金繰入金68万8,000円の増額につきましては、歳出で説明いたします職員の人件費、事務費及び保険料等払戻金に充当しようとするものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費168万3,000円の増額につきましては、職員の人件費及び介護保険システム改修委託料を補正しようとするものです。

款5諸支出金、項1償還金及び還付金68万8,000円の増額につきましては、過年度分に係る保険料等払戻金を補正しようとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第19、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第5号

○議長（木村俊広君） 日程第20、議案第5号 令和8年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） 議案第5号についてご説明申し上げます。

本案は、令和8年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第1回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に59万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億6,930万9,000円としようとするものです。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金59万2,000円の増額は、歳出で説明いたします費用へ充当しようとするものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節8の旅費と節18の負担金補助及び交付金は、特別養護老人ホームの統合に係るユニットケアリーダー研修4名分の受講に係る旅費及び受講料でございます。資料5を提出しておりますので、ご参照願います。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございますか。

○7番（斉藤優香君） 資料でいくと5ページ目になります。これさくらの園の職員の方がシャリテに行くために研修を受けられる。これ職員の方たちの意向というのは確認していますか。シャリテに行くというのを決めている方たちがこの研修に参加するということは確認済みでしょうか。

そして、以前の全協では今密着型は29床なのですが、この間の説明ではあと10床足して39床にするってなると、このユニットリーダーの数がこの間の説明ですと29だから4人必要だという説明だったのです。30人、10人に1人だから、交代の人1人分って言われたと思うのですがけれども、39床になるかどうかというのが決まっているのであればもう一人この間の説明からいくと必要になってくるのではないかと思うのですがけれども、そこはもう決まったりしていることはあるのでしょうか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、4名についての意向調査につきましては、6月11日の時点で確認は取ってございます。移行するということで、その旨、受講していただくということでございます。

また、今要はスリーユニットプラス10ということでございますけれども、10につきましてはショートでございます。あくまでもスリーユニットでございますので、3名プラス1。1名は介護係長ということでスリーユニットのそれぞれ代替というふうに、働く形になりますので、1名プラスになってございます。

以上です。

○7番（斉藤優香君） そうなりますと、先ほどの説明で今現在は38人の入所者がさくらの園いらっしゃるって、全部密着型に移動するという説明だったと思うのですが、そうすると9名ほど入所の場所がないということになりますよね。そういう辺りということのもちろんと考えていらっしゃるのか。そうではなければ、この計画では入らない、全員の移動が可能にならないということ、あと職員の方なのですが、このユニットリーダーの受講をするということを確認取られたのか、それとも職員の方たちはみんなシャリテのほうに移動するという確認を取られたのか、もう一度お願いします。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、29床につきましてプラス10床ということで、ケアプランに乗せてショートを利用する10床につきましては長期で入所しても問題はございません。ですから、入所待機ということで合計39名、29床プラス10ということで入所できるような形になりますので、今の時点では38名ということですので、逆に1名足りないという形で今推移できるような形で来ています。

それと、ユニットケアリーダーにつきましての4名につきましては、意向調査を確認して受講させるということでご本人に確認を取ってございます。ただ、その方々につきましては当然移行するという意向確認取ってございますけれども、中には全員介護職員等々取ってございますけれども、シャリテさわらのほうに移行することでは希望しないという方も若干出ているのも事実でございます。

以上です。

○7番（斉藤優香君） この仕組みがちょっとよく分からないのですが、29プラス10床はショーステイの部分を使うとおっしゃいましたけれども、そこには、ではユニットリーダー的な人は要らない。この4人以外はまだ確認が取れていないので、ユニットリーダーだけがいればいいというわけではないと思うのですが、その体制はちゃんと整ってこの29床プラス10の受入れになっているのでしょうか。ベッド数だけは合うけれども、職員がいらないというのであれば、さくらの園の職員をここの密着型に充てるという説明をずっと受けていたのですが、それがちゃんと成立するののかも確認しているのかというのをちょっとお願いします。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

今の現時点で介護職員でございますけれども、19名対象でございます。移行を要する希望するという方が15名、希望しないという方が4名今のところ出てございます。ですから、やはり今の状況からいくと勤務状況を確認しながらやっていかないといけないのですが、若干減る、少ないという可能性もございますので、そういった部分を募集もかけていきながら充足していかせていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○13番（松田兼宗君） まず、先ほどの絡みもあるのですが、ユニットリーダーの研修を

受けて、その研修歴というか、研修を生かしてさくらの園で仕事をするこゝろであるのですか。ないですよ。全てシャリテさわらに行ったときの29床の部分を運営するためのものです。だとすれば、シャリテさわらのそこのほうに負担すべきなのではないですか、この研修費というのは。違いますか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えさせていただきます。

先ほどとかぶるのでございますけれども、我々あくまでも統合する前の育成として要はユニットリーダーを育成していくというふうに考えてございますので、それはさくらの園の職員を派遣するという観点からも我々のほうでやはりこれは準備していかなければいけないというふうに考えている費用であるというふうに判断して計上してございます。

それで、今後さくらの園に、ではメリットがあるのかどうかという部分に関しましては、これは当然スキルの指導員を要するにリーダーということで募集するような形になりますので、ケアの標準化ですとか、職員指導のやり方ですとか、ユニットケアということで直接さくらの園には当てはまらないかも知れませんが、これ個室もございまして、そういった部分の運営改善、入居者支援の質向上という形で、こういった教育を受けることによってやはり質向上に、今の現時点でのさくらの園の入所者についてもケアの質につながっていくというふうに考えてございます。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 今の話聞いていると、さくらの園園長自体がシャリテさわらに行き仕事するのですか。言っていること分かりますか。あちらのシャリテさわらの社会福祉法人さわら福祉会の問題です。それを運営するための問題なのです。それをなぜさくらの園からお金を出して職員を養成しなければならないの。補助金でしょう、そもそも。だから、先ほど一般会計の補正で言ったように科目違うのではないの。こういうやり方だと補助金という名目ではなくて、シャリテさわらに関わる部分の今後まだ負担しなければならない部分というのは出てくるのではないのですか。違いますか。裏技ですよ、このやり方というのは私に言わせると。だから、そこ自体がおかしいと思っているわけです。そうしたら、シャリテさわらのほうとその辺の今後のシャリテさわらの29床の地域密着型の病床を運営していく準備をさくらの園がするわけではないではないのですか。シャリテさわらがやるのです。その調整とかというものはあっちがやるべきことで、こっちがやるべきことではないですよ。町で運営していくのですか。柏渕園長が行って運営するのですか。そういうふうにしか思えないですよ、このやり方だったら。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

我々は先ほど議員がおっしゃっておられることにつきましては、お互いにそれは準備する必要があるというふうに考えてございます。それで、今の統合する前につきましては職員の育成ということに関しましては、我々のほうでやはりこれは準備していかなければいけない事項だというふうに考えてございますので、そういう判断の下、我々のほうの予算ということで計上させてもらっています。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 今後シャリテさわらの面倒を見ていくということなのでしょう。そういうことは、そういう言い方をするということは。違いますか。そうしたら、一体何なのですか。社会福祉法人ですよ、あつちは。それに統合するのです。統合するほうが主体的にどうやって運営するかを考えるのが当たり前ではないですか。こっちは統合してもらおう立場です。ただ、それはあっち側に合わせて職員を派遣したりなんかするだけです。それに関わるあっちの運営に関してあちらで負担するのが当たり前ではないですか。おかしいのではないですか、考え方が。と私は思いますけれども、いかがですか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

先ほどの答弁とかぶってしまうのですが、我々はお互いに統合前につきましてはやはり準備ということを進めていかなければいけないというふうに考えてございます。最終的にはこれ社会福祉法人で統合されるということでございますけれども、そこは町の重要な施設であるという認識の下、我々も今のいるスタッフにつきましては、統合前の準備に際しましての教育につきましては、我々がやはり持たなければいけない費用であるというふうに判断してございます。ですから、松田議員とはそこの部分の意見の相違がございますけれども、我々はそこが正しい判断であるということで計上させてもらっています。

以上です。

○4番（河野 淳君） 同じく旅費と研修会の参加負担金なのですが、確認なのですが、今のさくらの園の職員の身分は正職員、もしくは会計年度任用職員でよかったでしょうか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） 正職員と会計年度任用職員の2パターンでございます。

以上です。

○4番（河野 淳君） 私が考えるには、統合のためにシャリテの制度を学ぶというのが趣旨なのですが、実際学びに行く職員がうちの町の会計年度任用職員、もしくは正職員だという場合には、やはり出張命令出すのは町が出張命令を出すので、町の予算に組むのが本来ではないかと思います。逆にシャリテの方が学ぶときには、シャリテのほうに補助金を出して必要経費を賄うというのがいい選択ではないかなと思うのですが、今回森町の職員が対象ということで出張命令も町がやって研修を行うという認識でよかったでしょうか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○6番（野口周治君） この研修の実際に行く、もしくは研修を受けるタイミングを知りたいです。というのは、さらにもっと早くできなかったのかという視点での質問です。早くする方法がなかったかどうかということ併せてお答えください。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

やはり統合の関係で年度末ぎりぎりまでその話をしていましたので、一番最初の研修自体が4月のすぐの時点だったものですから、申込みが間に合わない状況でございました。それで、次ということで今2番目の研修ということで考えた場合に本来であれば旅費等の経費節減の観点から当然北海道内で実施される研修会に集約していくというふうに、受講することが望ましいというふうに考えてございますけれども、やはりその最終的に終了するのが、どうしても人数一遍にやることはできませんので、2組に分けてやらざるを得ない。そういった場合に最終的に道内であれば年度末までかかってしまうということで、我々としてはそれでは間に合わないということでございますので、苦肉の策としてやはり2番目の全国個室ユニット型施設推進協議会というところの申込みをせざるを得なかったという状況でございます。

以上でございます。

○6番（野口周治君） 先ほど入所者を絞る動作は前年度中からやっていたという説明だったと思うのです。私が言っているのは決まったのが年度末だから、多分そういう答えになって組み立てるのだろうと思ったのですけれども、入所者の制限というアクションを統合に向けてやるのと同じように、予約を取って枠を確保するという動作ができなくはないのではないと思うわけです。

何を言っているかを先に言っておきますが、これはその統合を早くやったほうが最終的な費用負担、持ち出しは小さくなるはずです。だって、統合したほうが費用は小さくなるよという説明がいろんな要素あるのですけれども、統合していくべきだ、それも社会福祉法人化すべきだという一つの判断の中には費用面があったはず。それであれば、単位年で切れば同じ金額であるとしても早く安くなる方向に動くほうが最終的に町が持ち出すお金は小さくなるわけです。ということは、なるべく早くやるべきだということなるはずなのです。

もう一度戻しますけれども、入所者の制限は始めていた。けれども、トレーニングは始めなかった。その差を教えてください。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

ユニットリーダー研修につきましては、翌年度の予定がまずはっきりしていなかったという点がございます。それで、やはり我々としてもその部分の準備という期間が正直言ってできなかったというのが要因でございます。ですから、年度末ぎりぎりまで、そこら辺のところを社福になるか、町営になるかということで最終的に社福のほうになりましたけれども、そういったことを受けて申込みしたとしても、やはり1番目の受講には間に合いませんでした。ですから、やはり今の状況からいきますと2番目の受講から受けてやっていくというのが今のところ最短であるというふうに判断してございます。議員のおっしゃるとおり、少しでも早くということで我々も準備していたつもりでございますけれども、やはりそういったタイムラグができたということは事実でございます。

以上です。

○6番（野口周治君） 社福であるか町営であるかは、ユニットケアリーダーの研修が必要な点については差をもたらさないで、答弁の中にそれを持ち出されても困るぞと思うのですが、どうか。つまりどちらであろうが必要なことでしょうか。そこにわざわざどちらになるか決まらなかったという説明をされても困るのではないかと。何が違うのか分からないので、教えてください。もしそこに違いが出るのであれば。

それから、予定が決まっていなかった。まあ、そうかもしれません。でも、4月の講座は現に開催されたわけだし、そこに向かって予約をして人を送り込んだ団体があるはずなのです。だけれども、森町はその予定が分からないからできなかった。申し込んで実際行っている人がいるのに森町は分からなかった。だから、申し込めなかったという説明ですが、何かおかしくないですか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

我々としては、そこら辺のところも十分調査した上で実施しているつもりでございましたけれども、実際問題としてやはりそのタイムラグができてしまったのも議員の矛盾を感じる場所であったことであると判断してございます。ただ、我々もそういった全協も含めていろいろ対応しながらやっていく中で最短でできる限り受講するというところで進めてございましたけれども、1番目の申込みにつきましては間に合わなかったということでございます。ご理解いただければと思います。

○1番（伊藤 昇君） 今の59万だけの話ではないのですけれども、今これだけの予算審議でいろんなご意見が出るわけです。直営というか、公設でやっていかない、社福でやっていくのだという話で、今度から社福でこの予算をつくって町に補助金を申請するわけですね、いろんな事業で。これ自体の審議ができないということなのです。予算はここで増えていくわけではないので、ですからそういうことをして、その補助金向こうの側から出すのが当然ではないのかなというのは私もそう思うのです。ここで予算を取って旅費と負担金を出す必要はなく、社福のほうでやると決まったので、社福のほうから補助金の申請が来て、それでやればいいのかではないですか。駄目ですか、それ。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 6時12分

再開 午後 6時13分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） 先ほどの同僚議員の回答とかぶりますけれども、ご回答させていただきます。

統合前の職員の準備につきましては、我々のほうでやはり負担をしていくというふうに考えてございます。そういったことで先ほどシャリテ側のほうで持つべきではないのかと

いう話でございましたけれども、費用につきましては、これは我々の準備費用としてさくらの園で計上させていただくものでございますので、そういった対応をしていくということで判断してございます。

以上です。

○1 番（伊藤 昇君） それで、今度補助金、社福のほうから来たときにその中身、こういうもの、こういう経費、いろいろな経費が出てくるわけですね。何千万ってこの間も出たわけですが、その中に全部突っ込まれて、それで補助金の中の申請だけを協議するわけです、この議会で。中身は分からないです。何をするかという、その協議がないわけです。ですから、そうしたら議会というのは補助金だけの審議なのですかということになってしまう。何出てくるか分からないのですよ、こっちでは。それで、町民の血税を使っていくわけですね、補助金として。それでいいのでしょうか。

○議長（木村俊広君） ただいまの質疑でございますけれども、内容的に研修費の話になっているのですけれども、それが運営そのものの話になってきているので、研修の予算に限っての話にしてもらえればと思いますけれども。

（何事か言う者あり）

○議長（木村俊広君） 予算ですけれども、拡大すると話が分かりづらくなってくるので、明確にするために特化した話をしてもらえればと思いますけれども。

（何事か言う者あり）

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 6 時 1 6 分

再開 午後 6 時 1 8 分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

先ほどの回答とかぶってしまいますけれども、あくまでも統合前、我々のほうで職員を育成するということで考えて受講させる研修でございます。我々のほうでこれは費用負担をするべきだということで予算計上させてもらっています。ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第20、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第6号

○議長（木村俊広君） 日程第21、議案第6号 令和8年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○国保病院事務長（千葉正一君） 議案第6号についてご説明申し上げます。

本案は、令和8年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第1回目となるものです。

第2条、令和8年度予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款病院事業収益9億3,023万4,000円に294万円を追加し、9億3,317万4,000円とするものです。

支出、第1款病院事業費用13億846万5,000円に214万5,000円を追加し、13億1,061万円とするものです。

以下、3ページの事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目3補助金294万円の増額は、同補助金であります病院等物価高騰及び食材料費支援金の確定によるものです。

支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目3経費214万5,000円の増額は、電子カルテ情報共有サービスの対応に伴う委託料であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書3ページです。収入支出一括で行います。

○3番（高橋邦雄君） 支出の部分でちょっとお伺いします。

今回補正予定額が214万5,000円、中身は電子カルテ情報共有サービス対応委託料なのですが、この電子カルテ情報共有サービスというのは医療機関、薬局、保険者などがオンライン資格確認等、システムを通じて診療情報提供書、健診結果、臨床情報、患者サマリーを安全に共有するための国主導の仕組みであることはまず間違いないですね。このサービスとして2026年冬から本格運用が予定されておりますが、現状電子カルテは国保病院は使われていると思いますが、このWi-Fiに関しましてもそういう環境のほうは今どうなっているのですか。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

当院においてもモデル事業へ参加しております。Wi-Fi等の環境については現時点で

も対応されております。

以上です。

○3 番（高橋邦雄君） 確かに1階のほうはWi-Fi機能がついていると思うのですが、2階の入院病棟に関しまして今電子カルテは使っている状況なのですが、そこを作業効率の観点からお話ししますと、詰所に戻らないと操作ができないというような、以前ありましたよね。そこは現状解消されているのか。今回こういう情報共有サービスを使用しますので、その部分もきちっと解消していかないと、この事業をする意味というのが効率的なものを推進すると思いますので、その部分はどうなっているのですか。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） 僕のほうからお答えいたします。

Wi-Fiの機能は2階の病棟のほうにも整備されてございます。ただ、今議員おっしゃるとおり個別の端末をもって、本来であれば患者さんの横で処置をした後にそのまま打ったりですとか、最新の状況でいったらバーコードで読んだりですとか、そういったことをやるところでございますけれども、我々去年につきましてはWi-Fiですとか、その設備投資のほうにまず一旦予算を計上させてもらって、今議員のおっしゃる部分につきましては、やはり今後の検討材料という形で考えてございます。やはり今議員おっしゃっているとおり、戻って作業をするということは事故だとか、打ち間違いだとかという医療事故につながる要因になりますので、そういったことも含めて今後の設備投資の検討ということで検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第21、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第7号

○議長（木村俊広君） 日程第22、議案第7号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○農林課長（寺澤英樹君） それでは、ご説明いたします。

議案第7号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

契約の目的は、掛潤揚水機場設備整備工事（その1）でございます。契約の方法は随意契約でございます。契約の金額は5,357万円でございます。契約の相手方は、北海道札幌市東区北20条東17丁目1番5号、株式会社鶴見製作所北海道支店支店長、馬場勉でございます。

資料ナンバー6を提出しておりますので、ご参照願います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

○2番（河野文彦君） この資料の理由書のほうに今回の事業をできるのは当該業者のみであるというような書き方しているのですけれども、既にエンジンの製作は発注済みで、多分物ができて成果品という形であるのかなと思うのですけれども、場合によってはその作成したエンジンなりを町が受け取って、その設置だとか、整備というのをほかの業者に発注するということも十分考えられると思うのです。ですけれども、この業者しかできないというふうに判断した理由。多分こういう大きな事業ですから、鶴見ポンプさんで最初作ったエンジンをどこか業者さん据え付けて既存のものの整備も入っていたかもしれないけれども、こういうのできませんかというような何か調査をしてできませんというような答えがあったからこういうこの業者しかできないという判断になっていなければおかしいと思うのですけれども、そういう調査をどのようにやったか。もしあれでしたら、何社ほど調査したとか、そういうの記憶にあると思うので、そこを教えてください。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

鶴見製作所以外での調査は、まず既存のポンプメーカーは鶴見さんになります。あとは制御盤メーカー、それからエンジンメーカーで一応連携をしてシステム設計をしているということがまずそこで分かりました。そのため、既設ポンプメーカー以外の者に施工させた場合、例えばポンプの始動、トルクカーブなどメーカー独自の資料の共有ができず駆動システムの設計において支障が生じるということで鶴見さんのほうに工事をお願いしたところでございます。

以上です。

○2番（河野文彦君） なので、その支障が生じるという判断を誰がされたのですかということを知りたいのです。もともと鶴見ポンプだから、鶴見に頼まなければ駄目でしょうみたいなことで頼んでいたら大変なことだと思うのです。だから、その辺を十分考慮してほかのメーカーなりに今こういう状態です、もうエンジンは作っています。もしかしたらよそのメーカーに頼んだらもっと安くなっているかもしれない。でも、こうだろう、こうかもしれないで頼んでしまうというのは大変危険だと思うのです。なので、これ僕前にも

話したと思うのです、同様の話。だから、今回ももちろんこの業者のみであるということまで期待しているわけですから、この業者のみであるという説明をぜひしていただきたいのです。ここしかできないだろうでのみであるという話にはならないと思うのだよね。だから、そこをもうちょっと詳しく教えていただければもうずっと納得できるので、よろしくお願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 6時29分

再開 午後 6時35分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、既存のポンプメーカー以外施工できないということで鶴見さんのほうに発注しています。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第22、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第8号

○議長（木村俊広君） 日程第23、議案第8号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○防災交通課長（阿部泰之君） それでは、議案第8号 財産の取得についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

1、取得財産及び数量につきましては、非常用備蓄品、防災毛布1,480枚でございます。

2、取得の方法は指名競争入札でございます。3、取得の金額は887万2,600円でございます。4、取得の相手方は、函館市杉並町11番5―1号、海渡産業株式会社代表取締役、高橋新でございます。

資料ナンバー7を提出しておりますので、ご参照願います。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第23、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第9号

○議長（木村俊広君） 日程第24、議案第9号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○防災交通課長（阿部泰之君） 議案第9号 財産の取得についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

1、取得財産及び数量につきましては、間仕切りパーティション264張りでございます。

2、取得の方法は指名競争入札。3、取得の金額は551万7,600円でございます。4、取得の相手方は、茅部郡森町字森川町291番地185、株式会社コクアLCサービス代表取締役、永井将太でございます。

資料ナンバー8を提出しておりますので、ご参照願います。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第24、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第10号

○議長（木村俊広君） 日程第25、議案第10号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（川村勝幸君） それでは、議案第10号についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めるものでございます。

取得財産及び数量につきましては、作業用車両1台でございます。取得方法につきましては指名競争入札でございます。取得金額は2,068万円でございます。取得の相手方は、北海道北広島市大曲工業団地1丁目6番地、コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー社長、正國貴之でございます。

資料ナンバー9を提出しておりますので、ご参照願います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第25、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第11号

○議長（木村俊広君） 日程第26、議案第11号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設課長（濱野真行君） それでは、議案第11号についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

1、取得財産及び数量、Wキャブトラック1台。2、取得の方法、指名競争入札。3、取得の金額、681万3,538円。4、取得の相手方、北斗市萩野33番地の81、函館日野自動車株式会社代表取締役、河村暁人でございます。

資料ナンバー10を提出しておりますので、ご参照願います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第26、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 同意第1号ないし同意第15号

○議長（木村俊広君） 日程第27、同意第1号 農業委員の選任についてから同意第15号 農業委員の選任についてまでの15件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（岡嶋康輔君） ただいま議題となりました同意第1号から第15号、森町農業委員の選任について15件一括して提案理由をご説明申し上げます。

現在の農業委員会委員は、本年7月19日をもって任期満了となります。本件は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、農業委員会の委員を選任することについて議会の同意を得ようとするものであります。また、選任に当たりましては、認定農業者が過半で、中立、公正な判断ができる者として農業者以外の者を含めることと女性、青年を積極的に登用することとされております。

先般3月11日から4月8日までの期間において委員の募集をしたところ、定数15名に対し15名の応募がありました。当該委員といたしましては、同意第1号では字森川町186番地61、住吉隆子氏、同意第2号では字尾白内町1025番地4、小森昭彦氏、同意第3号では字姫川121番地43、宮本秀逸氏、同意第4号では字駒ヶ岳451番地13、加藤秋彦氏、同意第5号では字駒ヶ岳500番地、青山純司氏、同意第6号では字白川59番地、黒澤寿光氏、同意第7号では字本町113番地3、猪子和博氏、同意第8号では字駒ヶ岳233番地10、皆川毅氏、

同意第9号では字白川25番地25、河野芳之氏、同意第10号では字砂原東4丁目1番地211、甲田祐康氏、同意第11号では字濁川247番地、豆澤俊二氏、同意第12号では字尾白内町1028番地4、下小路圭介氏、同意第13号では字濁川308番地9、出口優果氏、同意第14号では字濁川250番地6、高瀬幸巳氏、同意第15号では字鳥崎町195番地3、佐橋悟氏、以上15名の方々ですが、いずれの方も委員として適任であると考えております。

経歴等につきましては、資料ナンバー11から資料ナンバー25を提出しておりますので、ご参照願います。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） 説明が終わりました。

これから同意第1号から同意第15号まで一括で質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

これから採決を行います。採決は、1議案ごとに行います。

これから同意第1号について討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

同意第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第2号について討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

同意第2号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第3号について討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

同意第3号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第4号について討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

同意第4号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第5号について討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから同意第5号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

同意第5号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第6号について討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから同意第6号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

同意第6号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第7号について討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから同意第7号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

同意第7号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第8号について討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから同意第8号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

同意第8号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第9号について討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから同意第9号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

同意第9号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第10号について討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから同意第10号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

同意第10号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第11号について討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから同意第11号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

同意第11号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第12号について討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから同意第12号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

同意第12号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第13号について討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから同意第13号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

同意第13号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第14号について討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから同意第14号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

同意第14号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第15号について討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから同意第15号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

同意第15号は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第28 意見書案第1号

○議長（木村俊広君） 日程第28、意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

よって、日程第28、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 意見書案第2号

○議長（木村俊広君） 日程第29、意見書案第2号 東京一極集中の税の偏在是正及び地方の持続的発展に向けた施策の強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

よって、日程第29、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第30 意見書案第3号

○議長（木村俊広君） 日程第30、意見書案第3号 令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

よって、日程第30、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 意見書案第4号

○議長（木村俊広君） 日程第31、意見書案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたい

と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第4号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

よって、日程第31、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第32 意見書案第5号

○議長(木村俊広君) 日程第32、意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第5号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

よって、日程第32、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第33 意見書案第6号

○議長(木村俊広君) 日程第33、意見書案第6号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第6号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第6号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

よって、日程第33、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第34 意見書案第7号

○議長（木村俊広君） 日程第34、意見書案第7号 急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第7号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第7号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

よって、日程第34、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第35 議員の派遣について

○議長（木村俊広君） 日程第35、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣のほか、議案の審議または調査及び議会において必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の議案に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第36 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（木村俊広君） 日程第36、休会中の所管事務調査等の申し出を議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査の申出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（木村俊広君） お諮りします。

これをもちまして令和8年第1回森町議会6月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和8年第1回森町議会6月会議を終了いたします。

お疲れさまでした。

休会 午後 7時00分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和8年6月16日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員